

令和 7 年 3 月宇土市議会定例会会議録目次

◎会議録第 1 号 2 月 2 8 日

	頁
会期日程	3
議事日程	4
出席欠席者名	5
開会	7
事務報告	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
市長の施政方針及び提案理由説明	9
議会改革特別委員長中間報告	20
（質疑・討論）	21
議員派遣の件について	21
散会	22

◎会議録第 2 号 3 月 4 日

議事日程	25
出席欠席者名	25
開議	27
代表質問及び質疑・一般質問	27
質疑	27
7 番 今中真之助議員	27
1 議案第 3 6 号 令和 7 年度宇土市一般会計予算について	27
代表質問	29
8 番 宇土市政研「志」 西田和徳議員	29
1 震災復興分野の「“輝く” 未来～震災からの復興～」について	30
2 教育・文化分野の「“輝く” 人～学びのふるさとづくり～」につ いて	30
3 保健・福祉・医療分野の「“輝く” 絆～安心のふるさとづくり～」 について	30
4 産業・経済分野の「“輝く” 産業～活力のふるさとづくり～」に ついて	31

5 生活環境・都市基盤分野の「“輝く”まち～安全のふるさとづくり～」について……………	31
一般質問……………	38
14番 中口俊宏議員……………	38
1 宇土市主導による土地開発について……………	38
2 教育行政の取組について……………	42
10番 宮原雄一議員……………	47
1 本市の排水機場について……………	47
12番 檜崎政治議員……………	51
1 相続登記の義務化について……………	51
2 環境対策について……………	52
散会……………	66

◎会議録第3号 3月5日

議事日程……………	69
出席欠席者名……………	69
開議……………	71
質疑・一般質問……………	71
7番 今中真之助議員……………	71
1 学校図書について……………	71
2 消防団の体制強化について……………	78
3 地上デジタル放送電波受信障害地域について……………	83
4 新型コロナワクチンについて……………	85
5 本市の公園について……………	89
4番 浦本晴美議員……………	94
1 こどもまんなか社会の実現に向けて……………	94
2 地域コミュニティの中心である婦人会・老人クラブについて……………	100
3番 中野洋一議員……………	103
1 避難所となる学校施設の防災機能強化の推進について……………	104
2 取組指針改定後の本市における大規模災害時の避難所環境の改善について……………	105
3 災害発生時における避難所等の通信環境について……………	108
4 小中学校での情報リテラシー教育について……………	109

5	本市の歴史的魅力や特色ある有形・無形の文化財群を整備活用し、 国内外へ発信することで地域活性化を図ることについて……………	111
6	「九州のどまんなか宇土市」だからこそヘリコプターを活用した ハブ機能について……………	112
	散会……………	115

◎会議録第4号 3月6日

	議事日程……………	119
	出席欠席者名……………	119
	開議……………	121
	質疑・一般質問……………	121
1 番	土黒功司議員……………	121
1	「宇土市通学路安全プログラム」について……………	121
2	「こどもどまんなか」政策の具体的な展開について……………	123
3	「G I G Aスクール構想」の取組について……………	125
4	宇土市の持続可能な行政運営に向けて……………	127
1 8 番	福田慧一議員……………	136
1	訪問介護事業所への支援について……………	136
2	物価高騰対策について……………	138
3	小中学校で働く教員の勤務状況について……………	140
4	飲用井戸からのP F A S検出に対する対策について……………	144
5	国民健康保険について……………	147
1 5 番	藤井慶峰議員……………	151
1	本市の生活困窮世帯の状況について……………	151
2	本市のヤングケアラー家庭・人の実態について……………	154
	常任委員会に付託（議案第11号から議案第43号まで）……………	156
	散会……………	156

◎会議録第5号 3月19日

	議事日程……………	161
	出席欠席者名……………	162
	開議……………	163
	地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告……………	163

(質疑・討論)	165
各常任委員長報告.....	165
1 総務市民常任委員長報告.....	165
2 経済建設常任委員長報告.....	170
3 文教厚生常任委員長報告.....	173
(質疑・討論・採決)	176
委員会の閉会中の継続審査及び調査について (採決)	182
(追加日程)	
議案第 4 4 号 令和 6 年度宇土市一般会計補正予算(第 8 号)について.....	182
議案第 4 5 号 宇土市副市長の選任について.....	183
発議第 1 号 宇土市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例に ついて.....	187
発議第 2 号 宇土市議会委員会条例の一部を改正する条例について.....	188
発議第 3 号 宇土市議会会議規則の一部を改正する規則について.....	189
発議第 4 号 小中学校の学校給食の無償化を求める意見書.....	190
閉会.....	191
署名.....	197

第 1 号

2 月 2 8 日 (金)

令和7年3月宇土市議会定例会会議録 第1号

宇土市告示第11号

令和7年3月宇土市議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年1月31日

宇土市長 元 松 茂 樹

1. 期 日 令和7年2月28日

2. 場 所 宇土市議会議場

1. 会期日程

(会期20日間)

月日	曜	時間	会議名	内容
2月28日	金	10:00	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 施政方針及び市長の提案理由説明 議会改革特別委員長中間報告 質疑・討論
3月1日	土		休 会	(市の休日)
3月2日	日		休 会	(市の休日)
3月3日	月	10:00	特別委員会	地域高規格道路促進等対策特別委員会
3月4日	火	10:00	本会議	代表質問及び質疑・一般質問
3月5日	水	10:00	本会議	質疑・一般質問
3月6日	木	10:00	本会議	質疑・一般質問 委員会付託
3月7日	金	10:00	委員会	経済建設常任委員会
3月8日	土		休 会	(市の休日)
3月9日	日		休 会	(市の休日)
3月10日	月	10:00	委員会	文教厚生常任委員会
3月11日	火	10:00	委員会	総務市民常任委員会
3月12日	水		休 会	議事整理
3月13日	木		休 会	議事整理
3月14日	金		休 会	議事整理
3月15日	土		休 会	(市の休日)
3月16日	日		休 会	(市の休日)
3月17日	月		休 会	議事整理
3月18日	火		休 会	議事整理
3月19日	水	10:00	本会議	地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告 各常任委員長報告 質疑・討論・採決 閉会

2. 議事日程

令和7年2月28日（第1号） 午前11時15分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第11号 宇土市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 4 議案第12号 宇土市職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例を廃止する条例について

日程第 5 議案第13号 宇土市職員の育児休業等に関する条例及び宇土市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第14号 宇土市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第15号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第16号 宇土市網津防災センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第17号 宇土市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第10 議案第18号 宇土市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第11 議案第19号 宇土市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第12 議案第20号 宇土市放課後児童クラブ施設条例の一部を改正する条例について

日程第13 議案第21号 宇土市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第14 議案第22号 宇土市農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例について

日程第15 議案第23号 宇土市下水道条例の一部を改正する条例について

日程第16 議案第24号 宇土市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について

日程第17 議案第25号 宇土市網田焼の里資料館条例の一部を改正する条例について

日程第18 議案第26号 宇土市地域コミュニティセンター条例の一部を改正する条例に

ついて

- 日程第 19 議案第 27 号 辺地総合整備計画の変更について
- 日程第 20 議案第 28 号 指定管理者の指定について
- 日程第 21 議案第 29 号 令和 6 年度宇土市一般会計補正予算（第 7 号）について
- 日程第 22 議案第 30 号 令和 6 年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）について
- 日程第 23 議案第 31 号 令和 6 年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 24 議案第 32 号 令和 6 年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 25 議案第 33 号 令和 6 年度宇土市入学準備祝金給付基金特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 26 議案第 34 号 令和 6 年度宇土市水道事業会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 27 議案第 35 号 令和 6 年度宇土市下水道事業会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 28 議案第 36 号 令和 7 年度宇土市一般会計予算について
- 日程第 29 議案第 37 号 令和 7 年度宇土市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 30 議案第 38 号 令和 7 年度宇土市北段原土地区画整理事業特別会計予算について
- 日程第 31 議案第 39 号 令和 7 年度宇土市介護保険特別会計予算について
- 日程第 32 議案第 40 号 令和 7 年度宇土市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 33 議案第 41 号 令和 7 年度宇土市入学準備祝金給付基金特別会計予算について
- 日程第 34 議案第 42 号 令和 7 年度宇土市水道事業会計予算について
- 日程第 35 議案第 43 号 令和 7 年度宇土市下水道事業会計予算について
- 日程第 36 議会改革特別委員長中間報告（質疑・討論）
- 日程第 37 議員派遣の件について

3. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

4. 出席議員（18人）

1 番 土 黒 功 司 君

3 番 中 野 洋 一 君

5 番 佐美三 洋 君

2 番 杉 本 寛 君

4 番 浦 本 晴 美 さん

6 番 小 崎 憲 一 君

7 番 今 中 真之助 君
 9 番 園 田 茂 君
 11 番 柴 田 正 樹 君
 13 番 野 口 修 一 君
 15 番 藤 井 慶 峰 君
 17 番 村 田 宣 雄 君

8 番 西 田 和 徳 君
 10 番 宮 原 雄 一 君
 12 番 檜 崎 政 治 君
 14 番 中 口 俊 宏 君
 16 番 山 村 保 夫 君
 18 番 福 田 慧 一 君

5. 欠席議員（なし）

6. 説明のため出席した者の職・氏名

市 長	元 松 茂 樹 君	副 市 長	谷 崎 淳 一 君
教 育 長	前 田 一 孝 君	総 務 部 長	山 口 裕 一 君
企画財政部長	光 井 正 吾 君	市民環境部長	小 山 郁 郎 君
健康福祉部長	岡 田 郁 子 さん	経 済 部 長	加 藤 敬一郎 君
建 設 部 長	草 野 一 人 君	教 育 部 長	野 口 泰 正 君
秘書政策課長	渡 邊 聡 君	総 務 課 長	上 木 淳 司 君
危機管理課長	内 田 雅 之 君	企 画 課 長	三 浦 仁 美 さん
まちづくり推進課長	中 山 好 美 さん	財 政 課 長	北 谷 太 示 君

7. 議会事務局出席者の職・氏名

事 務 局 長	田 尻 清 孝 君	次長兼議事係長兼庶務係長	春 木 教 明 君
議 事 係 参 事	村 田 有 美 さん	庶 務 係 参 事	中 山 裕 輝 君

午前 11 時 15 分開会

-----○-----

○議長（野口修一君） ただいまから、令和 7 年 3 月宇土市議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に先立ちまして、事務局長に事務報告をさせます。

事務局長、田尻清孝君

○事務局長（田尻清孝君） 事務報告をいたします。

令和 6 年 12 月定例会以降、昨日までの議会内の行事につきましては、事務報告として配布しておりますので御覧ください。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 事務局長の報告は終わりました。

-----○-----

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（野口修一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第 88 条の規定により、議長において、9 番、園田茂君、10 番、宮原雄一君を指名いたします。

-----○-----

日程第 2 会期の決定

○議長（野口修一君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から 3 月 19 日までの 20 日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） 御異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日から 3 月 19 日までの 20 日間と決定いたしました。

-----○-----

日程第 3 議案第 11 号 宇土市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 4 議案第 12 号 宇土市職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例を廃止する条例について

日程第 5 議案第 13 号 宇土市職員の育児休業等に関する条例及び宇土市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第 14 号 宇土市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

について

- | | | |
|--------|----------|--|
| 日程第 7 | 議案第 15 号 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 8 | 議案第 16 号 | 宇土市網津防災センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 9 | 議案第 17 号 | 宇土市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 10 | 議案第 18 号 | 宇土市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 11 | 議案第 19 号 | 宇土市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 12 | 議案第 20 号 | 宇土市放課後児童クラブ施設条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 13 | 議案第 21 号 | 宇土市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 14 | 議案第 22 号 | 宇土市農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 15 | 議案第 23 号 | 宇土市下水道条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 16 | 議案第 24 号 | 宇土市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 17 | 議案第 25 号 | 宇土市網田焼の里資料館条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 18 | 議案第 26 号 | 宇土市地域コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 19 | 議案第 27 号 | 辺地総合整備計画の変更について |
| 日程第 20 | 議案第 28 号 | 指定管理者の指定について |
| 日程第 21 | 議案第 29 号 | 令和 6 年度宇土市一般会計補正予算（第 7 号）について |
| 日程第 22 | 議案第 30 号 | 令和 6 年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）について |
| 日程第 23 | 議案第 31 号 | 令和 6 年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について |
| 日程第 24 | 議案第 32 号 | 令和 6 年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について |
| 日程第 25 | 議案第 33 号 | 令和 6 年度宇土市入学準備祝金給付基金特別会計補正予算（第 |

1号) について

日程第26 議案第34号 令和6年度宇土市水道事業会計補正予算(第4号)について

日程第27 議案第35号 令和6年度宇土市下水道事業会計補正予算(第4号)について

日程第28 議案第36号 令和7年度宇土市一般会計予算について

日程第29 議案第37号 令和7年度宇土市国民健康保険特別会計予算について

日程第30 議案第38号 令和7年度宇土市北段原土地区画整理事業特別会計予算について

日程第31 議案第39号 令和7年度宇土市介護保険特別会計予算について

日程第32 議案第40号 令和7年度宇土市後期高齢者医療特別会計予算について

日程第33 議案第41号 令和7年度宇土市入学準備祝金給付基金特別会計予算について

日程第34 議案第42号 令和7年度宇土市水道事業会計予算について

日程第35 議案第43号 令和7年度宇土市下水道事業会計予算について

○議長(野口修一君) 日程第3、市長提出議案第11号から、日程第35、議案第43号までの33件を一括して議題といたします。

市長の施政方針及び提案理由の説明を求めます。

市長、元松茂樹君

○市長(元松茂樹君) おはようございます。

本日ここに、令和7年3月市議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様におかれましては、公私共に御多用の中に御参集をいただき、誠にありがとうございます。

まず、令和7年度施政方針の説明に先立ちまして、議会並びに市民の皆様に対しまして、有機フッ素化合物検出の件につきまして御報告をさせていただきます。

近年、全国的に懸念されている状況を受けまして、県からの最終処分場周辺の調査の要請により、宇城広域連合の松山最終処分場の監視井戸を調査したところ、暫定指針値の1リットル当たり50ナノグラムを超える190ナノグラムの有機フッ素化合物が検出されました。

これを受けまして、熊本県等と共同で、井戸から半径500メートルの範囲内にある飲用井戸を調査しましたところ、処分場がある五色山の東側に位置する宇土市内の隣接する2か所の井戸が暫定指針値を超えておりました。

さらに、この井戸を中心としまして半径500メートルの範囲で井戸を追加調査しましたところ、宇土市内で2か所、宇城市内で7か所の井戸から有機フッ素化合物が検出をされました。

この井戸は、最初の調査で検出された井戸の至近に当たる場所にあります。

ここまでの調査を受けて熊本県は、松山最終処分場監視井戸で検出された物質と他の井戸から検出された物質に組成的な違いがある点、松山最終処分場監視井戸の濃度が他の井戸よ

りも高くない、宇城市内の2か所の井戸よりも低いという点から、松山最終処分場が汚染源とは考えにくいという見解を示しております。

県においては、宇城市内で新たに検出された井戸を中心に半径500メートルの範囲の追加調査を行いました。その範囲内には宇土市内の井戸は含まれておりません。

これらを受けまして、宇土市において松山最終処分場がある五色山の北側と西側及び南西側の住宅地の井戸3か所の独自調査を行いました。

その結果、全ての井戸において有機フッ素化合物は検出されず、安全性を確認しております。

現在、宇土市内で暫定指針値を超えた計4か所の井戸の所有者に対して、飲用水の提供を行っております。

また、この4か所の井戸は上水道エリアに含まれていないことから、当面の措置として有機フッ素化合物を除去できる浄水器の貸出しの準備を進めており、将来的には上水道の整備についても検討したいと考えております。

なお、宇土市の上水道については市内全域20か所の水源の調査を終えており、全ての水源において暫定目標値の1リットル当たり50ナノグラムを超えた有機フッ素化合物は検出されておらず、安全性を確認しております。また環境交通課において、花園地区2か所を含む市内全域の民間井戸14か所を監視対象としておりますが、こちらについても最新の令和6年の調査では、暫定指針値の超過はなく安全性を確認しております。

今後も、熊本県、宇城広域連合、宇城市と連携して原因究明を進めますとともに、暫定指針値を超える有機フッ素化合物が検出された井戸をお使いの世帯に寄り添った対応を進めてまいります。

それでは、本年3月定例会の開会に当たりまして、令和7年度の市政運営における基本的な考え方と主な施策について、私の所信の一端を申し述べ、議員各位をはじめ、市民の皆様への御理解と御協力を賜りたいと存じます。

昨年を振り返りますと、元日に発生した能登半島地震をはじめ、豪雨による災害など、自然災害が相次いで発生し、改めて災害への備えの重要性とその責任の重さを感じた年となりました。

また、日常生活においては、食料品やエネルギー価格をはじめとする物価の高騰が長期化し、市民の皆様においては、先行きが見通せず、不安を払拭できない日々が続いたものと思います。

本市としましては、物価高騰対策として、全市民への商品券の配布や低所得世帯への臨時給付金の支給など、緊急的な経済対策に取り組んできたところでございます。

これにより、市民の皆様の生活への不安感の軽減に多少なりともなり得たのではないかと

考えております。

今後も引き続き、国や県と連携しながら、物価高騰の影響を受けている市民の皆様や事業者の皆様が、安心した日々を送ることができるよう、その支援に取り組んでまいります。

そのような中、去年は、本市の市政運営においては、「攻めの行政」に転じ、一步踏み出した一年でもございました。

新たな取組としましては、企業や移住者、就業者に対する補助金を新設するなど、企業誘致や定住・移住を推進するための支援策の拡充と強化に努めました。

また、図書館機能を併設し、誰もが気軽に利用できる多目的市民交流施設の整備にも着手しております。

さらに、市の魅力を広く発信するため、2024ミス・インターナショナル日本代表で、昨年11月に開催されました世界大会において「ミス・アジアパシフィック」に選出された、本市出身の植田明依さんと、現在、市の多目的市民交流施設整備事業プロデューサーで、熊本県民テレビのアナウンサーとして活躍された本橋馨さんを宇土市親善大使に任命し、市のイメージアップに御協力いただいているところでございます。

加えまして、キャッチフレーズを「九州のどまんなか宇土市」と定め、新たなプロモーションもスタートさせております。

そのほか、子育て関連においても、こども家庭庁が掲げるこどもまんなか社会を実現するため、子どもたちのために何がもっとも良いことかを考え、子どもたちが健やかで幸せに成長できる社会を実現するため、こどもまんなか応援サポーター宣言を行いました。

これまで種を撒いてきたこれらの新たな施策が、少しずつではありますが、確実に芽を出し始めていると感じているところでございます。

現在、本市を取り巻く環境は、人口減少・少子高齢化の進展や長引く物価高騰など、依然として厳しい状況にあります。また、急速なデジタル社会の進展への対応などもあり、行政課題が山積しています。

社会情勢の大きな変化に直面し、時代の岐路に立っている現在、いかに新たな宇土市を切り開いていけるかが、今まさに問われています。

市政運営の基本方針としては、令和5年度からスタートしている第6次宇土市総合計画後期基本計画に基づき、「復興から発展へ 未来へ“輝くふるさと”宇土」の実現のため、様々な施策を展開しているところですが、10年先、20年先、さらにはその先を見据え、山積する課題解決に向けた施策をこれまで以上に推進していく必要がございます。

そこで、令和7年度は、芽が出始めた施策が、花を咲かせ、実を結ぶものとなるよう、テーマを「前進」とし、宇土市が新たなステージへと、より一層歩みを加速していく年にしたいと考えております。

昨年から「九州のどまんなか宇土市」をキャッチフレーズに、宇土市の認知度向上に取り組んできたところですが、令和7年度、更なる認知度向上を目指すため、新たにシティプロモーション業務を推進する部署を設置します。

そこで、本市が持つ強みや地域資源などの多彩な魅力と施策などの行政情報を広く市内外に戦略的に発信し、宇土市が「住みたい、住み続けたいまち」に選ばれ、定住・移住人口及び関係人口の維持・拡大につながるよう取り組んでまいります。

「九州のどまんなか宇土市」このフレーズを合言葉に、市の魅力を広く発信してまいります。

また、急激に進展するデジタル化に対応するためのDX推進を担う部署や、昨年行ったこどもまんなか応援サポーター宣言を実行し、こどもまんなか社会を実現するための関係部署の組織見直しも行います。

さらに、国際交流事業として、台湾の台南市と宇土市・宇城市・美里町の2市1町からなる宇城地域との友好交流協定の締結に向けて調整を進めています。

協定の締結後は、経済や観光、文化に加え、特に、次代を担う子どもたちが国際感覚を身につけ、将来、海外で活躍できるよう、教育交流を通したグローバル人材の育成を推進してまいります。

結びに、令和7年度は、私にとって4期目の市長任期を締めくくる節目の年度となります。

これまで取り組んでまいりました様々な施策に対する市民の皆様、市議会の皆様の御協力や御支援に、この場をお借りして改めて心より御礼を申し上げます。

それでは、令和7年度の予算案の概要について申し上げます。

本市の財政状況は、熊本地震関連で借り入れた地方債の償還や、公共施設等の老朽化による維持・更新等に多額の費用を要していることに加え、物価高騰による影響等で義務的経費が増加している状況であり、厳しい状況にあります。

そんな中、令和7年度は、第6次総合計画に掲げる2026年の目標人口3万6千人の達成に向け、将来も宇土市に住みたい、宇土市に帰ってきたいと思われる“選ばれるまち”の形成を目指す予算編成に取り組みました。

具体的には、10年後、20年後も持続可能な行政サービスを提供するための中長期的な視点を持って取り組む事業、「九州のどまんなか宇土市」によるシティプロモーションをはじめとする宇土市の個性や魅力を生かした事業、デジタル等を活用し利用者視点で行財政の在り方を見直す行政基盤の強化に重点を置き、令和6年度を上回る総額229億8,000万円の一般会計予算案を調製いたしました。

それでは、令和7年度一般会計予算案の主な施策の概要について、宇土市総合計画の基本構想の内容に沿って御説明申し上げます。

1点目は、震災復興分野の「“輝く” 未来～震災からの復興～」についてであります。

まず、防災拠点の整備としまして、現在の市役所駐車場を、大規模災害の発生時に緊急的に避難できる防災広場として整備してまいります。

次に、全国的な大規模災害の多発化、甚大化に備え、指定避難所である市内小中学校体育館のうち、未整備の6施設についてバリアフリースイレを整備いたしまして、避難者の生活環境改善を図ってまいります。

また、各地区が主体となって実施する防災活動に対して支援を行い、地域防災力の強化を図るとともに、地域における防災活動のリーダーとなる防災士の養成を推進し、資格取得について、引き続き助成を行ってまいります。

このほか、河川氾濫による浸水被害等を軽減するため、河川の改修を行うなど、引き続き、自然災害に対する防災・減災対策の充実に努めてまいります。

次に、2点目は、教育・文化分野の「“輝く” 人～学びのふるさとづくり～」についてであります。

まず、旧田中会館の施設を活用し、多くの市民の方が社会的立場や属性等を気にすることなく気軽に交流できる空間として、図書館機能等を備えた多目的市民交流施設の整備を引き続き進めてまいります。

施設の整備に関しては、市民の皆様から寄せられた期待に応えることができるよう、地域への愛着や親しみが感じられる施設づくりを推進してまいります。

幼児期教育につきましては、幼稚園の一時預かり事業、特別支援教育などを令和7年度も継続して行ってまいります。

学校教育につきましては、市内全小中学校のタブレット端末を更新し、ICT教育を推進するとともに、これまで中学3年生のみを対象としておりました中学校英語検定チャレンジ事業の対象を中学生全体に拡大し、英語力の向上を図ってまいります。

スポーツの振興につきましては、船場川調整池周回コースの整備やe c o w i n宇土アリーナのトレーニング機器購入等を行い、市民が安全で利用しやすい施設環境の整備に努めます。

青少年の健全育成につきましては、家庭や学校とは異なる第三の居場所である子どもサードプレイスの工事に着手してまいります。

文化遺産の保存・活用につきましては、令和4年度に国指定史跡となりました轟貝塚を本市の宝として後世に継承すべく、土地の公有化を進めてまいります。

また、市民会館の舞台機構の修繕や空調機器の取替等を行い、施設の長寿命化を図ってまいります。

次に、3点目は、保健・福祉・医療分野の「“輝く” 絆～安心のふるさとづくり～」につ

いてであります。

まず、子育て支援につきまして、0歳から18歳までの子ども医療費の完全無償化を引き続き実施します。

さらに、生後1か月児健診に係る費用の助成を新たに実施し、子育て世帯に対する経済的支援を拡充するとともに、出産後から幼児期までの切れ目のない健康診査を通じて、様々な育児支援につながるよう取り組んでまいります。

また、子ども食堂の活動への支援や、ジュニアスポーツ活動等への経済的支援を引き続き実施するとともに、こども家庭センターの取組を強化し、こどもまんなか応援サポーター宣言に基づく取組を推進してまいります。

保育所及び放課後児童クラブにつきましては、保育補助者や保育支援員の雇用に対して、人材不足の解消及びより良い保育環境づくりのための支援を引き続き行うとともに、保育所入所定員の増加を図るため、宇土幼稚園2階に創設される小規模保育所に対し、施設整備の支援を行い、安心・安全な保育環境の充実を図ってまいります。

高齢者福祉につきましては、eスポーツを活用して高齢者等の交流を促進していくとともに、新たに法人による成年後見受任制度を開始し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう取り組んでまいります。

障がい者福祉につきましては、市独自の補助であります在宅介護手当や紙おむつ費助成、福祉タクシー券の助成などの支援を継続して実施するとともに、宇城圏域の市や町、事業所と連携しながら、障がい者の日常生活、社会生活を支援してまいります。

また、令和8年度から12年度を計画期間とする第5期地域福祉計画を策定し、地域福祉の充実に努めてまいります。

このほか、一つの支援機関だけでは解決に導くことが難しい、複雑で、複合的な課題を持つ方のために、ふくしの相談窓口を継続して開設し、サポートに取り組んでまいります。

次に、4点目は、産業・経済分野の「“輝く”産業～活力のふるさとづくり～」についてであります。

まず、農林業の振興につきましては、6次産業化等支援事業補助金を創設し、意欲ある生産者の加工品開発や販路開拓の支援を行ってまいります。

また、農業振興だけでなく観光振興の視点を持ち、観光農園の増加に向けた取組を行ってまいります。

水産業の振興につきましては、各漁港海岸の長寿命化計画の更新に着手するとともに、長浜漁港の物揚場かさ上げ工事を行い、漁港施設の機能強化を図ってまいります。

また、熊本県、熊本市、玉名市と共同で整備する土砂受入地について、関係機関と連携し取組を進めてまいります。

このほか、令和6年度に創設した農水産加工施設整備事業補助金により、引き続き西部地区の農水産業を支援してまいります。

商工業の振興につきましては、市内で新たに創業する中小企業者を対象とした創業・開業支援補助金や企業誘致を促進するための企業立地特別奨励金による支援を推進し、地域経済の活性化を図ってまいります。

また、令和6年度に創設した奨学金返済支援補助金により、市内の事業所等に就業する若者を支援し、雇用の確保や移住・定住を推進してまいります。

観光の振興につきましては、日本の渚百選、日本の夕陽百選に選定されております御興来海岸を望む島山の干潟景勝地展望広場の整備に、引き続き取り組んでまいります。

また、新たに地域おこし協力隊を任用して、SNS等を活用し宇土市の魅力を世界に向けて発信するなど、観光客の増加に向けた取組を進めてまいります。

次に、5点目は、生活環境・都市基盤分野の「“輝く”まち～安全のふるさとづくり～」についてであります。

土地利用の促進、市街地の整備につきましては、地域経済の発展や定住・移住の促進に向けて、これまでの調査結果を踏まえ、有効的な土地利用の検討を進めてまいります。

住宅・住環境の充実、定住促進につきましては、新たに特定公共賃貸住宅子育て世帯移住促進助成金を創設し、子育て世代の転入促進を図ってまいります。

また、令和7年度は地域おこし協力隊の募集人数を増やし、本市への移住・定住を促進するとともに、地域おこし協力隊による地域協力活動を推進してまいります。

このほか、新たな建築物耐震改修促進計画を策定し、住環境の安全確保を図ってまいります。

次に、住民協働・行財政運営についてであります。

まず、ホームページやLINE、Instagram等のSNSを効果的に活用した本市の魅力発信ができるように、新たに情報発信強化事業を実施してまいります。

市民参画の推進につきましては、新たな総合計画の策定に当たり、アンケート調査やまちづくり座談会を実施し、幅広い意見を反映させるよう努めてまいります。

財政健全化につきましては、熊本地震関連で借り入れた地方債の償還が本格化し、令和18年度まで続いてまいります。現在の物価高騰、地域経済の状況を把握しながら、今後も行政運営の効率化・円滑化に取り組む必要があると考えております。

また、今年度もふるさと宇土応援寄附金として、全国の皆様から多くの寄附をいただいております。いただきました御厚意を無駄にすることなく、行政運営に活用させていただきたいと思っております。

最後に、地区のまちづくり計画についてであります。

本市の七つの地区は、地区ごとに歴史や文化などの地域資源、特性があり、抱えている課題も違います。引き続き、分野ごとの各種施策と併せまして、地区の特性を生かすためのまちづくりを展開してまいりたいと考えております。

以上、市政運営における基本的な考え方と主な施策について申し上げましたが、令和7年が大きく「前進」する年となるよう、全力で取り組んでまいり所存でございます。

議員の皆様をはじめ、市民の皆様には、なお一層の御理解と御協力をお願い申し上げ、私の施政方針といたします。

次に、提出しております議案の御説明を申し上げます。

今回は、予算関係15件、条例関係16件、その他2件の計33件であります。

議案第11号、宇土市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について。これは、国家公務員退職手当法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第12号、宇土市職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例を廃止する条例について。これは、当分の間の特例として制定された条例であり、制定から約50年を経過している状況を鑑み、条例を廃止するものであります。

議案第13号、宇土市職員の育児休業等に関する条例及び宇土市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。これは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第14号、宇土市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。これは、令和7年度から任期付指導主事を任用するに当たり、等級別基準職務表を見直す必要があるため、所要の改正を行うものであります。

議案第15号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。これは、附属機関の委員の報酬額に関し、要件を見直す必要があるため、所要の改正を行うものであります。

議案第16号、宇土市網津防災センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。これは、宇土市網津防災センターの市外居住者の使用料を規定するため、所要の改正を行うものであります。

議案第17号、宇土市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例について。これは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第18号、宇土市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例について。これは、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第19号、宇土市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。これは、国民

健康保険事業の円滑な財政運営を確保するため、所要の改正を行うものであります。

議案第20号、宇土市放課後児童クラブ施設条例の一部を改正する条例について。これは、宇土東小学校敷地内に新たに宇土東小学校第2児童クラブ施設を創設するため、所要の改正を行うものであります。

議案第21号、宇土市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。これは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第22号、宇土市農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例について。これは、市組織の見直しに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第23号、宇土市下水道条例の一部を改正する条例について。これは、下水道法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第24号、宇土市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について。これは、水道法施行令及び水道法施行規則の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第25号、宇土市網田焼の里資料館条例の一部を改正する条例について。これは、宇土市網田焼の里資料館に指定管理者制度を導入するため、所要の改正を行うものであります。

議案第26号、宇土市地域コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について。これは、花園コミュニティセンター及び網田コミュニティセンターの市外居住者の使用料を規定するため、所要の改正を行うものであります。

議案第27号、辺地総合整備計画の変更について。これは、辺地に係る総合整備計画を変更するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第28号、指定管理者の指定について。これは、指定管理者を指定する必要があるもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第29号、令和6年度宇土市一般会計補正予算（第7号）について。補正額は11億2,021万9千円を減額するもので、補正後の総額は23億3,266万2千円です。

補正予算の主なものについて御説明申し上げます。

歳入につきましては、所要の特定財源の計上及び財政調整基金繰入金による予算の調製を行っております。

歳出につきましては、議会費では、議会一般経費の減額等を行っております。

総務費では、熊本県物価高騰対応生活者支援事業（LPガス使用世帯支援）（追加分）の計上等を行っております。

民生費では、物価高騰対応臨時給付金支給事業の減額等を行っております。

衛生費では、乳幼児学童定期予防接種事業の減額等を行っております。

農林水産業費では、担い手育成支援経費の減額等を行っております。

商工費では、ふるさと宇土応援基金経費の減額等を行っております。

土木費では、単独道路維持事業の減額等を行っております。

消防費では、消防団補償費等経費の減額等を行っております。

教育費では、轟貝塚保存活用事業の減額等を行っております。

公債費では、公債費利子の減額等を行っております。

そのほか、繰越明許費について、第2別館改修事業ほか15件の追加を行っております。

地方債については、船場川湛水防除事業（国補正分）ほか4件の追加及び交通安全施設整備事業ほか22件の限度額の変更を行っております。

議案第30号、令和6年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について。補正額は4,007万6千円を減額するもので、補正後の総額は45億2,248万9千円です。これは、国県支出金過年度返還金の増額及び事業の実績見込みによる減額を行っております。

議案第31号、令和6年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第4号）について。補正額は5,539万1千円を増額するもので、補正後の総額は40億2,810万4千円です。これは、介護保険基金積立金の増額及び事業の実績見込みによる減額を行っております。

議案第32号、令和6年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について。補正額は1,425万5千円を減額するもので、補正後の総額は6億1,440万7千円です。これは、事業の実績見込みによる減額を行っております。

議案第33号、令和6年度宇土市入学準備祝金給付基金特別会計補正予算（第1号）について。補正額は69万5千円を減額するもので、補正後の総額は61万7千円です。これは、入学準備祝金給付基金積立金の増額及び事業の実績見込みによる減額を行っております。

議案第34号、令和6年度宇土市水道事業会計補正予算（第4号）について。収益的支出における補正額は2,154万5千円を減額するもので、補正後の総額は6億8,153万1千円です。これは、事業の実績見込みによる減額を行っております。

資本的支出における補正額は400万円を減額するもので、補正後の総額は3億2,268万7千円です。これは、事業の実績見込みによる減額を行っております。

議案第35号、令和6年度宇土市下水道事業会計補正予算（第4号）について。収益的支出における補正額は2,051万7千円を減額するもので、補正後の総額は10億4,906万2千円です。これは、消費税及び地方消費税の増額及び事業の実績見込みによる減額を行っております。

資本的支出における補正額は7,542万8千円を減額するもので、補正後の総額は5億7,295万2千円です。これは、事業の実績見込みによる減額を行っております。

そのほか、地方債の補正について、公共下水道事業債の限度額の変更を行っております。

議案第36号、令和7年度宇土市一般会計予算について。歳入歳出総額は229億8,000万円であります。前年度の当初予算と比較しますとプラス1.1%、金額にして2億4,000万円の増額予算となっております。

歳入につきましては、市税は42億9,070万8千円で前年度比プラス3.2%、金額にして1億3,248万円の増額となっております。地方交付税は50億8,000万円で前年度比プラス7.1%、3億3,600万円の増額、国庫支出金は38億6,470万7千円で前年度比プラス13.0%、4億4,371万7千円の増額、県支出金は18億868万3千円で前年度比マイナス2.9%、5,357万6千円の減額となっております。また、地方債は23億4,470万円で前年度比マイナス2.8%、6,690万円の減額となっております。

次に、歳出につきましては、目的別の総額、前年度比及び大きなポイントのみ説明させていただきます。

まず、議会費は、1億8,605万6千円で前年度比プラス1.5%、269万5千円の増額となっております。これは、国際交流事業経費の増額等によるものです。

総務費は、22億6,889万円で前年度比マイナス7.3%、1億7,778万1千円の減額となっております。これは、地方バス路線維持対策事業経費、コンビニ交付事業経費の減額等によるものです。

民生費は、84億3,757万1千円で前年度比プラス5.7%、4億5,748万7千円の増額となっております。これは、児童手当費、生活保護扶助費の増額等によるものです。

衛生費は、12億9,250万7千円で前年度比プラス8.0%、9,609万4千円の増額となっております。これは、保健センター施設改修事業の増額及び妊婦のための支援給付事業の計上等によるものです。

農林水産業費は、16億3,690万円で前年度比マイナス18.3%、3億6,585万円の減額となっております。これは、高潮対策事業、住吉海岸公園整備事業の減額等によるものです。

商工費は、13億1,410万7千円で前年度比マイナス24.3%、4億2,143万6千円の減額となっております。これは、ふるさと宇土応援基金経費の減額等によるものです。

土木費は、19億5,272万6千円で前年度比プラス3.7%、7,053万円の増額となっております。これは、緊急自然災害防止対策事業（河川）、辺地道路整備事業経費の増額等によるものです。

消防費は、7億3,377万5千円で前年度比マイナス3.8%、2,874万8千円の減額となっております。これは、防災行政無線維持管理経費、防災対策費一般経費の減額等に

よるものです。

教育費は、27億3,564万8千円で前年度比プラス32.5%、6億7,046万6千円の増額となっております。これは、学校一般経費（ICT関連経費）、子どもサードプレイス事業の増額等によるものです。

災害復旧費は、4千円で前年度から増減はありません。

以上で、一般会計の説明を終わりますが、議案第37号から議案第43号までの令和7年度特別会計及び水道事業会計、下水道事業会計につきましては、配布しております予算書をもって説明に代えさせていただきます。

以上が、提出しております議案の概要であります。

どうか、十分に御審議の上、適切な御決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（野口修一君） 市長の施政方針及び提案理由の説明は終わりました。

-----○-----

日程第36 議会改革特別委員長中間報告

○議長（野口修一君） 日程第36、議会改革特別委員会の審査の経過についてを議題といたします。特別委員長の中間報告を求めます。

議会改革特別委員長、藤井慶峰君

○議会改革特別委員長（藤井慶峰君） 改めまして、おはようございます。

ただいまから、議会改革特別委員会のこれまでの経過及び審査内容について、中間報告をいたします。

本委員会は、昨年12月定例会において9名の委員で設置され、これまで2回の委員会を開催し、協議を行っております。

第1回委員会では、本委員会の目的として、本委員会の前身となる議会改革検討会の目的を引き継ぎ、議員定数、議員報酬、費用弁償、選挙運動費用に対する公費負担及び女性議員が増えるための取組といった五つのテーマを主とする議会改革に関する事項について、適正な判断を行うため、更なる調査・研究に取り組むことを確認いたしました。また、議会改革検討会における最終協議の結果、市民からの意見及びそれに対する回答を確認いたしました。その上で、今後のスケジュールを鑑み、おおむね1年を目途に結論を出すことを目指すこととし、結論を出すためのステップをしっかりと踏み、最終的に執行部へ要望が必要となるものとそうでないものを分けて協議を進めることを申し合わせました。

なお、委員からは、「五つのテーマ以外を追加する場合は、委員協議により決定してはどうか」、「議員の身を切る改革なく、都合が良いことばかりとならないような進め方をすべきではないか」などの意見があり、活発な討議がなされております。

次に、第2回委員会では、五つのテーマについて、議会改革検討会で行った調査内容及び

協議の中で出された意見などを振り返り、本特別委員会で今後協議に必要な情報等を確認いたしました。また、スケジュールを踏まえ、執行部への要望を伴う議員報酬及び選挙運動費用に対する公費負担を先に扱うことを決定したほか、議員定数及び議員報酬の二つのテーマについては、市民から意見を聴取することを確認いたしました。

なお、委員からは、「過去の特別委員会では、市民からの意見聴取がどのように行われたか」、「市民から意見は聴くべきだが、聴取する内容や聴取した意見をどう扱うかがとても大切である。」などの意見があり、今後の協議に向けて情報収集に努めることとしております。

今後、宇土市議会基本条例の基本理念に基づき、議会機能のより一層の充実強化を図るため審議を進めてまいりたいと考えております。

以上で、議会改革特別委員会の中間報告を終わります。

○議長（野口修一君） 議会改革特別委員長の中間報告は終わりました。

これより、ただいまの特別委員長の中間報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

以上で、議会改革特別委員長の中間報告を終了いたします。

-----○-----

日程第３７ 議員派遣の件について

○議長（野口修一君） 日程第３７、議員派遣の件についてを議題といたします。

配布しておりますとおり、議員派遣を要する件が１件あります。

なお、緊急を要する議員派遣及び期日、場所等に変更が生じた場合には、議長において決定し、次回に報告することにいたします。

これより、議員派遣の件について質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決をいたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(野口修一君) 御異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

3月3日月曜日、午前10時から、地域高規格道路促進等対策特別委員会になっておりますので、よろしくお願いいたします。

次の本会議は、3月4日火曜日に開き、代表質問及び質疑・一般質問を行います。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れ様でした。

—————○—————

午後0時04分散会

第 2 号

3 月 4 日 (火)

令和7年3月宇土市議会定例会会議録 第2号

3月4日（火）午前10時00分開議

1. 議事日程

日程第1 代表質問及び質疑・一般質問

質疑

1. 今中真之助議員

1 議案第36号 令和7年度宇土市一般会計予算について

代表質問

1. 宇土市政研「志」 西田和徳議員

1 震災復興分野の「“輝く” 未来～震災からの復興～」について

2 教育・文化分野の「“輝く” 人～学びのふるさとづくり～」について

3 保健・福祉・医療分野の「“輝く” 絆～安心のふるさとづくり～」について

4 産業・経済分野の「“輝く” 産業～活力のふるさとづくり～」について

5 生活環境・都市基盤分野の「“輝く” まち～安全のふるさとづくり～」について

一般質問

1. 中口俊宏議員

1 宇土市主導による土地開発について

2 教育行政の取組について

2. 宮原雄一議員

1 本市の排水機場について

3. 檜崎政治議員

1 相続登記の義務化について

2 環境対策について

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員（18人）

1番 土 黒 功 司 君

2番 杉 本 寛 君

3番 中 野 洋 一 君

4番 浦 本 晴 美 さん

5番 佐美三 洋 君

6番 小 崎 憲 一 君

7 番 今 中 真之助 君
 9 番 園 田 茂 君
 11 番 柴 田 正 樹 君
 13 番 野 口 修 一 君
 15 番 藤 井 慶 峰 君
 17 番 村 田 宣 雄 君

8 番 西 田 和 徳 君
 10 番 宮 原 雄 一 君
 12 番 檜 崎 政 治 君
 14 番 中 口 俊 宏 君
 16 番 山 村 保 夫 君
 18 番 福 田 慧 一 君

4. 欠席議員（なし）

5. 説明のため出席した者の職・氏名

市 長	元 松 茂 樹 君	副 市 長	谷 崎 淳 一 君
教 育 長	前 田 一 孝 君	総 務 部 長	山 口 裕 一 君
企画財政部長	光 井 正 吾 君	市民環境部長	小 山 郁 郎 君
健康福祉部長	岡 田 郁 子 さん	経 済 部 長	加 藤 敬一郎 君
建 設 部 長	草 野 一 人 君	教 育 部 長	野 口 泰 正 君
秘書政策課長	渡 邊 聡 君	総 務 課 長	上 木 淳 司 君
危機管理課長	内 田 雅 之 君	企 画 課 長	三 浦 仁 美 さん
まちづくり推進課長	中 山 好 美 さん	財 政 課 長	北 谷 太 示 君
税 務 課 長	池 田 忠 陽 君	環 境 交 通 課 長	松 下 修 也 君
子育て支援課長	湯 野 淳 也 君	農 林 水 産 課 長	東 顕 君
商工観光課長	清 塘 啓 史 君	都市整備課長	下 田 竜 一 君
上下水道課長	岩 崎 広 美 さん	学校教育課長	本 堀 武 史 君
生涯活動推進課長	西 山 祐 一 君		

6. 議会事務局出席者の職・氏名

事 務 局 長	田 尻 清 孝 君	次長兼議事係長兼庶務係長	春 木 教 明 君
議 事 係 参 事	村 田 有 美 さん	庶 務 係 参 事	中 山 裕 輝 君

午前10時00分開議

-----○-----

○議長（野口修一君）　これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1　代表質問及び質疑・一般質問

○議長（野口修一君）　日程第1、代表質問及び質疑・一般質問を行います。

これより質疑を行います。

ここで提出議案に対する質疑について申し上げます。質疑は一括質疑とし、質疑の回数は会議規則第56条の規定により1回となります。また、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができませんので御注意ください。

それでは、質疑の発言通告があっておりますので、これを許可します。

7番、今中真之助君

○7番（今中真之助君）　早速ですが、通告に従い質疑をいたします。今議会で提出されている議案第36号、令和7年度宇土市一般会計予算、総務費の中の企画費として計上されております地方バス路線維持費補助金4,169万7千円について質疑をいたします。

二つございますが、まず一つ目、不採算路線の特に宇土・三角間では、減便などで調整し、民間業者に補てんする補助金を極力抑えておられると思いますけれども、今年度と比較して来年度はどう変わるのか教えてください。二つ目、決算審査等々において再三指摘があっていると思いますが、決算審査以降どのような協議を行ったのかお示してください。

以上でございます。企画財政部長お願いします。

○議長（野口修一君）　企画財政部長、光井正吾君

○企画財政部長（光井正吾君）　おはようございます。

初めに、地方バス路線維持費補助金が今年度と比較して来年度はどう変わるのかという御質問にお答えいたします。

現在、本市を走る地方バス路線のルート、これを通称、運行系統と申しますけれども、この運行系統は11系統ございます。このうち、今年度は、令和5年10月から令和6年9月までの運行経費が規定の算出により赤字となる10系統に対しまして、補助金を総額4,372万1千円支出しております。

内訳を運行事業者ごとに申し上げますと、九州産交バスが6系統で、補助金額は1,716万5千円、産交バスが4系統で、補助金額は2,655万6千円という状況になります。

また、補助金の支出額が大きい運行系統は、産交バスが運行しております宇土駅前から三角産交までを走る系統で、今年度の補助金額は、総額の約6割に当たります2,555万2千円でした。

この宇土・三角間を走る路線バスに対しましては、以前から多くの議員の皆様方からも、運行の見直しについて御指摘を伺っておりました。そのため、産交バスと宇城市の3者で、通学利用者や定期的な利用者の状況を踏まえながら協議を重ねた結果、令和6年4月から、平日の運行を18便から12便、これは往復になりますので9往復から6往復になりますが、6便減便いたしまして3往復にしました。そして、土曜日を12便、6往復から、8便、4往復に、4便減便いたしまして2往復になりますが、土曜日はそれで減便しました。そして日曜日と祝日にあつては、これまでの12便、6往復運行しておりましたけれども、これを全便廃止する見直しを行っております。

これらの減便による効果としましては、今年度の決算額をベースに試算しますと、来年度の補助金は740万円程度減額すると見込まれます。ただ、昨今のドライバー不足による人件費高騰や燃料費高騰など、交通事業者が受けている影響を考慮しなければなりませんので、減便による効果の先ほど言いました740万円が、そのまま来年度の補助金の減額につながるの厳しいというふうに考えております。

このようなことから、来年度の予算は、今年度の決算額4,372万1千円から200万円程度を減額いたしました4,169万7千円と見込んでおります。

次に、決算審査などで再三指摘をいただいておりますけれども、決算審査後どのような協議を行ったかという御質問にお答えいたします。

宇土・三角間を走る路線バスに関しましては、以前から、決算審査等におきまして、財政負担の増加を懸念した代替手段の導入について検討するように御指摘をいただいておりますので、小中学生のバス通学者や一般利用者に支障を来さないよう、これまでもできる限り配慮した対応を検討してまいりました。

そこで、運行の効率化を図るための対応といたしまして、先ほど答弁いたしましたとおり、令和6年4月から、通勤・通学の時間帯の運行本数は維持しつつ、利用者の少ない平日昼間の時間帯の減便や日曜・祝日の運行廃止を実施いたしました。

減便後も、産交バスから、定期的に利用者の状況について情報提供を受けるなど、今後の運行の方向性を検討するための情報収集を継続的に行っているところです。

また令和6年12月には、本市から産交バスに出向きまして、宇土・三角間の路線バスの利用状況を踏まえた上で、代替手段として、コミュニティバス行長ちゃん号を網田地区まで延伸し、小中学生のスクールバスを兼ねた行長ちゃん号を運行する案について検討する意向があることを、伝えさせていただきました。

さらに、本市では、地域公共交通政策について協議する場として、毎年6月と1月の年2回、宇土市地域公共交通会議及び宇土市地域公共交通活性化協議会を開催しております。議会からは、委員として野口議長にも御就任いただいておりますけれども、学識経験者をはじ

め、国土交通省九州運輸局やバス事業者等の交通事業者のほか、市民の代表者などの外部委員多数で構成されております。例えば、路線バスを変更して、代替手段として行長しゃん号のような市で運行するコミュニティバスを導入する際は、必ずこの会議で承認を得なければなりません。

この会議の場におきましても、宇土・三角間を走る路線バスに関する課題について、議会からいただきました御意見を、委員の皆様には確実にお伝えさせていただいております。

また、沿線の宇城市では、今年度中に宇城市地域公共交通計画を策定されておりますので、今後の方向性を整理された上で、来年度、宇城市とも協議をさせていただきたいと考えております。

今後も、本市の地域公共交通を持続可能なものとするため、路線バスの運行の効率化、そして代替手段の導入等につきまして検討を進めてまいります。交通事業者や沿線の宇城市の理解が必要であるため、関係者との協議を丁寧に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 詳しい説明ありがとうございました。

以上でございます。

○議長（野口修一君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） どなたもないようですので、質疑を終了します。

これより代表質問及び一般質問を行います。

発言通告があつておりますので、順次これを許可します。

宇土市政研「志」を代表しまして、8番、西田和徳君

○8番（西田和徳君） 皆さん、改めましておはようございます。宇土市政研「志」の西田です。元松市長4期目最終年度の施政方針について、代表質問を唯一許されている会派ということで、議員を代表して五つの質問をさせていただきます。

以後は、質問席から行います。

○議長（野口修一君） 西田和徳君

○8番（西田和徳君） 質問の前に、私も3月議会には、毎回漁業者を代表して海苔の状況を経過報告させていただいておりますので、少しお時間をいただきたいというふうに思います。今年度の乾海苔の共販が、今まで6回入札が行われております。住吉漁協が今経営体数が26軒です。総枚数が約3,800万枚、前年対比として海苔の枚数は80%です。金額が非常に良く、金額にしては約11億円、前年度対比が約105%。続きまして、網田が経営体数が今31軒です。総枚数が5,200万枚、前年度対比が71%です。金額にして15

億7,000万円、前年度対比が92%、大体、住吉漁協が1軒当たりが4,200万円、網田漁協が約5,000万円、今年は、海苔の1枚の単価が昨年より平均が7円ぐらいアップして、今29円24銭、網田が29円98銭、今後10回ある中で、あと2回、3回入札にいくかどうか、ちょっとまだはっきり分かりませんが、今もうベタのほうはちょっと色落ちして、支柱のほうだけはちょっとまだ海苔の色がいいという話は聞いております。今後も少し望みがあるのかなと、非常に今年もいい結果が出るというふうに思います。

それでは、質問に移らせてもらいます。まず一つ目ですが、震災復興分野の「“輝く”未来～震災からの復興～」について。震災から間もなく9年が経ちます。網田コミュニティセンターしとらが本年1月に落成し、震災で被害に遭った公共施設の復旧・復興は、大方完了したものと推察します。しかしながら、近年、全国で地震が頻発して、各地で甚大な被害が発生しています。さらに、昨今の気候変動に伴う線状降水帯の発生による豪雨被害も深刻な問題となっているため、地域社会にとって防災・減災への取組が急務と考え、今後の震災のみならず、様々な災害に備えた体制、避難路や避難所を再度見直し、構築することも必要だと思えます。このような背景の中、各地区が主体となり、生涯を通じ防災活動を展開していくことは、地域の安全を確保する上で大変重要です。本市支援体制を充実させ、地域住民が自らの力で防災活動を推進できる環境を整えていく必要があると思えます。

そこで、各地区が主体となって実施する防災活動に対し支援を行うとあるが、どのような活動をイメージし具体的にどのような支援を行うのか。これまでどのような活動をしてきたのか。今後、具体的な活動を示し、それに対しどのような支援を講じるのかをお尋ねします。

二つ目、教育・文化分野の「“輝く”人～学びのふるさとづくり～」について。学校教育の整備は、本市の未来を担う輝く人を育てるために必要不可欠です。ICT教育の重要性はますます高まる中、本市の取組を確認し、さらに発展を促すことが求められます。国のGIGAスクール構想の実行により、全国一斉にICT環境の整備がされ、自治体によって差が生まれてきていることは否めません。ある意味、この5年間は試運転と言えたと思いますが、これからの5年間は、これまでの5年間に比べ、しっかりとした環境を求めなければならないと考えます。

そこで、学校教育について、市内全小中学校のタブレット端末を更新しICT教育を推進するとあるが、前回整備したタブレット端末の検証はどのようなものであったか。また、どのような内容のものを導入し、子どもへの効果はどのようなものをイメージしているのかをお尋ねします。

三つ目、保健・福祉・医療分野の「“輝く”絆～安心のふるさとづくり～」について。子どもたちが健やかに成長できる保育所の環境を整えることは、本市に住まう子育て世代にとって重要な問題、かつ、求められる事業の一つです。しかし近年、年度途中に多く発生する

待機児童問題は、深刻な課題として我々の前に立ちはだかっています。保育所の環境が整備されていない場合、子どもたちの成長や発達に悪影響を及ぼすことも考えられ、また、安心して子育てできるか環境が整わない限り、地域における子育て世代の転入を促進することもできないかもしれません。

そこで、保育所を取り巻く環境整備について言及されているが、子育て世代の転入促進を図るには、待機児童問題を解決しなければならないと考えます。これまでの取組の延長で解決できるのか。また、働くため、産んだ子どもを預けようとしても預けられない場合、次の出産をためらったり、若しくは宇土市外に移住地を探すことにもなるのではないかと。逆に、少子化や人口減少を助長することになり得るのではないかと。これまでの取組で解決できるならそれでよいが、誰でも通園制度が始まる今、よっぽど力を入れないと待機児童問題は解決できないと考えます。見解と目標をお尋ねします。

四つ目、産業・経済分野の「“輝く”産業～活力のふるさとづくり～」について。本市の基幹産業の第一次産業で、昨今、自然環境や高齢化などの理由から、特に農業離れが多くなっていると思います。特別な取組を行わない限り、安定した生産は確保できません。しかしながら、6次産業化や観光農園の育成や地域経済の発展に大きく寄与する可能性を秘めていると思います。しかし、これらの取組の実現は、加工品開発や販路開拓への継続的な支援、さらに観光農園に向けた具体的な施策が必要と考えます。

このような背景を踏まえ、地域生産者が直面している課題やそれらを解決するための方策について、農林業の振興について6次産業化等支援事業補助金を創設し、意欲ある生産者の加工品開発や販路開拓の支援や観光農園の増加に向けた取組を行ってまいるとあるが、具体的な内容をお尋ねします。また、商工業振興について、創業・開業支援補助金の支援を言及されているが、令和6年度は西部地区での創業について拡充されたが、その検証と来年度に対する思いをお尋ねします。

五つ目、生活環境・都市基盤分野の「“輝く”まち～安全のふるさとづくり～」について。近年、少子化が進む中、子育て世代の移住を促進することが地域の活力を高め、将来にわたる持続可能な社会を築く上で非常に重要だと考えます。本市は、県内でも誇れる交通の要衝であり、その利点を生かしたまちづくりが特に近年求められていると感じます。

そこで、地域の生活環境を改善し、都市基盤を整備し進めていくために重要な施策、特定公共賃貸住宅子育て世帯移住促進助成金を創設し、子育て世代の転入促進を図ってまいりますとあるが、具体的な内容をお尋ねします。また、西部地区に特化した定住・移住促進施策で、令和6年度にどれだけの実績があったかをお尋ねします。

以上です。お願いします。

○議長（野口修一君） 市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君） おはようございます。宇土市政研「志」、西田議員の代表質問にお答えをいたします。

まず、最初の質問でございますが、各地区が主体となって実施する防災活動に対する支援についてでございます。

市では、これまで、各行政区単位で結成されております自主防災組織から防災訓練などの依頼があった場合は、行政区長さん方と打ち合わせを行いながら、市からアドバイザーを派遣して、防災力が身につく内容となるよう工夫しながら、防災訓練や講座などへの指導や支援を継続して行っておりましてございます。

令和7年度からは、新たに宇土市地域防災計画に定められた地区防災計画に基づいて各地区が主体となって実施する防災活動に対して補助金を交付することができるよう、地区防災計画の推進に係る経費の予算化に向けて、本定例会に上程をさせていただいているところでございます。

この地区防災計画は、平成25年の災害対策基本法改正におきまして、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、市の一定の地区の居住者及び事業者が行う防災活動に関する計画として新設をされました。今の行政区単位から、もっと幅を広げたという意味でございます。

本市では、市内7地区ごとの策定を目標としております。現時点で、走潟地区が市防災会議の承認を受けまして、走潟地区防災計画を策定されているところであります。

この計画に基づく活動を推進するための補助金交付の要件となる具体的な防災活動としましては、地域の特性やニーズに応じた多様な取組が考えられます。

例えば、地域住民が参加する防災訓練や避難所の設営訓練、災害時の情報伝達手段の確認、地域内での防災会議や研修の開催などがあります。

次に、具体的な補助金の支援内容としましては、専門的な知識や技術を持った講師を招き、より実践的で効果的な防災訓練や研修を実施するための外部講師に係る経費。さらに地区の防災会議や研修に必要な資料作成経費、炊き出し訓練に必要な食材費、防災訓練の実施のために必要とする資機材購入費などを想定しているところでございます。

また、補助金の額は、1地区につき5万円を上限に補助することとしておりますが、初年度に限っては、地区防災計画書の配布、防災に対する会議や研修、必要な資機材の購入など、多くの準備が必要となると考えられますので、初年度に限定して20万円を上限額として補助する方針としております。

この補助金を交付することにより、地区が主体となった防災活動が持続的に実施されることが期待でき、防災活動を通じて、住民同士が協力し合い、助け合う、共助の精神がより一層強化されるものと期待しております。

今後も、地区防災計画の策定に至っていない地区につきましても、計画の意義や作成までのプロセス等の支援を継続して行ってまいります。

続きまして、ICT教育の推進についてお答えいたします。

本市のICT環境については、GIGAスクール構想に基づく1人1台のタブレット端末の導入を図るため、令和2年度に県の共同調達制度を利用し、学校現場の意見等も参考にしながら、Windows端末を導入したところです。

また、タブレット端末導入に伴い、家庭においても持ち帰りにより、継続的に学習ができる環境を整備するため、令和4年度からWi-Fi環境がない家庭に対し、Wi-Fiルーターの無償貸出しを行っており、リアルタイムでのオンライン学習ができるようになっております。

そのような中、タブレット端末導入から4年目を迎えましたが、学校現場からは、タブレット端末の起動が遅い、インターネットにつながらない等の意見が寄せられており、その主な原因を調べたところ、授業中に急にOSのアップデート等が稼働したり、記憶領域であるストレージが逼迫することにより、動作が遅くなることが分かっております。

そのため、現在、学校現場では、OSを最新の状態に保つよう、毎日授業前に稼働させたり、持ち帰りにより家庭で使用するなどの取組を行うほか、ストレージの逼迫を防ぐため、インターネット上にデータを保存できるクラウドサービスを最大限活用しているところです。

そのような中、次年度のタブレット端末更新に伴う機種を選定に当たっては、現行のWindows端末では課題がありますので、起動が速く、OSのアップデートも現行端末のように強制的に稼働せず、データ保存もクラウドサービスを利用できるChromebook端末が最適であると考えており、今回の更新時においては、多くの自治体と同端末を選択される予定となっております。

この端末の導入によりまして、文部科学省が進めるGIGAスクール構想の次なるフェーズでありますNEXT GIGAを見据えた、クラウドサービスや複数のアプリケーションを組み合わせた複線型授業の展開、動画編集といった高度な学習を取り入れ、子どもたちの個別最適な学びと協働的な学びを確保したいと考えております。

現在、本市においては、前回同様、県の共同調達制度を利用し、Chromebook端末導入に向け準備を進めておりますが、先ほど申し上げましたとおり、今回のタブレット端末の更新は、学校現場でのICT活用を大きく前進させるものとなります。

そのため、それらの教育的取組に十分対応できるよう、国が示すメモリ4ギガバイトの県の共同調達仕様書に加えまして、新たに8ギガバイトの仕様書を加えてもらうよう、本市の趣旨に賛同する八代市、人吉市、美里町の3市1町の教育長名で、去る1月27日に県教育長に対し、要望書を提出しており、これを受け、県において新たに機能アップした仕様書が

追加されることを期待しているところです。前回の導入時に宇土市が入れたW i n d o w s は、国の仕様どおりでございます。仕様どおりで入れてなかなかうまくいかなかったというのが実情でございましたので、今回は、国が示す仕様よりも一段上のやつを入れてくれという意味での要望でございます。

本市としましては、こどもまんなかの理念のもと、全ての子どもたちがＩＣＴ教育のメリットを最大限享受でき、誰一人取り残されない学びと支援に向け、快適にＩＣＴを利用できる環境整備に全力で取り組んでまいります。

続きまして、保育所等の待機児童についてお答えをいたします。

昨年４月、令和６年度当初になりますが、保育所によっては入所希望者が受入れ可能な人数を上回ったことで、特定の保育所だけを希望する形で待機されている方もおられました。これは希望待機というような言い方をします。しかしながら、市全体としては、保育所入所申込人数が受入可能人数を下回ったため、いわゆる純粋な待機児童は発生しておりません。

しかし、年度途中からは、保護者の求職活動の開始や育児休業からの職場復帰、転入などによる入所申込者数の増加、また、保育士不足等の理由などから、特に０歳から２歳児までを中心に待機児童が発生しております。この場合の待機児童は、定員に対して希望者が多いという意味の待機児童でございます。純粋な待機児童が発生しております。

これまで、待機児童解消策として、保育士が非常に不足しております。そういうこともありまして、保育士の人材確保に向けた施策などを行ってきましたが、年度途中の入所希望に応えることができず、待機していただく状況でございます。

そこで来年度に向け、０歳から２歳児を対象とする小規模保育所を、宇土幼稚園の空き教室及び賃貸テナントを活用して新たに２か所開設すべく、民間業者と協議を進めており、来年度はこの年齢の定員が３８人増える予定となっております。

現在、令和７年４月当初の入所決定を行っておりますが、待機児童は発生しない見込みであります。子育て世代の転入促進を図るためには、子育てと仕事を両立できる環境づくりを最優先事項とし、引き続き、市内保育所等で働く保育士の確保に向けた支援策などを検討しつつ、年度途中の待機児童解消に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、産業・経済分野の「“輝く”産業～活力のふるさとづくり～」についてであります。

まず、６次産業化等支援事業補助金についてです。

６次産業化とは、農林漁業者が主体となり、１次産業である農林水産業において、製造や加工の２次産業、サービスや販売の３次産業まで、総合的かつ一体的な推進を図り、農山漁村の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組でありまして、平成２２年に地域資源を活用した農林漁業者による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関

する法律が成立し、推進が図られてきました。

本補助金は、農業者の農業経営の安定及び所得の向上を図るため、市独自の補助事業として、令和7年度から新たに実施するものです。

事業内容としましては、本市に住所を有する農業法人を含む認定農業者又は認定新規就農者を補助対象者とし、まず1点目、施設の整備や機械購入等の加工用施設整備事業経費、2点目、試作に必要な原材料費や試供品の試作費等の商品開発経費、3点目、SNS発信に係る経費やホームページ制作費等の商品PR経費、4点目、出展料や出展に伴う備品借上料等の物産展等出展経費の四つの補助対象事業に対して交付するものであります。

補助率は補助対象事業費の2分の1以内で、補助限度額は、補助対象事業ごとに少し違いますが、1点目の加工用施設整備事業経費が50万円、2点目の商品開発経費及び3点目の商品PR経費が20万円、4点目の物産展等出展経費が10万円となっております。

次に、観光農園の増加に向けた取組についてお答えをいたします。

観光農園の増加に向けた取組としましては、今年度に新設しました観光農園開園支援事業を行っております。

本事業は、本市において、おおむね1千平米以上のほ場で観光農園を開園し、年間10日以上営業する認定農業者又は認定新規就農者を補助対象者として補助金を交付するものです。

補助対象経費は、観光農園の施設整備、普及宣伝等に要する経費で、補助率は、補助対象経費の2分の1以内、上限50万円としております。

今年度の申請実績としまして、トウモロコシ、サツマイモ等を対象作物とした1件の申請がっております。

令和7年度においても、本補助事業を継続して実施することで、農業者の農業経営の安定及び収益の向上を図るとともに、宇土市においては、年間を通して観光農園が開園しているという状況をつくりたいという思いから、観光客の誘客にもつなげてまいりたいと考えております。

次に、有機農業の取組についてでございますが、有機農業等への国の補助事業としまして、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と併せて、地球温暖化防止等に効果の高い取組を行う農業者を支援する環境保全型農業直接支払交付金事業があります。

既に、本事業に取り組まれているのは、3軒の農家で組織されている宇土市環境営農組合で、その取組面積は14.7ヘクタールとなっており、耕地面積に占める割合は約0.2%と、令和5年度と比較して現状維持の状況でございます。もう少しここは、力を入れなければならないと考えているところでございます。

今後は、有機農業の普及拡大に向け、より効果的な推進策について検討し、営農活動の支援策を見いだしてまいりたいと考えております。

次に、創業・開業支援事業補助金の概要と令和6年度の実績及び今後についてお答えをいたします。

令和元年度から、市内で創業される事業者に対し、対象経費の3分の2以内で補助額の上限が100万円までの補助金を交付し、令和5年度までの5年間で、合計12件の創業支援を行ってまいりました。また、令和6年度からは、人口減少が顕著である住吉中学校区・網田中学校区の西部地区に創業された場合、補助金額の上限を500万円に拡充し実施しております。

令和6年度、現時点での実績としましては、交付決定まで受けられた事業者は、市内全体で3件でございます。そのうち、西部地区での交付決定者はいらっしゃいませんでしたが、現在、西部地区での相談者が2名おられ、補助金の申請を検討されておられます。

西部地区での交付決定を受けた事業者は、先ほど申し上げました令和元年度から令和5年度までの5年間で申し上げますと12件中1件でございましたので、令和6年度から補助金額を拡充したことによる効果が、少しずつですが表れてくるものと期待をしております。

西部地区における創業を手厚く支援することで、創業者を創出し、その効果として、地域のにぎわいや雇用創出にもつながる可能性が期待できます。今後の西部地区の将来を見据えた人口減少対策にも資する事業と考えておりますので、令和7年度以降につきましても、広く周知を行いながら、宇土市商工会とも連携し、引き続き積極的に支援してまいります。

続きまして、特定公共賃貸住宅子育て世帯移住促進助成金についてでございます。

本市では、「九州のどまんなか宇土市」をキャッチフレーズに、更なる定住・移住の促進に取り組んでおり、この取組の一つとして、令和7年度に特定公共賃貸住宅子育て世帯移住促進助成金制度の創設を予定しております。

この制度は、入地団地にある市営住宅の入居収入基準を超える中堅所得者向けの特定公共賃貸住宅、これを私たちは特公賃と呼んでおりますが、この特公賃について、長期間、入居希望者が少なく空室の状態が続いていることから、この特公賃を活用しまして、市外から転入される子育て世代に助成金の交付を行い、子育て世帯の定住・移住の促進を図るものです。

具体的には、義務教育終了前の子どもを扶養され、継続して3年以上宇土市内に居住する意思を有し、令和7年4月1日から令和9年3月31日までに入居を開始される世帯が対象となります。助成金としては、ひと月当たり2万円、入居開始日の属する月から2年間を限度としまして、最高で48万円を支給するものでございます。なお、数値目標につきましては、募集戸数10戸を考えております。

この特定公共賃貸住宅は、市中心部に隣接した閑静な住宅地の一角にあり、小中学校や高校、店舗、医療機関などに近く、移住される場所として最適なところであると思っております。まずは、この住宅に住んでいただいて、本市の自然や歴史、教育など宇土のすばらしさ

を知っていただき、子育て世帯の定住・移住につなげていきたいと考えております。

最後に、定住・移住推進施策の令和6年度の実績についてお答えをいたします。

定住・移住を推進するための支援策の拡充と強化につきましては、令和6年度から新たな定住・移住支援事業の創設をはじめ、既存事業の見直しなどを行いました。新規事業である人口減少の著しい西部地区に特化した定住移住促進補助金、これは緑川、網津、網田地区、中学校校区で申しますと住吉中と網田中校区でございますが、その地域において住宅を新築又は購入した際に100万円を上限に補助するもので、現時点について11件の申請があり、これらの転居前の居住地内訳は、市外からの転入が4件、市内東部地区からの転居が1件、西部地区内での定住案件が6件となっております。この補助金では、子育て世帯支援として、住宅取得による西部地区への転入、転居に伴い、同一世帯員に中学生以下の子どもがいる場合、人数に応じて、一世帯当たり、1人の場合で20万円、2人の場合で50万円、3人以上の場合で100万円の補助がございます。先ほどの内訳にありました市外からの転入、市内東部地区からの転居世帯5件のうち3件、対象者は5人が該当しております。西部地区の人口減少に歯止めをかけたいという思いで行っている事業でございますが、こういった制度を是非活用して、今後も西部に来ていただきたいと、それらの周知にこれからも努めなければならないと考えております。

また、空き家バンク制度でございますが、補助対象として物件取得費用の補助50万円、西部地区では100万円という条件を付けて、利用者要件をもともと移住のための受け皿としての転入者のみとしていたものを、これは、市内の方が市内で購入したり住んだりされるということですが、市内の方の利用や二地域居住としての利用まで拡充するなど見直しを行っております。これによりまして、年度内の新規空き家登録件数、これは、年度内に何件空き家登録があったかということでございますが、令和5年度の5件に対し、令和6年度は23件に増えております。成約件数も1件から7件に増加をしているところでございます。

以上です。

○議長（野口修一君） 西田和徳君

○8番（西田和徳君） 誠意ある答弁ありがとうございました。市民の代表である議員の提案や国の実情を適時対応していただき、元松市長4年目、最終年度に良い成果がもたらせますよう、そしてまた私たちも共に頑張りますのでよろしくお願いします。

それでは、これで代表質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野口修一君） 議事の都合により、暫時休憩をいたします。10時55分より会議を開きます。

-----○-----

午前 10 時 44 分休憩

午前 10 時 55 分再開

-----○-----

○議長（野口修一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

代表質問及び質疑・一般質問を続行いたします。

14 番、中口俊宏君

○14 番（中口俊宏君） おはようございます。中口でございます。本定例会におきまして質問の機会をいただき感謝申し上げます。質問は、宇土市主導による土地開発、それと教育行政の取組、二つについて質問いたします。

以後、質問席から質問いたします。

○議長（野口修一君） 中口俊宏君

○14 番（中口俊宏君） まず、第 1 点目の質問は、宇土市主導による土地開発につきまして質問をいたします。この本市の土地開発につきましては、これまで議員になってから何回か質問をしておりますが、昨年の 3 月議会においても同様の質問をしております。その際、答弁の中で、平成 4 年度、平成 5 年度、11 か所の候補地を検証した結果、ウキウキロード沿線と 4 か所につきましては、立地条件や事業の採算性からも実現可能性があるとの結論が出たと。今後この 4 か所について、いろんな課題、問題はあるけども、優先的に開発を進めるとの趣旨に答弁がっております。この優先地区の開発の現状と今後の取組につきまして、総務部長に質問をいたします。

○議長（野口修一君） 総務部長、山口裕一君

○総務部長（山口裕一君） 御質問にお答えいたします。

まず、土地開発候補地の現状についてですが、優先開発候補地としているウキウキロード沿線や宇土シティモール北側、また緑川工業団地の南側、そして都市計画道路北段原線沿線の 4 か所について、開発を現在推進しているところです。そのうち、ウキウキロード沿線や宇土シティモール北側、また緑川工業団地南側の 3 か所につきましては、今年度、土地所有者に対し意向確認調査を実施しているところです。結果としましては、一部の土地所有者からは代替地が必要などとの意見があったものの、おおむね売却又は賃貸による土地の提供に賛同を得たため、開発に向けて取り組んでいるところです。

各開発候補地の現状としましては、まずウキウキロード沿線については、本市と民間開発事業者との官民連携による土地開発を促進しており、当該地への企業誘致と開発に関する各種法手続等について協議・検討を進めているところです。

宇土シティモール北側については、今年度、土地の造成に係る地質調査や新設道路と県道 14 号に係る交差点協議のほうを実施しております。また、官民連携による土地開発を促進

しており、現在、本市と民間開発事業者において、当該地に進出を考えられている大手企業1社との協議・検討を進めているところです。

次に、緑川工業団地の南側については、開発手法を検討しているところです。具体的には、市独自による土地開発と開発公社を活用した土地開発について、費用対効果やスケジュール、各種法手続等に係る協議・検討を行っております。

また、都市計画道路北段原線沿線につきましては、住宅地の整備を想定し、組合施行による土地区画整理事業について、採算性などを詳細に算出しているところです。

次に、今後の取組についてですが、ただいま答弁しましたとおり、各候補地において開発手法や法手続等が大きく異なります。そのため、引き続き候補地ごとに、慎重に協議・検討を行いつつも、進出を希望される企業に対しましてはトップセールスによるフォローを行うなど、着実かつ早急に開発に取りかかることができるよう、スピード感を持って取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 中口俊宏君

○14番（中口俊宏君） 部長から4か所について答弁がありました。私が思ったのは、この宇土シティモール北側、道路協議あるいは進出を考えている企業との協議・検討を進めているというようなことでした。この場所が一番、実現可能性があるかなというふうに自分なりに思った次第でした。この担当部署の方は、一生懸命やっておられると、活動しているということを認識しております。それで、私が思うに、さらにこの部署の体制強化を進められて、この事業を進めていただきたいと思っておりますので、今後も御検討をよろしく願いを申し上げます。

次に、本件の土地開発の中でのスポーツ施設、野球場の誘致について質問をいたします。まず、これまでの私どもの取組の経緯につきまして説明をいたします。この野球場の誘致活動につきましては、平成27年9月定例会文教常任委員会で、県営藤崎台球場の移転に関して執行部から報告説明がありました。要約して申し上げます。当時の委員が、この県営野球場の移転等々の話があっているが宇土市はどう動くのかと、そういった趣旨の質問がありました。執行部からは、先日、熊本市で設立委員会の会合がありまして、約400名の県の関係者が集まりましたと。熊本県も強く国に要望していくということでありました。誘致に当たって、宇土の候補地については、前の消防署の宇城消防署と宇土シティの間の5ヘクタール程度の土地を強く要望していきたいと、駐車場が不足すれば、旧国道3号をまたいで用意するというので、熊本県へ要望してまいりますというような執行部からの答弁でありました。この要望を受けまして、今、資料を出しておりますけれども、私ども有志議員13名で、平成28年3月11日にスポーツ施設誘致推進議員連盟を発足いたしました。そして全

員で3月23日、元松市長へ本市の発展のため、県営野球場の誘致活動を要望いたしました。当時の13名の中で、杉本信一議員が会長でしたので、左側の写真は杉本会長から市長へ要望書を提出している写真です。その後の定例会等におきましても、防災施設を併用したスポーツ施設の誘致について、要望や必要性等に対して執行部に対して何度か報告説明を続けているところであります。そういった中で、昨年9月21日、本市でお出かけ知事室が開催され、その席上におきまして、宇土市の立地条件を生かしてスポーツ施設の誘致について木村知事に対しまして数人の方々から要望があつておりました。これらの意見、要望は、市民を代表する声でもあり、また私どもと同様に宇土市の発展のためには、是非スポーツ施設の誘致が必要であるとの強い思いを受け止めました。

そこで、このスポーツ施設の誘致、野球場の誘致につきまして、市長の見解をお尋ねいたします。

○議長（野口修一君） 市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えをいたします。

本市は、キャッチフレーズとして「九州のどまんなか宇土市」を前面に押し出して、プロモーションを行っていますとおり、熊本県のみならず、九州においてはほぼ中央部に位置する地理的要件を持っており、御質問にありましたスポーツ施設の誘致先としては好条件ではないかなと思っております。そういうこともあって、先ほど熊本地震前の平成28年3月の要望書の写真がございましたけれども、熊本地震もありましてなかなか動けなかったんですが、2年ほど前になりますが、県議とともに当時の熊本県の田嶋副知事をお尋ねして、宇土市のこの議会の皆さんの思い、あるいは宇土市が考えているスポーツ施設の誘致、防災センターとしての機能を併せ持った施設、そういったものについてお話をさせていただいた経緯がございます。その折には、なかなか色よいといいますか、希望の持てるようなお話はありませんでした、簡単ではないなということを感じたところでございました。

そのような中、昨年9月21日に熊本県主催で開催されました、お出かけ知事室～ともに未来を語る会～in宇土市におきましても、数名の参加者からアリーナ整備等について意見が出されており、知事からは、「熊本県においては、県営野球場や県立体育館などのスポーツ施設について、今後どうしていくかという議論が開始されている。」また、「地元で『やるぞ』みたいな動きがあつて、そこに県が何か協力する。」、「地元の熱意が一番大切」などの発言があったところです。余談になりますが、宇土市からは何も聞いていないという話もされました。非常に私は悔しかった思いがあります。私たちも動いておりましたので悔しかったという思いがあつて、かっとなつたんですが、それはさておきまして、その数日後、9月26日になりますが、副市長と共に、知事のもとへスポーツ施設の整備について相談に伺っております。このときは副知事も同席をいただきました。そのときの話としてですけれ

ども、熊本県としては、県のみの力で実現できるものではなく、県民の機運の盛り上がりや市町村、民間と十分に連携を取りながら、民間活力の導入、民間事業者の主体による整備などを含めて、様々な観点から検討していかなければならないとのことでございました。また、防災拠点兼ねたスポーツ施設の整備についても、このときもお話をしておりますが、防災施設は県の防災計画に基づいて整備するものであって、現状では施設を新たに整備する計画はないというお返事がありました。

ただ、その際に、本市で進めております走潟地区のかわまちづくり事業についても御紹介させていただきました。防災施設としての機能と併せてスポーツ施設整備の側面も備えているということをお伝えしたところ、それについては、熊本県としても協力したいとお申出をいただいたところであります。

熊本県では現在、外部有識者による公民連携によるスポーツ施設整備に関する検討会議が行われており、藤崎台県営野球場をはじめ、熊本武道館、熊本県立総合体育館、熊本県民総合運動公園陸上競技場の今後について議論されています。また、既にスポーツ施設の整備を公表されている八代市と菊陽町、民間事業者からは桜十字グループを招き、具体的な構想及び方針についてのプレゼンテーションも実施されているところでございますが、県からは大前提として、熊本県が単独で整備するわけではなく、民間活力を導入して整備するとの方針が示されているようでございます。

本市にスポーツ施設が整備されとなれば、大きなメリットになることは間違いございません。しかしながら、本市が独自で大型施設を整備することは、財源的な観点からも現実的ではないと考えます。そこで、何とか民間の力を借りて公民連携でのスポーツ施設を宇土市に整備ができないかということで、福岡県に本社がある大手企業を訪問しまして、本市の立地的優位性などについてプレゼンをしてまいったところでございます。結果として、その企業さんは、スポーツについてかなり理解のある企業さんでございましたけれども、スポーツ施設の整備についての意向の返事はいただけませんでした。ただ、本市への企業進出に関しましては魅力があるということで、お話をいただいたところでございます。その後も、少しお話を続けさせていただいているような状況でございます。

このように、熊本県も本市もスポーツ施設の整備には、まずは民間活力を導入しなければ非常に難しいということを実感しております。このあたりは、やはり熊本県内に民間企業がスポーツ施設を整備したいとの話が合った際には、本市も諦めずに挑戦したいと思っておりますし、そういう企業がもしあれば、宇土市のほうから熊本県内に、この宇土市に何とかという話を、やはり続けていくしかないのかなというところを感じているところでございます。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 中口俊宏君

○14番（中口俊宏君） 本件につきましては、いろんな課題があるかと思います。私は、不可能を可能にするのは政治の力というようなことを教えていただきました。地方議員は微力ですけれども、私どもは今後とも有志議員あるいは執行部、また民間の方々、それと地元選出の県議会議員と一緒に頑張ってまいりたいと思っております。市長からも、今後の誘致に向けて働き掛けていきたいというような言葉もありましたので、この件につきましても、引き続きよろしく願いを申し上げます。

次の質問に入ります。次の質問は、宇土市入学準備祝金の給付事業です。この宇土市入学準備祝金給付につきましては、広報うと1月号に掲載してあります。この宇土市入学準備祝金給付につきまして、その目的、過去3年間の寄附金の総額及びその給付状況につきまして、教育部長に質問をいたします。

○議長（野口修一君） 教育部長、野口泰正君

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

入学準備祝金給付事業は、生徒の向学心の高揚を図り、社会的に有用な人材を育成することを目的に、経済的に困窮している世帯に対し、宇土市入学準備祝金給付基金を活用し、給付金を支給するもので、高等学校、高等専門学校等に進学する者に5万円、短大、専修学校、大学等に進学する者に10万円を給付しております。

次に、当該事業に対する過去3年間の寄附金額の状況について申し上げますと、令和3年度から令和5年度までは各5万円の寄附があっており、本年度は現在までに8万円の寄附をいただいております。

次に、給付状況について申し上げますと、令和4年度が高校等進学者6人、大学等進学者1人の合計給付額が40万円、令和5年度が高校等進学者、大学等進学者がそれぞれ1人の合計給付額が15万円、令和6年度が高校等進学者8人、大学等進学者1人の合計給付額が50万円となっております。

なお、給付要件につきましては、これまで生活保護を受けている世帯又は市町村民税非課税世帯であることに加え、進学前の学校での3年間の成績が平均以上、いわゆる5段階評価の場合は3以上であることも要件としておりましたが、令和6年度進学者からは、その成績要件を廃止し、少しでも多くの方が申請できるよう見直しを行っております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 中口俊宏君

○14番（中口俊宏君） 教育部長から答弁がありましたけれども、給付金額は高等学校等進学者には5万円、大学等進学者には10万円を給付しているとのことでありました。この入学準備祝金、以前は奨学金という名称だったと思います。本件につきましては、平成27年9月定例会において質問をいたしました。その答弁の中で、給付については、高校等進学者に

については1人につき5万円で、人数は10人以内、大学進学者は1人につき10万円で、8人以内で給付しているとのことでした。平成27年の定例会で質問したときの答弁と、先ほど答弁がありました給付人数、給付金額は、約10年前になりますが全く一緒です。約10年前と一緒です、変わっていません。現在の情勢に即しているのか、疑問が湧いてまいります。10年前と全然変わっていないということです。参考までに申し上げます。今年度宇土市内の中学校卒業予定者、鶴城中学校281名、住吉中学校33名、網田中学校17名、全体で331名が卒業予定です。また、昨年度の住民税の非課税者は1万2,415人の方です。生活保護を受けていらっしゃる世帯は、令和6年4月1日現在で333世帯です。子どもは宇土市の宝とよく言われます。実際そうです。子どもは宇土市の宝です。こどもまんなかの精神のもとで、給付対象者の拡充、給付金の増額の検討を是非お願いしたい。例えば、給付対象者につきましては、現在、市の給食費は第3子からは無償だったと思いますけれども、本件にこれを当てはめて、第3子からこういった給付の対象者にすると、これは例えばの話です、例示的な話です。金額につきましては、現行の金額から倍増すると、高校入学予定者は5万円から10万円、大学入学予定者につきましては現行の10万円から20万円、また、現行の制度が現在に対応できているかどうかとも検証が必要かと思っております。昨年度、ふるさと宇土応援寄附金の総額は約7億9,700万円ということでした。その中で、教育関係に使ってくださいということで寄附をいただいておりますけれども、その金額は約2億2,600万円です。この一部でも活用できないか。制度的な検証や改正すべき点があれば、改正することも検討が必要であるかと思っておりますので、今後、この点の検討も是非お願いいたします。

次に、給付の時期が遅い、早くできないかということです。広報うとによりますと、令和7年度宇土市入学準備祝金の給付時期が明示してあります。書いてありますのは、給付の時期は6月末予定と明記してあります。高校、大学等々に合格してから入学するまでは、相当の金額が必要です。入学したこの事実、学生証があれば分かるわけですので、学生証や他県等、遠いところに入学者の方はそのコピーでも確認できます。入学後、早期な給付が必要です。ただいま申しましたように、給付対象者の拡充、給付金額の増額、給付金給付の時期、これについて今後の取組につきまして、教育長にお尋ねいたします。

○議長（野口修一君） 教育長、前田一孝君

○教育長（前田一孝君） 御質問にお答えします。

入学準備祝金給付事業は、先ほど教育部長が答弁しましたとおり、経済的に困窮している世帯に対し給付するものですが、昨今の物価高騰や社会経済状況の変化により、経済的な格差が拡大しつつあり、このような状況が子どもたちの学びの機会を奪い、将来の選択肢を狭めてしまうことは大きな課題であるというふうに考えております。

現在の入学準備祝金については、先ほど議員の御説明のとおり、以前は給付型の奨学金という名称でございました。平成23年度に対象者や支給額の見直しを行って以来、制度改革は行っておらず、昨今の社会経済状況を踏まえますと、より実態に即したものとなるよう、それらの見直しを検討する余地があるというふうに考えております。

そのため、ただいま議員御提案の給付金額や対象者の拡充につきましては、財源となる宇土市入学準備祝金給付基金にも限りがございますので、企業版ふるさと納税など新たな財源を活用できないか検証を行い、給付金額や対象者の見直しを検討してまいりたいと思います。

また、入学準備祝金の給付の迅速化につきましては、現在、4月開催の定例教育委員会で申請書の審議を行い、その後の市長決裁を経て、受給者から学校の在学証明書等を教育委員会に提出してもらい、5月中旬頃に給付金を給付しているところです。

教育委員会としましては、できるだけ早く給付に努めているとはいえ、昨今の物価高騰により入学に伴う学用品などの教育費等の負担が増加しており、特に経済的に厳しい世帯にとっては、できるだけ早い時期に給付を望まれているということが推測されます。そこで給付事務の迅速化に努めてまいりたいというふうに考えております。

そのため、入学準備祝金の給付に当たりましては、受給者に対して一日でも早く給付できるよう、4月の定例教育委員会より前に臨時会を開催するなど、審査の迅速化を図り、給付決定通知書を速やかに届けることができるように取り組んでまいりたいと思っています。

教育委員会としましては、引き続き家庭の経済事情に左右されることなく、全ての子どもたちが平等に教育の機会を享受できますよう、子育て家庭への支援体制の充実に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 中口俊宏君

○14番（中口俊宏君） 教育長から、市民に寄り添った、関係者に寄り添った前向きな答弁がありました。よろしくお願いいたします。

最後の質問に入ります。最後は、船場川調整池周回コースの整備について質問をいたします。本件につきましては、令和元年9月定例会文教厚生常任委員会において、市民の方から要望がありまして要望をいたしております。いうならば、この周回コースは草が生い茂って歩きにくいと。また、池のほうから蛇が出ると、蛇がちょろちょろいくと、どうにかしてもらいたいというような要望がありまして、その委員会で取り上げまして整備のお願いをいたしました。後日、見てみますときれいになっておりました。要望の草刈り等々がなされておりました。後で聞いてみますと、この作業は、職員の方が休みの日を利用してやったということであります。私はそのとき、頭が下がる思いだったことを記憶しております。その方々もここに数名おられますけれども、本当に地元から蛇が出る、草がぼうぼうしているからど

うにかしてくれというようなことがありましたので、委員会で要望したところ、職員の方が自ら草刈り機を持って作業をされたと、本当によくやってもらったということで、当時、頭が下がる思いだったことを記憶しております。この中に数人の方がおられます。また、この委員会におきまして、船場川調整池周回コースの南側になりますが新幹線が走っておりますけれども、新幹線の橋梁工事が令和元年から5か年計画で始まると。その工事が終わった後、整備をしますというような答弁がありました。新幹線の橋梁工事も終わり、この周回コースの現状につきまして、教育部長に質問をいたします。

○議長（野口修一君） 教育部長、野口泰正君

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

船場川調整池周回コースにつきましては、第3期市長マニフェストで、船場川調整池ランニングコースの整備が掲げられていましたが、熊本地震の影響で令和元年度から令和5年度まで、JR九州による九州新幹線橋梁の修繕が行われておりましたので、その間、整備ができない状況でありました。現在は修繕も終わり、住民の散歩や学生たちのランニングの練習などに利用されています。

これまでの整備状況につきましては、令和元年度に熊本地震後の仮設住宅団地内に設置されていたソーラーパネル付き照明を3基移設し、併せて船場川への転落防止柵も設置しています。現在、教育委員会で周回コースの維持管理を行っておりますが、広大な敷地のため、特に夏場は草や樹木が生い茂り、維持管理に苦慮しているのが現状です。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 中口俊宏君

○14番（中口俊宏君） 部長から答弁があり、その中で、夏場は草や雑木が生い茂り、維持管理に苦慮しているというような答弁がありました。苦慮しているとはどういうことかと、私の率直な考えです。現在ありましたように、住民の散歩や学生たちがランニングの練習をしているということです。市民の方が利用しているわけです。できれば、必要な予算を確保して、定期的な作業等ができるように、予算の確保や作業も必要ではないかと思っておりますので、その点の検討もよろしくお願いいたします。

次に、今後の取組についてお尋ねをいたしますが、今言いましたように、工事もあり、現在は住民の方の散歩や学生のランニングが行われているということですが、今後の整備計画の取組につきまして、教育長にお尋ねをいたします。

○議長（野口修一君） 教育長、前田一孝君

○教育長（前田一孝君） 御質問にお答えします。

今回、整備を計画しております船場川調整池周回コースの近くには、図書館や子育て世代の交流スペースを兼ね備えた多目的市民交流施設や、学習や様々な体験ができる子どもサー

ドブレイスの整備を予定しております。

また、道路を挟んで運動公園も隣接していることから、この辺り一帯を、子どもを中心とした市民交流エリアと捉え、整備を行っていく予定です。

船場川調整池周回コースの整備につきましては、今年度から令和7年度にかけて基本設計と実施設計を行い、令和7年度中に工事着工を予定しております。整備内容につきましては、調整池周回1,140メートルの未舗装の路面をジョギングに適した路面に整備し、夜間でも利用可能な照明や防犯カメラ、そして危険箇所への転落防止柵の設置など安全面も重視し計画を進めているところです。

現在、調整池周辺は桜の木などの樹木に囲まれています。この緑を生かした環境、雰囲気づくりも考えているところです。

また、多目的市民交流施設内には、汗を流した後、利用できるシャワールームや夜間でも使用できるトイレの設置も計画しております。

今後におきましては、陸上関係者の声もお聞きしながら、利用者にとって気軽にジョギングや散歩ができるような環境整備を進めてまいりたいと思っています。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 中口俊宏君

○14番（中口俊宏君） 教育長の答弁の中で、令和7年度中に工事の着工を予定していると、また、具体的な整備内容についての答弁がありました。今後の取組、この事業がスムーズに進むことを期待いたしまして、質問を終わります。

○議長（野口修一君） 議事の都合により、暫時休憩いたします。

なお、質疑の順番を宮原雄一君から先に行います。諸事情を御理解いただいて、順位を交代いただきました。ありがとうございました。11時45分から会議を再開します。

-----○-----

午前11時36分休憩

午前11時45分再開

-----○-----

○議長（野口修一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここでお諮りいたします。

会議規則第21条の規定により、本日の日程第1、一般質問の順序を変更し、宮原雄一君の一般質問を先に行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） 御異議なしと認めます。

よって、日程の順序を変更し、宮原雄一君の一般質問を先に行うことに決定いたしました。

それでは、一般質問を続行いたします。

１０番、宮原雄一君

○１０番（宮原雄一君） こんにちは。六政会の宮原です。本日は質問の機会をいただき、ありがとうございます。今回は、本市の排水機場について３点ほど質問いたします。

あとは、質問席から質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（野口修一君） 宮原雄一君

○１０番（宮原雄一君） 本市は、有明海に面していて１級河川の緑川、浜戸川下流地域でもあり、また山間地域から流れ込む潤川、船場川、飯塚川、網津川、網田川、それぞれの下流地域は、近年想定を上回る規模の豪雨災害が頻繁化・激甚化しております。各地域で田畑、道路の冠水を防ぐ排水機場は、重要な役割を担っています。各地区排水機場の担う主な地域と主な河川について、また各地区排水機場の排水能力について、加藤経済部長にお尋ねします。

○議長（野口修一君） 経済部長、加藤敬一郎君

○経済部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

まず、宇土市の排水機場設置状況をモニター又はタブレットにて御覧ください。

本市に設置されている各排水機場が担う主な地域及び設置数につきましては、宇土地区が松原排水機場１か所、走潟地区が走潟南排水機場・大河洲排水機場の２か所、轟地区が島の元排水機場１か所、緑川地区が轟緑川第１排水機場・轟緑川第２排水機場・新開排水機場の３か所、網津地区が網津第２排水機場・住吉排水機場・直築排水機場の３か所、網田地区が網田排水機場１か所、合計１１か所となっております。

また、各排水機場が担う主な河川につきましては、松原排水機場が船場川と大坪川、轟緑川第１排水機場が飯塚川、島の元排水機場が塩田川、住吉排水機場が大谷川を担っており、その他の排水機場は、地区内の普通河川を担っております。

次に、各排水機場の排水能力につきましては、松原排水機場が毎秒２０．８トン。なお、現在整備中ですが、整備後は毎秒３８トンに能力アップとなります。

次に、走潟南排水機場が毎秒２．５トン、大河洲排水機場が毎秒９．３トン、島の元排水機場が毎秒６トン、轟緑川第１排水機場が毎秒４．５トン、轟緑川第２排水機場が毎秒７．５トン、新開排水機場が毎秒８トン、網津第２排水機場が毎秒１．５トン。なお、こちらも現在整備中ですが、整備後は毎秒３．２トンに能力アップとなります。

次に、住吉排水機場が毎秒４トン、直築排水機場が毎秒８．３トン、網田排水機場が毎秒１．５トンとなっております。

なお、各排水機場の原動機につきましては、松原排水機場と網津第２排水機場が燃料で稼働するエンジンポンプ、その他の排水機場は電力で稼働する電動ポンプとなっております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 宮原雄一君

○10番（宮原雄一君） 答弁ありがとうございます。令和6年3月24日未明からの豪雨災害、各地区で葉たばこや施設野菜など冠水被害を受けました。特に、メロン栽培でハウスごと全滅した農家を数軒把握しております。農家からは、排水機場の稼働について苦情が寄せられています。各地区排水機場の稼働状況と課題について、また今後の課題対策について、加藤経済部長にお尋ねします。

○議長（野口修一君） 経済部長、加藤敬一郎君

○経済部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えいたします。

近年、気候変動の影響により、豪雨災害の更なる激甚化・頻繁化が懸念されている状況です。このような中、令和6年3月24日の大雨の際、各排水機場の運転を土地改良区や排水組合により行っていただいておりますが、3月では類を見ない観測史上最大の雨量であったため、宇土市全域で農地等の浸水被害が発生したところです。

今回の排水機場稼働状況の課題につきましては、時期が3月であったこともあり、一部の排水機場において、電動ポンプを動かすための高圧電力の契約期間外であったため、電源を供給するための自家発電機により対応することとなり、稼働が通常より遅くなったというケースが発生しました。

このようなことから、今後の対策につきましては、高圧電力の契約期間を広げることであり、各排水機場の初動運転が早くなり、大雨に対する被害軽減が図れるため、各土地改良区や排水組合と協議を行い、今年度に契約期間の見直しを実施したところです。

また、熊本県が船場川下流部の松原排水機場の整備を、令和8年6月からの供用開始に向けて現在急ピッチで進められており、供用開始後は広範囲で浸水被害の減少が期待されます。

市としましては、大雨が予想される場合は、事前に河川の水位を下げるなど、各土地改良区や排水組合と連携を図ってまいります。

また、今後も各排水機場の設備の定期点検や改修等、引き続き浸水被害対策に取り組み、防災・減災に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 宮原雄一君

○10番（宮原雄一君） 答弁ありがとうございます。轟緑川排水組合には、4か所の排水機場がありますが、マニュアルでは、飯塚川から流れ込む水を第1機場でせき止めて、第1機場と島の元排水機場で排水して、第1機場の堰を越えた水と鶴見塚、伊津野、城塚、それぞれの山から流れ込む水を第2機場と新開機場で排水することになっていますが、管理人の方の話では、予想もつかない3月の大雨で、第1機場の堰が開いていて下流に一気に流れ込ん

だことと、また管理人不足で手が回らなかったことで、塩田川の宇土小学校の横に水門がありますけれども、その水門がごみなどが詰まり、開かなかったことで、被害が大きかったと言っておられます。そういうことで、今後の対策をよろしくお願ひしたいと思います。

次の質問に入ります。轟緑川排水組合は4か所、熊本平野南部土地改良区は5か所の排水機場の維持管理を行っています。それぞれ農家の負担金は、轟緑川排水組合が10アール当たり2,500円、他の作物ごとに加算金があります。熊本平野南部土地改良区では、走潟・網津組合員に排水費負担金として1,100円、揚水費のほかに加算されております。轟緑川排水組合は排水だけの組合、熊本平野南部土地改良区は揚水中心の組合です。一概に比べることはできませんが、農家にとってはこの値段の差は大きいかと思います。少しでも安くなるためにも、管理人の人件費の補助金を増やせないか、加藤経済部長にお願いいたします。

○議長（野口修一君） 経済部長、加藤敬一郎君

○経済部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えいたします。

現在、排水機場は、農業はもとより市民生活の安心・安全を守る重要な施設であることから、不測の事態が生じないように、常日頃から点検業務をはじめ、改修や修繕を行いながら維持管理に努めております。

排水機場の運転管理につきましては、各土地改良区等に委託し運用しているところですが、組合員が負担している賦課金の額は、運転管理に係る人件費等の諸経費を賄っていくため、各土地改良区等がそれぞれ試算し定めていることから、差が生じているものと思われます。

近年の物価高騰等経済状況の影響もあり、組合員の方々には、この賦課金がますます御負担となっていることと思います。

このようなことから、市では宇土市排水機場維持管理費補助金を交付しており、人件費のほか、電気料金、燃料代、修繕費等を補助しているところですが、令和3年度に要綱を見直し、人件費以外については補助率を全て100%に引き上げております。

議員御質問の排水機場の運転管理に係る人件費補助につきましては、1機場当たり上限2万4千円としており、今のところ補助金の引上げを行う予定はございませんが、今後、土地改良区等の運営状況等を注視しながら、必要に応じ協議してまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 宮原雄一君

○10番（宮原雄一君） 答弁ありがとうございます。事務局、ちょっと資料をお願いします。

松原排水機場の受益面積392ヘクタールのうち、江部、伊無田、馬之瀬地域はほとんど熊本平野南部土地改良区の組合員であり、受益面積が重複しているかと思います。この地域の農家は、松原排水機場は市が管理していることで農家の負担金はなしであります。しかし、

松原排水機場の恩恵を受けたのにもかかわらず、負担金なしは他の排水機場で負担金を払っている農家は納得がいかない話でもあります。令和8年から松原排水機場が新しくなって、能力が倍近くなるわけですが、排水能力が増すことになります。そのことを理由に、この排水機場の受益者の方から負担金を払ってもらって、その負担金を他の排水機場の負担金とプールすれば幾らか安くなるかと思われます。検討をお願いいたします。

次の質問に入ります。轟緑川排水組合と熊本平野南部土地改良区との合併の話がありますが、合併に至ってはいません。行政の立ち入るところではないことは、十分認識しております。そこで、行政側から見た合併のメリットなどがあればお聞かせください。加藤経済部長にお尋ねします。

○議長（野口修一君） 経済部長、加藤敬一郎君

○経済部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えいたします。

近年、農業従事者の高齢化や後継者不足、農業用施設の老朽化、施設の保全管理など、農業・農村を取り巻く環境は年々厳しくなっており、土地改良区等の地域営農に対する役割は大きくなっていると思われます。

このようなことから、排水組合にとりましては、土地改良区と合併することで、組織運営基盤の強化、用排水管理や農業用施設整備及び管理体制機能の向上、組合員の利益増進と運営経費の効率化が期待できるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 宮原雄一君

○10番（宮原雄一君） 答弁ありがとうございました。

今回、排水機場について質問をいたしました。最近、異常気象で豪雨災害がいつあるのか分かりません。日頃から各排水機場への万全な対策、指導をお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野口修一君） 宮原雄一君に関しては、順番の入替えに御協力いただきありがとうございます。

それでは、ただいまから昼食のため、暫時休憩をいたします。13時5分から会議を開きます。

—————○—————

午後0時04分休憩

午後1時06分再開

—————○—————

○議長（野口修一君） 午前中に引き続き、会議を開きます。

代表質問及び質疑・一般質問を続行いたします。

12番、榎崎政治君

○12番（榎崎政治君） 皆さん、こんにちは。榎崎でございます。通告に従いまして質問をさせていただきます。今回の質問は2項目でございます。

質問席に移りまして、質問をさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（野口修一君） 榎崎政治君

○12番（榎崎政治君） まず初めに、私の都合により質問の順番を変えていただきましたことを心より感謝申し上げます。

それではまず初めに、相続登記の義務化について質問させていただきます。本件については、当初12月議会で質問をする予定で執行部との調整を行っていましたが、都合により実施できなかったために今回の議会において改めて質問をさせていただきます。昨年4月1日に、不動産の相続登記が義務化されております。地方で親が亡くなった後、都市部へ移住し、子どもがその家に住むことがなく、そのまま空き家になるケースが多く見られます。これは全国的な問題でもあり、本市においても重要な課題となっております。こうした不動産が相続登記されずに長期化、放置されますと、相続関係が複雑化し、手続きが困難になることが懸念されております。そのため、市民の皆様には相続登記の重要性を理解していただくために、市として積極的に周知を行うべきと考えております。

つきましては、相続登記の義務化の内容とそれに伴う市の周知活動について、取組をお聞かせください。市民環境部長お願いいたします。

○議長（野口修一君） 市民環境部長、小山郁郎君

○市民環境部長（小山郁郎君） 御質問にお答えいたします。

まず、相続登記の義務化の内容につきましては、所有者が亡くなった後、相続登記がされないことによって、登記簿を見ても現在の所有者が分からない所有者不明の土地や建物が全国で増加し、周辺の環境悪化や民間取引・公共事業が阻害されるなど、社会問題となっております。

このため、令和6年4月1日から相続登記が義務化され、相続人は、土地・建物について、相続によって取得したことを知った日から3年以内に相続登記をすることが、法律上の義務になりました。また、令和6年4月1日より前に、相続によって取得したことを知った土地・建物については、猶予期間である令和9年3月31日までに相続登記をする必要があり、正当な理由がないにもかかわらず相続登記をしない場合は、10万円以下の過料が科される可能性があります。

次に、現在の市における周知方法につきましては、土地・建物の所有者がお亡くなりになられた場合、その御親族の方々などが、市民保険課のお悔やみ窓口で死亡に係る各種手続きされる際に、相続登記の義務化についての啓発チラシをお渡ししたり、また固定資産税の納

税義務者変更等の届出に係る通知の際に、相続登記について説明した文書を同封する等の取組を行っております。

また、檜崎議員より、昨年の１２月市議会定例会の際に、相続登記の周知の必要性について御助言をいただいておりますので、熊本地方法務局とも相談し、相続登記の義務化について、対応を分かりやすくフローチャートで示した記事を広報うと２月号に掲載し、周知を図っております。

今後も引き続き、機会を捉え、相続登記の義務化についての周知に取り組んでまいります。
以上でございます。

○議長（野口修一君） 檜崎政治君

○１２番（檜崎政治君） ありがとうございます。相続登記の義務化は、所有者不明の土地の増加を妨げ、地域の適正な管理活用を促進するために重要な立場でございます。市の解決は評価できますが、しっかりと周知が必要です。例えば、高齢者や相続手続に不慣れな人に向けた無料相談会の開催や、具体的な手続方針を示したガイドの配布など、より実践的な支援が求められるわけでございます。是非、検討していただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、次の質問に入ります。環境対策について質問いたします。昨年９月、水質汚染対策、これはPFASについて質問をしておりましたが、今回質問するきっかけになったのが、まさか宇土市の地元の松山地区にある最終処分場でPFOSが検出されることは、私自身も非常に驚いております。この有機フッ素化合物PFASは、撥水性や耐久性に優れているため、多くの工業用品として使用されてきました。しかし、自然環境で分解されにくく、人体や動物に蓄積することが問題視されております。この問題を象徴する例といたしまして、２０２１年に日本で公開された映画、これはアメリカの映画でございますが、「ダーク・ウォーターズ」というのがあります。この映画は、アメリカの大手薬品メーカーにおける水質汚染を暴いた実際に基づく作品でございます。牧場では１５０頭以上の牛が死亡し、調査の結果、フッ素油脂テフロンに使用されているPFASによる水質汚染が原因であることが判明しております。裁判では、肝臓がん、精巣がん、潰瘍性大腸炎、甲状腺疾患、高コレステロール、妊娠性高血圧症との関連が認められております。PFASは、自然界でほとんど分解されないことから、永遠の化学物質とも呼ばれております。松山の最終処分場での監視井戸では１９０ナノグラムのPFASが検出され、さらに宇土市、宇城市の複数の井戸からPFASが検出されております。

そこでお尋ねです。PFASが人の健康に与える影響について、市民環境部長の御意見をお聞かせください。お願いいたします。

○議長（野口修一君） 市民環境部長、小山郁郎君

○市民環境部長（小山郁郎君） まず最初に、今回の有機フッ素化合物P F A Sが検出された件につきましては、市民の皆様や議員の皆様には大変御心配をおかけしております。現在、県や宇城市等の関係機関と連携して、対応を行っているところでございます。

それでは、御質問にお答えいたします。

先日、宇土市内の井戸でも検出されました有機フッ素化合物につきましては、環境省において令和2年に知見の集積に努めるべき項目、要監視項目に位置づけられ、地下水における暫定指針値が50ナノグラムパーリットルと定められております。この指針値は、体重50キログラムの人がその水を一日2リットル一生飲み続けても、健康への悪影響が生じないと考えられるレベルとされています。

有機フッ素化合物に関しては、動物実験では肝臓の機能や仔動物の体重減少等に影響を及ぼすことが指摘されております。また、人においては、コレステロール値の上昇、発がん、免疫系との関連があるという研究報告もありますが、どの程度の量が身体に入ると影響が出るのかについては十分な知見はございません。

なお、環境省は専門家による検討を引き続き進めているところです。本市においても、有機フッ素化合物の人の健康への影響について、国の動向等を今後も注視してまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 榎崎政治君

○12番（榎崎政治君） ありがとうございます。この有機フッ素化合物P F A Sの検出に関する問題は、環境や健康の深刻な問題ですが、どちらかというと曖昧な可能性があり、市民として関心を持たざるを得ません。長期的な影響がまだ明らかになっていない点では、不安要素です。映画「ダーク・ウォーターズ」で描かれていたように、過去には、大手企業による水質汚染が深刻な健康被害をもたらした事例もあるわけです。日本では、明確な健康被害の事例は確認されていないものの、動物実験では影響が指摘されており、人への影響についても今後研究が必要でございます。市としましては、県や国と連携していただいて、定期的な水質検査の実施と情報の公開を徹底することが求められます。また、市民の健康を守るためにも、飲料水として安全性を確保するために対策を強化してほしいと考えます。

次の質問に入ります。宇土市松山町にある宇城広域連合の施設である松山最終処分場において、監視井戸から有機フッ素化合物のP F O Sが、国の定める指針値の50ナノグラムパーリットルを超えて検出された。そこで、この問題の概要と経過についてお伺いします。地下水の調査の流れについても御説明ください。市民環境部長お尋ねします。

○議長（野口修一君） 市民環境部長、小山郁郎君

○市民環境部長（小山郁郎君） 御質問にお答えいたします。

モニター、タブレットを御覧ください。資料1になります。こちらは、これまでの経過等

についてまとめたものになります。

熊本県環境生活部環境局からの通達に基づき、宇城広域連合において、松山最終処分場の監視井戸3か所のうち、1か所の井戸水を調査した結果、国の指針値50ナノグラムパーリットルを超える190ナノグラムパーリットルの有機フッ素化合物が検出されたことが、1月17日に分かりました。

宇城広域連合は、直ちに調査結果を県に報告し、その後、国の手引きに基づき、県や宇土市・宇城市とともに、監視井戸の半径500メートルの範囲にある住民・事業所、合計15者に、飲用を控えるように注意喚起を1月22日までに行いました。同時に、県による第1回追加調査を行うため、井戸水を採取し、水質検査を行いました。

また1月28日には、監視井戸から指針値を超える有機フッ素化合物が検出されたことについて、宇城広域連合が、地下水における有機フッ素化合物の指針値超過についてとして報道発表を行われました。

翌29日には、第1回追加調査結果の速報で、宇土市の2か所の井戸から、国の指針値を超えるそれぞれ約100ナノグラムパーリットルと約70ナノグラムパーリットルの有機フッ素化合物が検出されたことが判明し、31日までに、宇土市と宇城市の調査対象となっていた住民・事業者、それぞれの調査結果を周知いたしました。また、この調査結果は、2月3日に、県が、宇土・宇城地域におけるPFOS及びPFOAの追加調査結果についてとして報道発表を行われました。

第1回調査の結果を受けて、新たに有機フッ素化合物が検出された井戸の半径500メートル以内の宇土市と宇城市の住民・事業所、合計30者に対して、注意喚起と井戸水の採取を2月4日までに言い、県が第2回追加調査を実施されました。

10日に、第2回の調査結果の速報が判明し、宇土市では、新たに2か所の井戸から約100ナノグラムパーリットルの有機フッ素化合物が検出されたため、その日のうちに調査結果を調査対象となっていた住民・事業者、それぞれに周知いたしました。

その後、県は、2回にわたる調査の結果等を受けて、2月14日に、一般廃棄物最終処分場周辺におけるPFOS及びPFOAの調査結果についてを報道発表されました。この中で、これまでの経緯や原因究明等の今後の対応策と併せて、今回の周辺井戸の有機フッ素化合物の検出と宇城広域連合が管理する松山最終処分場との関連性について否定されております。

また、県においては報道発表と並行して、2月12日から第3回の調査を行われましたが、宇土市においては、新たに調査対象となる井戸はございませんでした。

なお、本市でも独自に今回の県の調査範囲以外の井戸水の調査を行っております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 檜崎政治君

○12番（樫崎政治君）　ありがとうございます。今回の調査結果を受け、市や県が迅速に対応し、段階的に調査検査を行ったことは評価できます。ただし、最も重要なのは汚染の原因を特定し、今後の対策を明確にすることです。調査の結果、松山最終処分場の関連性は否定されたものの、一体どこから有機フッ素化合物P F A Sが流れているのかという疑問が考えられます。健康や生態系への影響を与える可能性があるため、処分場の今後の原因調査が必要であり、また、ガイドライン値を超えた井戸水を利用していた住民に対して、飲用自粛の際に代替水の提供が行われ、長期的な対応として水の安全を確保するための方針がより明確に示されるべきだと考えます。上水道の整備計画や浄水器の導入支援、住民への補助金の検討など、住民が安心して暮らせるための具体策を、さらに今回調査対象に限られた範囲の井戸水ですが、汚染がさらに拡大する可能性を考慮し、継続的なモニタリングを行うことも重要でございます。独自の視点を持ち、継続的な監視体制を構築する姿勢が求められます。今回の調査を機に、市民が安全な水を確保できる環境づくりを進めていくことが最も大切であり、原因究明を徹底的にすることも大切であると思います。住民の不安を解消するために、具体的な対策を強く期待しております。

次の質問でございます。追加調査の結果、個人の井戸水から指針値を超える有機フッ素化合物が検出されております。その地域の対応として、上水道の整備等は検討されているのでしょうか。また、昨年9月議会の質問において、検査対象を市内20か所の水源地のうち6か所とし、全て暫定目標を下回ったとのことですが、残りの14か所について本年度中に検査を実施する予定とのことでしたが、その検査結果についても併せてお聞かせください。建設部長お願いします。

○議長（野口修一君）　建設部長、草野一人君

○建設部長（草野一人君）　御質問にお答えします。

今回、個人井戸から国が定める指針値を超える有機フッ素化合物が検出された地域には、現在、上水道は整備されておられません。

この地域の方々が、安全な飲用水を確保するための対応としましては、議員からお話があった上水道の整備や、各お宅に有機フッ素化合物を除去する浄水器を設置する方法が挙げられます。

上水道の整備につきましては、市において当該地域の市道部分まで水道管を布設しますが、その水道管から各お宅への引込み費用及び水道加入金については、上水道の利用者に負担していただく必要があり、少なくとも15万円程度が必要になります。加えて、水道加入後は、使用料金も発生してくることになります。

また、水道事業者としましては、当地域に上水道を新たに整備する場合、約2,000万円の費用が必要となってきます。

本市の水道事業は、地方公営企業として運営に必要な経費のほとんどを水道料金収入で賄っており、近年、人口減少による水道料金収入の減少や施設の老朽化・耐震化に伴う施設更新費用の増加など、水道事業の経営は年々厳しくなっています。そのため、新たな上水道の整備については、将来の上水道の需要などを見極めて進めていく必要があると考えております。

このようなことから、当面の措置としましては、環境交通課において有機フッ素を除去できる浄水器の貸出しを進め、上水道の整備につきましては、現在、井戸水を使用されているお宅の費用負担や水道事業の経営面など様々な面から精査を行い、将来的な上水道の整備について検討していきたいと思っております。

また、上水道水源地の有機フッ素化合物の検査結果についてですが、全部で20か所ある水源地のうち、令和5年度に検査した6か所の残り14か所について、昨年11月に検査を行っております。いずれも暫定目標値未満となっており、令和5年度に検査した6か所も含め、全て暫定目標値未満となっています。

なお、上天草・宇城水道企業団からの受水分についても昨年検査が行われ、暫定目標値未満となっており、本市の上水道の水源については、全て飲用水として問題ございません。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 榎崎政治君

○12番（榎崎政治君） ありがとうございます。指針値を上回る有機フッ素化合物PFASが検出された地域において、上水道の整備はすぐには行われないという現状と、今後の対応方針が示されました。市として上水道の整備や浄水器の貸出しを検討している点は、住民の安全な飲用水確保に向けた前向きな対応と評価できます。上水道の整備にはかなりの費用がかかるため、住民にも一定の負担が生じ、すぐに実現するのは難しいという課題が出てまいりました。短期的な対応としてPFASを削除できる浄水器の貸出しを続ける方針は、一時的解決策として検討するものですが、住民の継続的な負担や浄水器の性能、また維持管理の費用などについても、十分考慮する必要があると思います。また、市内20か所水源地全てに暫定目標値未満であったこと及び上天草・宇城水道企業団からの受水にも問題がなかったということで、市の上水道の安全性が確認されました。今後も定期的な水質検査やモニタリングの継続をしていただいて、住民への透明性のある情報提供を行うことが重要でございます。最も重要なのは、住民が安心して水を利用できる環境を整えることであります。そのためには、国や県の補助金活用、住民の負担軽減策の検討、上水道設備の計画を明確に示すことが求められます。長期的な視点では、水の安全性確保を取り組み、住民の不安を解消するために具体的な対策を進めることを強く期待しております。

次の質問に入らせていただきます。県の調査とは別に、監視井戸から半径500メートル

を超える地域において、本市が独自に井戸水の調査を実施したとのことですが、その概要と調査結果についてお聞かせください。市民環境部長お願いいたします。

○議長（野口修一君） 市民環境部長、小山郁郎君

○市民環境部長（小山郁郎君） 御質問にお答えします。

今回、松山最終処分場の監視井戸から指針値を超える有機フッ素化合物が検出されたことに伴い、県が3回にわたり追加調査を行っておりますが、調査は処分場がある五色山の東側で行われております。

ただ、宇城広域連合が記者発表を行った28日以降、花園地区に限らず、井戸水を利用されている市民の方から、自分の家の井戸は大丈夫かといった問合せが寄せられております。

特に、松山町を中心とした五色山を取り囲む位置にある地域の方々からは、より多くの心配の声が市役所に届いており、また、井戸水の調査等を行うことで、具体的に不安解消を図るよう求める地域の声を、桎嶠議員を通じていただいたところでございます。

モニター又はタブレットを御覧いただきたいと思います。こちらは、本市独自の地下水水質調査についての概要をまとめたものになります。

本市といたしましても、地域からの要望に応え、少しでも市民の皆様の御不安を解消するために、県が調査を行っている東側を除く五色山の北側・西側・南西側の麓にある井戸3か所を選定し、2月5日に採水をして水質調査を行いました。2月14日に調査結果の速報が届き、3か所いずれの井戸水からも有機フッ素化合物は全く検出されず、その結果にほっと胸をなで下ろしたところでございます。

今回の調査は、県も調査の基準としている国の手引きに基づいた井戸からの半径500メートルの輪が重なるように調査井戸を選定し、なるべく漏れがないようにという形で調査を行っております。また井戸の深さも7メートル、50メートル程度と、あと98メートルと、浅い井戸から深い井戸までカバーしているため、五色山の北側・西側・南西側に位置する松山町や古保里町等にある井戸については、現状、心配なく御利用いただけたと考えております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 桎嶠政治君

○12番（桎嶠政治君） ありがとうございます。宇土市が独自に行ったこの井戸水の調査を実施し、その結果、有機フッ素化合物PFASが検出されなかったことが報告されております。この結果は、市民にとって一定の安心材料となるものです。特に市が、県の調査範囲外とする五色山北・西・南西側の地域を対象に自主的に調査を行ったことは、市民の不安を解消するための前向きな取組として評価できます。住民からの声に応え、浅い井戸から深い井戸まで幅広く調査を実施したことも、信頼性を高める要素となります。しかし、今回の調査

結果で、当面では安全と示されたにすぎないことも忘れてはなりません。P F A Sは環境中で分解されにくく、地下水の流れによって時間をかけて広がる可能性も考えられます。そのため、今回の調査結果に安心するのではなく、今後も継続的なモニタリングを実施し、水質の重要な変化を見守ることが大切だと感じます。また、市民の不安を完全に解消するためには、調査結果の詳細を分かりやすく住民に伝え、定期的な情報提供を行うことも必要でありますし、重要ではないでしょうか。今回の調査は大きな前進であります。長期的な水質管理の観点から、監視体制の強化や住民が必要に応じて井戸水の検査を受けられる体制を整えることも、市として検討していくべきではないでしょうか。

次の質問に入ります。今回、宇土市、宇城市の井戸において有機フッ素化合物の指針値超過が確認されましたが、その原因は何でしょうか。また、最終処分場や周辺事業所の関連性はあるのか、市民環境部長にお伺いします。

○議長（野口修一君） 市民環境部長、小山郁郎君

○市民環境部長（小山郁郎君） 御質問にお答えいたします。

モニター又はタブレットを御覧ください。資料の3になります。

今回、宇城広域連合の独自調査と県の追加調査の結果、松山最終処分場の監視井戸3か所のうち2か所から、190ナノグラムパーリットル・140ナノグラムパーリットルの有機フッ素化合物が検出されました。

また、処分場の埋立地に浸透した雨水やごみから発生する汚水が地下に浸透するのを防止するため、埋立地の全面に設けられた遮水シート内に保有された浸出水から、90ナノグラムパーリットルの有機フッ素化合物が検出されております。

県においては、処分場から検出された有機フッ素化合物と周辺の井戸から検出されたもののイオン成分の組成（ヘキサダイアグラム）や有機フッ素化合物のうちP F O SとP F O Aの濃度の比較等を行われました。

次の資料4を御覧ください。

まず、ヘキサダイアグラムについてですが、これはナトリウムイオン（N a）・カリウムイオン（K）・マグネシウムイオン（M g）・カルシウムイオン（C a）・塩素イオン（C l）・硝酸イオン（S O₄）・硫酸イオン（N O₃）・炭酸水素イオン（H C O₃）の8成分の濃度を陽イオンと陰イオンに分けて、当量値として示し図示したのになります。

図の右上の凡例で説明しますと、六角形の中心線から左側が陽イオンとなり、その上部がナトリウム＋カリウムイオン（N a⁺＋K⁺）、真ん中がカルシウムイオン（C a²⁺）、下部がマグネシウムイオン（M g）となります。次に、中心部から右側が陰イオンとなり、その上部が塩素イオン（C l）、中部が炭酸水素イオン（H C O₃⁻）、一番下が硫酸イオン＋硝酸イオン（S O₄²⁻＋N O₃⁻）となります。

濃度の数値だけでは判断しにくい水の組成を、ヘキサダイアグラムの六角形の形で容易に把握することができます。

図の左側の最上部の処分場浸出水のヘキサダイアグラムは、左側上部のナトリウム＋カリウムイオン ($\text{Na}^+ + \text{K}^+$)、左側真ん中のカルシウムイオン (Ca^{2+}) と右側下部の硫酸＋硝酸イオン ($\text{SO}_4^{2-} + \text{NO}_3^-$) の数値が高くなっておりますが、図の右下に表示されている本市の追加調査井戸4か所では、いずれの数値も低くなっております。また、処分場浸出水では、少量しか検出されていなかった右側中部の炭酸水素イオン (HCO_3^-) が、こちらは表の左端の最上部の部分の右側になりますけれども、大きくへこんでいるところがございます。こちらが炭酸水素イオンが少なかったというところなんですけれども、調査井戸ではいずれも高く検出されております。下の右側の四つの調査井戸がありますけれども、そちらは同じ部分が突き出ているような形になっておりますので、このあたりがちょっと違いがあるということになります。

さらに、PFOS単体の濃度についても、処理場浸出水が60ナノグラムパーリットルであるのに対し、本市の調査井戸はいずれも2ナノグラムパーリットル以下となっており、ほぼ検出されておられません。

次に、資料5の表示をお願いします。

以上のことから、一つ目として、処分場監視井戸により近い周辺井戸では、指針値超過が見られない。二つ目として、処分場浸出水と比較して、監視井戸及びその他周辺井戸のイオン成分の組成が大きく異なっている。三つ目として、PFOSの濃度が、処分場浸出水においては60ナノグラムパーリットルであるのに対して、監視井戸の一つを除く他の井戸では、PFOSが検出されていない。四つ目として、浸出水のPFOS及びPFOAの濃度が90ナノグラムパーリットルと発生源とするには濃度が低すぎるという理由から、監視井戸及び周辺井戸の指針値超過は、松山最終処分場からの浸出水の漏えいによるものではない、つまり原因は、松山最終処分場ではないと判断されました。

このため、現状、今回の宇土市・宇城市の井戸における有機フッ素化合物の指針値超過の原因は不明ということになっております。

現在、県においては、今回の指針値超過の原因を究明するために、超過井戸から半径500メートル程度の範囲にある事業所を対象として、PFOS及びPFOAを含む製品の保有及び使用履歴を確認するなど、2月3日から調査を行われております。

本市といたしましては、今後も県が行われる原因究明に向けた取組に、全面的に協力していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 檜崎政治君

○12番（榎崎政治君） ありがとうございます。今回の調査により、松山最終処分場が有機フッ素化合物P F O S・P F O Aの発生源ではないと判断されたことは、一つの重要な結論ですが、肝心の汚染の原因が推定されていない点は、大きな問題でございます。基準値を超える有機フッ素化合物が検出されている以上、市民の不安は続いており、原因究明の今後の対策が急がれます。処分場浸出水と井戸水のイオン成分の違いやP F A Sの濃度差を根拠に、放出上の影響が否定されたことですが、過去の履歴や長期的な地下水の流れなども兼ねて、より広範囲に調査を行うべきではないでしょうか。市としては、県の調査に協力するだけではなく、独自の視点から追加調査の必要性を検討していただいて、住民が安心して働けるよう積極的に関わってほしいです。また、今回の事態を受けて長期的なモニタリング体制を整えていただいて、将来的な水質管理の強化を進めていくことが求められます。よろしくお願い申し上げます。

次の質問でございます。農業者の方々が有機フッ素化合物P F A Sの農作物への影響を懸念されております。松山最終処分場に隣接する農業用ため池の調査を実施する必要があると考えますが、市の見解をお聞かせください。経済部長にお願いいたします。

○議長（野口修一君） 経済部長、加藤敬一郎君

○経済部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

松山最終処分場に隣接する農業用ため池につきましては、内浦池と毘沙門池がございます。

なお、先ほど市民環境部長が答弁しましたとおり、これらの農業用ため池の近隣の地下水調査については既に調査済みであり、有機フッ素化合物は検出されておられません。

このような状況ではありますが、ため池からの用水を利用されている農業者の方は御心配されているところと推察いたします。

しかしながら、有機フッ素化合物に係る指針は、現時点では飲用水についてのみ示されている状況であり、ため池や河川については、現在、国が調査・研究を進めているところです。

つきましては、国から指針等が示され次第、早急に対応していきたいと考えておりますので、引き続き、国の動向を注視してまいります。

今後も、ため池につきましては、管理者や関係機関と情報を共有しながら適正な管理運営に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 榎崎政治君

○12番（榎崎政治君） ありがとうございます。農業者の皆様が、このP F A Sの影響を認識されることは当然であります。市としても不安を真摯に受け止めていただいて、より積極的な対応を進める考えはないでしょうか。市の回答では、飲用水に関する指針のみが示されており、ため池や河川に関する基準がないため、刻下、勧告を待つという姿勢が示されてお

ります。P F A Sの影響は長期的なものであり、人体だけではなく生態系や農作物への影響も考えられます。そのため、刻下、動向を注視しつつも、自治体として自主的な調査を行うことが国民の認識を得る上で重要でございます。また、ため池の水質調査を実施し、その結果を農業者や市民に分かりやすく説明することで、不安の軽減につながるはずです。さらに、農作物への影響を考慮し、農業関係者と協議をし、必要な対策を講じることも求められます。よろしくお願いいたします。

次の質問でございます。岡山県吉備中央町では、一部の水道水から1リットル当たり1,400ナノグラムのP F A Sが検出されております。これはすごい量が多いわけですが、この国の暫定目標値50ナノグラムの28倍に相当します。調査の結果、水源ダムの上流で使用済みの活性炭が野ざらしにされていたことが、汚染の原因と判明しております。本市では、宇城広域連合において、家庭用の浄水器活性炭を含むフィルターは燃えないごみとして扱われておりました。焼却処分を行うことで安全を確保できると考えられます。このことは昨年9月に質問をいたしました。現在の進捗状況と本市における具体的な取扱いについてお聞かせください。市民環境部長お願いします。

○議長（野口修一君） 市民環境部長、小山郁郎君

○市民環境部長（小山郁郎君） 御質問にお答えします。

令和6年9月議会において、榎崎議員から御質問いただきました、一般家庭で使用した浄水器のフィルターの処分方法につきましては、御質問をいただいた時点では埋立ごみとして分類しておりました。

9月議会終了後、宇城広域連合構成市町の宇城市、美里町及び宇城クリーンセンターの管理者である宇城広域連合と協議を行った結果、宇城クリーンセンターでの加熱処理による焼却処分が可能であるとの結論が出ました。

これを受け、現在は、浄水器のフィルターのうち金属製品以外の物については、燃えるごみとして分類し、焼却処分を行っております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 榎崎政治君

○12番（榎崎政治君） ありがとうございます。特にこの岡山県吉備中央町の例のように、使用済みの活性炭を正しく管理しないことで、深刻な水質汚染が発生したことを踏まえると、埋め立て処分ではなく焼却へと切り替えた判断は適切なものだったと言えます。今後もP F A Sを含む廃棄処理については、慎重に検討し続ける必要があります。現在の処理方法である焼却処分が、P F A Sの分解に十分な効果を持つのか。また、焼却時に発生する排ガスや灰の管理は適切に行われているかについても、市民に分かりやすく説明をし、安心できる情報提供を行っていただきたいと思います。さらにP F A Sの特性上、様々な製品や廃棄物に

含まれている可能性があり、今後、新たな課題が起こることも考えられます。自治体として、刻下、指針や最新の調査結果を踏まえつつ、適切な処理方法を検討し続ける姿勢が重要でございます。今後の対応は前向きな一歩です。引き続き安全な処理方法を見据え、市民の不安を解消するために情報発信と環境保全への取組を進めてほしいと考えます。

次の質問に入らせていただきます。P F A Sの問題は、市民の生活に関わる重要な課題です。正確な情報を提供し、市民の不安を解消するためにも、市として地元説明会開催を検討していただきたいと考えます。既に、市役所には多くの問合せが寄せられており、市民の関心の高さがうかがえます。説明会では、専門家を招いて詳しく説明を行い、市民が直接の質問や意見を伝える場を確保することが重要でございます。市民と行政が直接対話をするすることで、より信頼性の高い対応が可能となるわけです。不安の解消にもつながっていきます。是非、説明会の開催をし、市民の安心につなげていただきたいと考えます。

また、井戸の調査費用の助成についてでございます。このP F A Sの問題が出ることによって、市民の間では、自分の井戸は大丈夫なのかなという不安の声をよく聞きます。現在、県による調査が進められておりますが、調査の対象外の井戸を利用している市民も多く、自主的な検査を希望する方もいるのではないのでしょうか。そこで、市として井戸水の調査費用の一部を助成を検討する考えはあるのでしょうか。助成の予定がない場合、今後の状況を踏まえ、必要に応じて対応を検討する可能性はあるのでしょうか。市民環境部長に伺います。

○議長（野口修一君） 市民環境部長、小山郁郎君

○市民環境部長（小山郁郎君） 御質問にお答えします。

先ほども答弁しましたとおり、市が独自で実施しました地下水水質調査においては、いずれも有機フッ素化合物は検出されませんでした。

この結果を含めて、今回の有機フッ素化合物に関する各調査結果等をお伝えし、五色山周辺にお住まいの方々の不安を払拭することは非常に重要であると考えており、市といたしましては、地元説明会を開催する必要があると考えております。

地元説明会の詳細や日程等につきましては、花園地区の議員の皆様や行政区長の皆様、関係機関と協議し決定したいと考えておりますので、その際には御協力をいただきますようお願い申し上げます。

また、検査費用の助成につきましては、熊本県において、令和7年度予算で飲用井戸の水質検査支援事業に取り組むこととなっております。これを受けまして、本市といたしましても住民の方の負担軽減のため、補助金の助成事業を早急に検討してまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 桎崎政治君

○12番（桎崎政治君） ありがとうございます。市が地元説明会の開催を検討していること

は、市民の不安を解消する上で非常に重要な一歩で、評価できる対応だと思います。P F A Sの問題が目に見えないため、当面、市民は不安を感じています。そのため、調査結果を詳しく説明し、市として今後の対応を直接伝える場を置くことが住民の安心につながるはず。また、熊本県が令和7年度飲用井戸水質検査支援事業を開始することを受けて、本市も助成金の助成を検討する方針を示したことは、住民にとって大きな安心材料となります。P F A Sの影響は長期的な問題でもあり、自主的に検査を行いたいという住民も多いと考えられます。今後、市は住民と対話を重ねながら、助成制度や具体的な内容、申請方法を分かりやすく説明していただいて、広く周知することが求められるわけであり。このことは、この花園地区以外でも、やはり井戸水を使っている走潟とか網田のほうでも、井戸水だけで不安に思っている方もおいでかもしれません。そういう方にも、こういう助成制度は必要かと思うわけでございます。P F A S問題に関する対応は長期にわたる可能性があります。一時的に滞留せず、継続的な検査支援と提供を行うことが大切です。よろしくお願いいたします。

それでは、最後の質問になります。暫定値を上回る有機フッ素化合物P F A Sが検出されておりますが、今後、市としてどのように対応していくのか、是非、市長のお考えをお聞かせください。よろしくお願いいたします。

○議長（野口修一君） 市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えをいたします。

部長の答弁と少し重複するところがあると思いますが、お許しをいただきたいと思います。

今回、松山最終処分場の監視井戸から有機フッ素化合物が検出されたことを受けまして、県が周辺の井戸等を調査して、宇土市内4か所の井戸の暫定基準値超過が分かったということでございます。

市としましては、現状として、まずは飲料水の提供、毎週ペットボトル12本、24リットルの水を提供しているところでございます。

今後は、今議会の開会日にも説明をさせていただきましたけれども、まずは、水の中に有機フッ素化合物が含まれている、基準値を超えているような4軒といいますか、4戸といいますか、そちらに対しては浄水器の貸出しを行うと、市のほうで浄水器を購入して一定期間貸出しを行って、暫定的に安心・安全な水を飲んでもらうということをまず進めたいと思っております。その上で、先ほどから上水道の話も出ておりますが、上水道も水道料金で賄っている事業でございまして、市の補助金とかではないんですね。それで、極端な財政負担、水道料金に跳ね返るような工事になるわけにはいかないものですから、そこは慎重に考えながら上水道がいいのか、その方法としては井戸水に直接もう少しいい浄水器を付けて、その井戸水自体から除去して家の中に流そうというやり方もあるようでございますので、ここは

少し、何が一番経済的なのかも含めて考えていきたいと思っているところでございます。

先ほど県が行った調査とは別に市が独自に調査したという説明もありましたけれども、五色山の東側を除いて、北・西・南西側については、現状心配なく井戸水を御利用していただける状態であるということです。

また、これも繰り返しになりますけれども、上水道は全て安全でございます。水道企業団の水も安全でございますので、こちらでも安心してお飲みいただけると。宇土市内に14か所民間井戸の監視対象になっている井戸がございます。これは地域ごとに分けてございますが、花園地区にも2か所あって、そちらのほうも安全ということで安全性の確認をしているところでございます。

今、現状で申し上げますと、五色山の東側を除けば安全だという認識を私たちは持っておりますが、今後も熊本県、宇城広域連合そして宇城市と連携して原因究明を進めていきたいと思っておりますし、暫定指針値を超える有機フッ素化合物が検出された井戸をお使いの世帯には、寄り添った対応をしていきたいと思っております。

特に重要なのが、先ほどから議員もおっしゃっておりますが、原因究明をするということだろうと思います。とりあえず、水の中の有機フッ素化合物を抜くというのは後処理であって、元がどこなのかというところを究明するということは非常に重要だと思います。宇土市外のほうでも、隣のほうで結構高い値が出ておりますので、ここはもう広域的な調査になると思うんですが、県と一緒に原因究明を続けたいというのと、あと一点が、やはり今はいいと、花園に限らず全域で今は大丈夫だということなんですけれども、これは継続して追っかけていって、変化がないかというのを見極めていくということも非常に重要なかなと思っております。そういった部分に関しては、市としても精一杯対応していきたいと思っております。

また現状は、この指針値というのは地下水の飲用水に関しての基準しかないんですね。先ほどため池のということもありましたけれども、やるのは別にやってもいいのですが、例えば50ナノグラムが飲用で、農業用水に50ナノグラムの水をやっていると、例えば49ナノグラムの水をやっていると安心だと言えるかもしれませんが、例えばそこが60だったときにじゃあ危険なのかという話になると、ちょっと話が変わってくるんですね。そういうこともありますので、やはり農業用に使う水ですとか、ほかの産業用に使う水については、国も具体的な指針を出すと思うんです。それがない段階で飲み水と同じ基準をため池の水に求めるわけにはいかないんで、そこはちょっと御容赦いただきたいと、そこは私たちも慎重にならざるを得ない。例えば、飲用水には大腸菌の量とか基準が決まっていますよね。池の水にも大腸菌とかもちろんあるんですけど、そんなのでもあまり農業用水の検査をするのに、ここは大腸菌が飲用水よりも多いよなんていうようなことを言われると、そのほうが風評被害になってしまいますので、その点、少し御理解をいただいて、ちょっと時間をい

ただきたいと。その上で時期が来れば安全確認をして、この水は大丈夫ですよ、農業用に使っている水は安全ですよということを表に出していければなと思っておりますので、その点は切にお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（野口修一君） 榎崎政治君

○12番（榎崎政治君） 市長ありがとうございます。今回の市の対応につきまして、暫定値を上回る有機フッ素化合物P F A Sが検出され、井戸の所有者に対して、当面の間、飲用を自粛する対応を取り、代替水の配布を継続している点は適切な処置だったと評価できます。P F A Sの影響は長期的なものであり、今回の対応が一時的なもので終わらないことが大切であります。浄水器の貸出しは短期的な対応として有効ですが、当面では根本的な解決にはならないのではないのでしょうか。また、市の独自調査では、五色山周辺の地下水からP F A Sが検出されなかったのですが、今後も継続的なモニタリングを実施していただいて、安全性を確認し続けることが求められます。さらに、市内の民間井戸についても、現在、監視対象となっている14か所だけではなく、調査範囲を広げることで、より多くの市民が安心できる環境を整えるべきではないのでしょうか。熊本県や宇城広域連合、宇城市と連携していただいて、原因究明を進めるとのことですが、住民が不安を抱えたまま、待たせるということがないように調査の進捗状況を定期的に報告し、透明性のある対応を続けることが重要でございます。元松市長、よろしくお願いいたします。

今日の一般質問は、足場の悪い中、多くの市民の方が傍聴席に足を運び、執行部の回答に耳を傾けられたことは、市民の関心と不安が大きい問題であると考えられます。執行部からの回答は、調査結果の説明や今後の対応策が示され、特に飲用水の確保、原因究明に向けた取組が進められたことがありました。しかし国民の不安を払拭するには、今後も継続的な情報提供等の対策の実施が必要であります。また、市民の皆様がこうして直接傍聴に訪れ、行政の対応を見守ることは、市政に対する関心を高めながら、より良い政策の実現にもつながるはずです。市民の皆様の不安や疑問に対して執行部からの回答が示され、今後の対応方針が見えてくることは、非常にいいことだと思います。P F A Sの問題は一長一短で解決できるものではなく、継続的な調査と対策が必要であることも前向きに感じております。市が今後も安心・安全なまちづくりのために調査を続けていくことでの決意を示されたことは、市民にとっても心強いものだと思います。行政として透明性を持って情報を公開していただき、住民の声に寄り添いながら、よりよい環境づくりに今後も期待しております。

今日の質問では、一つの節目が見えたかと思います。今後も市民の皆様と共に安全な生活環境の実現に向けた取組を続けていくことを願っております。よろしくお願いいたします。

最後に、今年度市民環境部の小山部長が役職定年を迎えております。部長職を退かれると

伺っております。市民のために尽力され、環境問題への対応を真摯に取り組んでこられたことに心より感謝を申し上げます。小山部長の御尽力に深く敬意を表するとともに、今後はこれまでの経験を生かして、宇土市の発展のために御活躍されることをお祈りいたします。本当にありがとうございました。

以上をもちまして、質問を締めくくらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（野口修一君） 以上で、本日の代表質問及び質疑・一般質問を終わります。

次の本会議は、明日5日水曜日に会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れ様でした。

—————○—————

午後2時05分散会

第 3 号

3 月 5 日 (水)

令和7年3月宇土市議会定例会会議録 第3号

3月5日（水）午前10時00分開議

1. 議事日程

日程第1 質疑・一般質問

1. 今中真之助議員

- 1 学校図書について
- 2 消防団の体制強化について
- 3 地上デジタル放送電波受信障害地域について
- 4 新型コロナワクチンについて
- 5 本市の公園について

2. 浦本晴美議員

- 1 こどもまんなか社会の実現に向けて
- 2 地域コミュニティの中心である婦人会・老人クラブについて

3. 中野洋一議員

- 1 避難所となる学校施設の防災機能強化の推進について
- 2 取組指針改定後の本市における大規模災害時の避難所環境の改善について
- 3 災害発生時における避難所等の通信環境について
- 4 小中学校での情報リテラシー教育について
- 5 本市の歴史的魅力や特色ある有形・無形の文化財群を整備活用し、国内外へ発信することで地域活性化を図ることについて
- 6 「九州のどまんなか宇土市」だからこそヘリコプターを活用したハブ機能について

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員（18人）

1番 土 黒 功 司 君

3番 中 野 洋 一 君

5番 佐美三 洋 君

7番 今 中 真之助 君

9番 園 田 茂 君

2番 杉 本 寛 君

4番 浦 本 晴 美 さん

6番 小 崎 憲 一 君

8番 西 田 和 徳 君

10番 宮 原 雄 一 君

11番 柴田正樹君
 13番 野口修一君
 15番 藤井慶峰君
 17番 村田宣雄君

12番 檜崎政治君
 14番 中口俊宏君
 16番 山村保夫君
 18番 福田慧一君

4. 欠席議員（なし）

5. 説明のため出席した者の職・氏名

市長	元松茂樹君	副市長	谷崎淳一君
教育長	前田一孝君	総務部長	山口裕一君
企画財政部長	光井正吾君	市民環境部長	小山郁郎君
健康福祉部長	岡田郁子さん	経済部長	加藤敬一郎君
建設部長	草野一人君	教育部長	野口泰正君
秘書政策課長	渡邊聡君	総務課長	上木淳司君
危機管理課長	内田雅之君	企画課長	三浦仁美さん
まちづくり推進課長	中山好美さん	財政課長	北谷太示君
市民保険課長	柘植さや子さん	高齢者支援課長	久多見さとみさん
子育て支援課長	湯野淳也君	健康づくり課長	濱口由季さん
農林水産課長	東顕君	商工観光課長	清塘啓史君
都市整備課長	下田竜一君	学校教育課長	本堀武史君
生涯活動推進課長	西山祐一君	文化課長	淵上真行君

6. 議会事務局出席者の職・氏名

事務局長	田尻清孝君	次長兼議事係長兼庶務係長	春木教明君
議事係参事	村田有美さん	庶務係参事	中山裕輝君

午前10時00分開議

-----○-----

○議長（野口修一君）　これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1　質疑・一般質問

○議長（野口修一君）　日程第1、質疑及び一般質問を行います。発言通告があつておりますので、順次これを許可します。

7番、今中真之助君

○7番（今中真之助君）　宇土市政研の今中です。岩手県大船渡市で、依然山火事が続いております。聞くところによりますと、少なくとも1人の方が亡くなられ、そして少なくとも八十数件の住家被害が起きていると思います。避難者も数千名を超え、収束の一途はつかめておりませんが、今日、明日、雪と雨が降るということで、それで収束になればと思います。

それでは本日通告に従い、質問をさせていただきますけれども、五つ用意をしております。一つ目は、学校図書について、そして二つ目は、消防団の体制強化について、そして三つ目は、地デジ放送の受信不利地域について、四つ目に、新型コロナワクチンについて、五つ目に、本市の公園整備についてでございます。

以降、質問席より質問したいと思います。

○議長（野口修一君）　今中真之助君

○7番（今中真之助君）　それでは、早速質問にいきます。学校図書についてです。学校図書は、子どもにとって一番身近な図書館です。授業で扱われ、興味を持った文献にもすぐに触れることができます。義務教育は、経済格差なく平等に教育を受けるためにしかれた国策ではありますが、価格が高い図鑑も、そして新しく出た新刊も無料で手にすることができます。老若男女気軽に足を運べる市民図書館の今後の展開も大変重要であります。子どもたちにとって、市民図書館よりも学校図書の充実こそが、より質の高い教育につながるものだと私は感じています。そのような考えから、学級数に応じて蔵書冊数の基準が設けられたり、情報として古くなった本の入替えや、総蔵書数に占める歴史、文学、図鑑など、ジャンル別の割合基準、いわゆる配分比率も定められたりしております。

そこで、まず本市小学校、中学校の学級数から見て、現時点で各学校は図書標準の蔵書冊数を満たしているのかどうかについて、お示ししたいと思います。教育部長よろしくお願いします。

○議長（野口修一君）　教育部長、野口泰正君

○教育部長（野口泰正君）　おはようございます。御質問にお答えします。

国が定める標準冊数は、学校図書館が教育活動を支えるために必要な図書を確保することを目的として、文部科学省が公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として示しているもので、学級数に応じて算定するものとなっております。

次に、小中学校の令和6年3月31日時点における蔵書数と標準冊数を比較した現状について申し上げます。

タブレット又はモニターを御覧ください。

小学校においては、全校とも保有する蔵書数が標準冊数を上回っておりますが、中学校においては、住吉中と網田中は所有する蔵書数が標準冊数を上回っているものの、鶴城中においては、保有する蔵書数1万6,874冊に対し、標準冊数は1万7,600冊と、標準冊数に対し保有する蔵書数が726冊下回っております。

鶴城中が標準冊数を下回ることとなった主な原因としましては、令和4年度以降、学級数が増えたことにより整備すべき標準冊数が増えたことが挙げられます。

特に、鶴城中を含め他の小中学校においても特別支援学級が増加傾向ですので、その分整備すべき標準冊数が増加することになります。

そのため、現在、標準冊数が下回っております鶴城中においては、標準冊数を上回るよう計画的な購入を進めながら蔵書数を増やしておりますが、学級数が増加していることもあり、現時点では標準冊数を満たしていない状況にあります。

今後は、鶴城中においても標準冊数を満たすよう、計画的な購入をさらに進めるとともに、全体として蔵書内容の充実を図ってまいります。また、学校図書館が児童生徒の読書活動や学びの場としてより一層機能するよう、学校現場の意見を取り入れながら、段階的かつ着実に整備を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 今御答弁の中で、大方標準冊数を満たしているという答弁がございましたけれども、その蔵書の中には古くなった本、本来は、廃棄すべき本も含まれている実態があるというふうに伺っております。その本市の状況はどうでしょうか。また、教育部長にお尋ねいたします。

○議長（野口修一君） 教育部長、野口泰正君

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

文部科学省が示す公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書とは、学校図書館に所蔵する全ての図書を指しており、古くなった図書も含まれることから、本市においても、長年にわたり所蔵されている図書も蔵書数として計上しているところです。

議員御指摘のとおり、各小中学校では、標準冊数を遵守するために、古くなった図書を捨

てたくても捨てられない現状がございます。この結果、部分的に教育課程にそぐわない図書や内容が古くなった図書も、蔵書として保持せざるを得ないという課題が生じております。このような状況が児童生徒にとって適切な学習環境を妨げる可能性があることについては、教育委員会としても重要な課題として認識しております。

こうした課題の改善を図るため、各小中学校の図書購入費を増額した令和7年度予算を本定例会に上程しており、今後この増額により、学校現場ではさらに新しい図書の購入が可能となり、児童生徒が最新の情報や資料に触れる機会を増やし、教育課程に即した学びの環境を整えることができると考えております。

また、図書の管理や選定に当たっては、各学校の図書担当教諭や本市の会計年度任用職員である図書支援員が中心となり、児童生徒の興味関心に応じた図書を積極的に取り入れております。

具体的には、小説や図鑑、物語、趣味に関する図書に加え、時代の変化に対応した新しい分野の図書を整備することで、児童生徒が多様な学びや読書活動を通じて視野を広げることができるよう努めております。

また、学校図書館の環境整備にも力を入れ、児童生徒が快適に利用できる魅力的な空間の提供を進めているところです。

今後も児童生徒の学びや読書活動を支えるため、図書の更新を計画的に進めるとともに、学校図書館の利用促進に向けた環境整備を充実させ、学校図書館の質をさらに高めてまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。決算審査特別委員会でも御指摘したところではございます。すぐにこの当初予算として取り入れてくださって、本当に感謝いたします。実際、その現場を見させていただきました。網津小学校と網田小学校に伺わせていただいたんですけども、どういう状況かといいますと、司書の先生にお伺いをすると、やはり本は、2000年以降の本にすべきだということが推奨されているということなんですけども、中には2000年以前のものもあるんですね。ここにこうやって平成2年に印鑑が押されているこの本、このような本もたくさんあるということでございます。そして中には、皆さん、鎌倉時代って何年に起こったかって記憶されていますか。恐らくここにいらっしゃるほとんどの方は、学校で「いい国つこう鎌倉幕府」ということで、1192年と記憶されていたというふうに思うんですけども、その後、平成に入ってからだと思いますが、1185年に改められているわけです。しかし、今この学校図書にある中では、鎌倉幕府は1192年のままの本も点在しているわけなんですね。そして、一番日本の最古のお金、私た

ちは恐らく和同開珎と習っていると思うんですけれども、今は富本銭となっています。それも、まだ和同開珎であるという表記がある本も点在しているということでございました。予算が拡充されるという話でしたけれども、それは一つ、本の値段が上がったことによる予算底上げといたしますか、そういうこともあるかと思えます。決して本の数を増やさないとはいえないからでは一概には言えないのかなと思えますので、そこもちょっと今後ともよろしくお願ひしたいと思えます。

それでは次の質問ですが、図書の中にはいろいろなジャンルがありますね。図鑑だったり、歴史だったり、文学本、いろいろありますけれども、その配分比率の状況はいかがでしょうか。教育部長お願ひいたします。

○議長（野口修一君） 教育部長、野口泰正君

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

学校図書館における蔵書配分の指標の一つに、公益社団法人全国学校図書館協議会が示している蔵書配分比率がございます。この配分比率は、蔵書を10のカテゴリーに分類した際、それぞれのカテゴリーに属する図書の冊数が全蔵書冊数に占める割合を示すものであり、学校図書館における蔵書構成の目安として活用されております。

しかしながら、この配分比率はあくまで一般的な指標であり、各学校における教育環境や児童生徒の実態に応じて、柔軟に対応することが何より重要であると考えております。

具体的には、各小中学校では、児童生徒の興味関心や読書習慣、学校の教育目標や学年構成などを十分に考慮し、それぞれの実情に応じて図書を選定・整備しております。そのため、配分比率を厳密に守ることが目的ではなく、あくまで目安として活用しつつ、児童生徒が必要とする図書を整備することが重要であると認識しております。

しかしながら、議員御指摘のとおり、各学校に配置している図書の分野に偏りがあるのも事実でございます。その原因として、古くなった図書や現在の教育課程に部分的にそぐわない図書であっても、国が示す標準冊数を遵守するために捨てることのできない現状が挙げられます。

また、地域性や児童生徒の興味関心、さらには各学校が掲げる教育目標に基づいて蔵書が選定されることにより、分野ごとの偏りが生じている場合もございます。

これらに対応するため、教育委員会としましては、学校図書支援員研修会などを通じて、図書の管理や整理の方法について指導を行い、各学校が図書のバランスを考慮しながら、児童生徒の多様なニーズに応じた図書整備を進められるよう支援してまいります。

また、図書購入費の更なる増額についても検討を行い、計画的に図書の更新を進めるため、古くなった図書や部分的に教育課程にそぐわない図書については、学校現場と連携し、図書の整理を進め、その結果、標準冊数を下回る場合においては、その不足分を整備できるよう

取り組んでまいります。

学校図書館は、児童生徒が自ら学び、深く考える力や豊かな心を育む重要な場であると考えております。そのため、引き続き、各学校が特色や児童生徒のニーズに応じた図書整備を行えるよう指導・支援を行い、学校図書館が児童生徒の学習と成長を支える場として機能するよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。図書購入費の更なる増額についても言及をしていただきました。増額の検討についても言及していただきました。期待しております。僕もこういった学校図書館に出向いて古い本、これ以外にもたくさん目にしたんですけども、是非、現場に行ってほしいなと思います。特に教育関係のみならず、できれば企画財政部長、財政課長も行くと、こんなに古い本を大切に使っていたんだという感謝も芽生えてくるんですけども、やはり今の時代に合った本にすべきじゃないかなというふうに思いますし、次の質問に出てきますけれども、やはり国語の教科書というのは選びに選ばれた文献が出てくるんですね。やはり教科書なので、そこから抜粋して出てくるんですけども、それを深く読みたいんだという子どもが多くいるそうです。それもその教科書に応じて本を揃えたいけれども、4年に1回教科書も変わります。もちろん全部が変わるわけではございませんが、変わった本を新しくしたいけども、予算がなくて新しくできなかったり、また前からある、例えばごんぎつねとかは、ずっと教科書に載っているらしいんですけども、何十年前のごんぎつねもあるわけです。やはり古くなっているんですよね。そういうのも現状あるんですね。そういうのも目の当たりにするので、是非、学校図書にも教育関係のみならず、足を運んでほしいなというふうに思います。

次の質問です。次の質問にもちょっと今触れましたけども、国語の教科書に掲載されている本は、本当にすごく重要なものが掲載されておりまして、その国語の教科書に掲載されている本の拡充も求められております。その現状についてもお尋ねしたいと思います。教育部長よろしくをお願いします。

○議長（野口修一君） 教育部長、野口泰正君

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

まず、国語の教科書に掲載されている図書の拡充が求められているという国からの具体的な要請や指導については、現時点では確認されておられません。しかしながら、宇城地区の図書支援員で構成されている宇城司書部会において、教科書掲載本を積極的に図書館へ配置することが推奨されております。

そのため、小中学校においては、教科書に掲載されている図書や関連図書を積極的に揃え、

児童生徒が教科書を通じて関心を持った図書に直接触れることができる環境づくりに努めております。

具体的には、小学校では低学年向けの物語や詩集、中学校では文学作品やエッセイなど、学年に応じた幅広いジャンルの図書を提供することで、読書を通じた学びの深化と表現力や思考力の向上を図っております。

また、学校図書館では、教科書に掲載されている図書のみを取り扱ったコーナーを設け、児童生徒に教科書で取り上げられた作品に直接触れる機会の提供に努めております。

さらに、教科書掲載図書にとどまらず、国語の教科書に関連するテーマやジャンルの図書も積極的に取り入れ、多様な図書に触れる機会を提供しております。

例えば、教科書の題材に関連する歴史や文化、自然科学に関する本を補充することで、多様な学びをさらに広げることができるよう配慮しているところです。

教育委員会としましては、引き続き学校図書館の図書環境整備を計画的に進めるとともに、児童生徒が主体的に学び、読書活動を通じて表現力や思考力を育めるよう、魅力的で充実した図書館づくりに取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。先ほど来、答弁していただいておりますように、学校規模や予算配分によって、新しい情報での学習資料と向き合える機会が児童生徒一人に対して小規模学校ほど少なくなる実態は、改善すべきだというふうに私は思っています。さらにそして4年に1度教科書が変わるたびとなりますが、ここの教科書に掲載されている本の拡充は、別予算で考えてほしいなというふうに思います。その辺の見解を教育長に尋ねたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（野口修一君） 教育長、前田一孝君

○教育長（前田一孝君） 御質問にお答えします。

まず、図書購入費につきましては、国が示す学校図書館の標準冊数を基準に、これまで小中学校ともに購入単価を1,500円としておりましたが、昨今の物価高騰を受けて見直しを行い、公益社団法人全国学校図書館協議会が示す学校図書館用図書の平均単価を採用し、令和7年度予算では、小学校は1,500円から1,942円へ、中学校は1,500円から2,020円へ増額し、本定例会に上程しているところでございます。

このように図書購入費は大規模校・小規模校ともに増額されておりますが、基準となる標準冊数が学校規模に応じた設定というふうになっているため、小規模校と大規模校との間で蔵書数の格差は解消されていないという状況があります。

特に、小規模校では、児童生徒一人当たりが多様な図書と触れ合う機会が狭められるとい

う現状があり、教育環境における公平性の観点から、このことについては課題であるというふうに認識しております。

この課題を解消するためには、他市の状況や取組を参考にしながら、引き続き、本市における図書購入費の算定方法や配分の在り方について分析を進めてまいります。

次に、国語の教科書に掲載されている図書につきましては、児童生徒の興味関心を引き出すきっかけとなり、学校図書館の利用促進にもつながる有益なものというふうに認識しております。

そのため、本市では各小中学校で国語の教科書掲載図書を積極的に購入し、児童生徒が教科書に取り上げられた作品に直接触れる機会を提供しております。

ただし、教科書掲載図書の購入に関しても、学校ごとの予算や蔵書の整備状況によって対応に差が生じる場合があるため、他市の事例を参考にしながら、本市としても効果的な整備の在り方について検討を進めてまいります。

教育委員会としましては、学校規模に関係なく多様な図書に触れられる環境を整えること、また、児童生徒が国語の教科書掲載図書を含む多様な図書に触れることで、学びの幅を広げられることが重要であるというふうに認識しております。

そのため、今後も図書購入費の充実や図書の計画的な更新を進めるとともに、学校現場の声を丁寧に聞き取り、学校図書館が児童生徒の学びや成長を支える場として機能するよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 力強い御言葉ありがとうございます。ちょっと写真のことを触れなかったのですみません、今、この表示されているこれが、国語の教科書に掲載されている学年別に分けられた本です。全部見ていませんので、全部の学校図書でこういうふうにされているか分かりませんが、網津小と網田小はこのようにされていました。左上から1年生、2年生、3年生、右上で4年生、5年生、6年生。この6年生がちょっと少なく見えませんか。恐らくですね、少ないということなんです。このように不足しているということなんです。この右端に見えるのがスポーツ関係のものなんですけど、これがちょっと傷んでいるのが分かると思います。これで傷んでいるということを紹介したいわけではなくて、これが随分前の競技のルールとかが書いてあるんですけども、この20年、30年ぐらいでルールも変わってきているという話でございまして、要するに間違ったルールが掲載されているということにもなります。このような現状があるので、先ほど財政面でもちょっと行ってほしいと言ったところがあります。是非、いろんなところをくまなく見てほしいなというふうに思います。そして一つ、自分のこともちょっと紹介させていただきますと、私は、実は小学校4年

生の2学期、3学期のこの半年間ほどいじめに遭ってしまして、番長みたいなのがいましてね、その人から嫌われて、もう力が強かったものですから、要するに、周りも僕をいじめたほうが優位に立てるということでいじめられていたんです。そういういじめられたときに、じゃあどこが行き場所かという図書館だったんです。ちょっとした休みのときはどこかへ逃げればいいんですけど、長い休み時間のときは、「また、お前は1人である。」とか言われるので、誰もいない図書館、同級生がいない図書館のほうに逃げ込んで本を見ていたんですよ。そこで触れたのが、歴史の本と図鑑と、そして郷土史だったんです。歴史のほうの話はちょっと長くなりますけど、図鑑は、化石には特に興味があって、その化石に触れてその化石が小学校の上のはげ山で採れるよと聞いて、そこにまた熱中することができたんです。そして郷土史は、地元の名士嘉悦儀三郎さんと触れることができ、その人のおかげで私は政治家になりたいと思ったきっかけだったんです。たまたまかもしれませんが、このように学校図書の充実は、もしかしたら僕のような1人の子を救うことになるかもしれないということを紹介させていただきまして、次に移りたいと思います。

それでは、2番目の消防団の体制強化についてです。まずは初めに、本市に住まう外国人の状況をお尋ねいたします。市民環境部長お願いします。

○議長（野口修一君） 市民環境部長、小山郁郎君

○市民環境部長（小山郁郎君） 御質問にお答えいたします。

タブレット又はモニターを御覧ください。

宇土市に住民登録のある外国籍の方の人数の5年間の推移についてですが、令和2年度から令和5年度までは各年度3月31日現在、令和6年度は直近の1月31日現在のデータになります。

令和2年度は242人でしたが、令和6年度は457人で、5年間で215人の増加となっております。

次に20歳代、30歳代の外国籍の方の人数は、直近のデータとして令和7年1月31日現在で作成しておりますが、20歳代は男性が143人、女性が112人で合計の255人、30歳代は男性が51人、女性が56人で合計の107人、総数は362人となっております。

このうち主なものを、男女別及び地区別に御説明を申し上げます。

20歳代の宇土地区は男性75人、女性62人で計137人と一番多く、次に多い花園地区は男性29人、女性30人で計59人となっております。西部地域については、網田地区は全体で2番目に少なく、男性6人、女性2人で計8人ということになっております。

30歳代も宇土地区は男性18人、女性27人で計45人と一番多く、次に多い花園地区は男性16人、女性9人で計25人です。西部地区については、こちらも網田地区は全体で

2 番目に少なく、男性 3 人、女性 1 人で計 4 人ということになっております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 今中真之助君

○7 番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。御説明がありましたように、本市に住む外国人は増えています。人口の 1 %を超えるようになってきています。労働力が不足している昨今、しばらくはこの若い外国の労働力に頼らざるを得ない状況は続くので、これから 500 人、600 人と、人口の 2 %を占めることになることは予想に難くはありません。そのような状況下の中で、いざ、災害が起きた場合、その外国人たちが避難者となった場合に、どのような状況になるのでしょうか。私たちが外国に身を置く立場となった場合のことを考えると、それは不安でたまらないと思います。そのような状況を想定して、その後の消防団にも支援をしてもらうとかそのようなことを想定して、他市では、外国人が消防団に所属するケースが増えてきているようでございます。全国では 600 人ほど外国人消防団員が登録されていると伺っています。しかしながら、消防団員は非常勤の公務員でありまして、公権力の行使が認められてはおりますが、公権力の行使は、日本国籍を有するものでなければならないと想定されているため、外国人消防団員は、公権力の行使に該当しない活動のみ従事することができるとされています。なので、私たちのような日本人消防団員といざ消火活動となった場合は、様々な制限がかかるのも事実でございます。しかしもう一つ、外国人団員を認めてよいのではないかと考える理由が、担い手としての補完です。本市の消防団員の人員確保は全地域の課題だと思いますけれども、20 代、30 代の男性が多くいる東部地区はさておき、そもそも西部地区には 20 代、30 代の男性が少なくなってきました。特に、私が活動する網田地区では顕著で、私が活動する 7 分団第 2 班の管轄に在住する 20 代から 30 代の男性は、定員は 11 名なんですけれども 8 名しかそこに住んでいないんですね。40 代や地域外に住む者もいるので、頭数は何とか 10 名いるような状況です。また、隣の 1 班、長浜地区なんですけれども、同様の状況でありまして、先日の消防点検大会は、海苔業最盛期真ただ中という状況もあって誰一人参加していませんでした。だからといって、むやみやたらに外国人登用をしてよいというものではないと思っています。いざ、消火活動に支障があつてはいけませんので、定員は設ける必要があると思います。そこで、条件を作つて外国人団員を積極的に認めてよいのではないかと考えますが、見解をお尋ねいたします。総務部長お願いいたします。

○議長（野口修一君） 総務部長、山口裕一君

○総務部長（山口裕一君） 御質問にお答えいたします。

消防団員につきましては、今、今中議員からも御紹介がありましたように、非常勤の公務員であり、災害発生時に国民に対して命令や強制をすることができる権利、いわゆる公権力

の行使が認められています。

また、公務員の公権力行使について、原則、日本国籍が必要ということが示されているため、外国人を消防団員に任命するに当たっては、公権力の行使をしない範囲で活動することに留意する必要があります。

外国人消防団員の活用については、令和7年1月31日消防長官通知により具体例が示されております。

まず、外国人消防団員の活用について、消防活動における公権力の行使については、個々の具体的な活動内容を検討して、個別に判断すべきものとされております。

公権力の行使に該当するものとしましては、消防法第25条第3項に規定する火災現場における当該消防対象物の関係者等に対しての情報提供の要求、また、同法第28条に規定する火災現場からの退去などを命ずる消防警戒区域の設定等、そして同法第29条に規定する延焼防止のため家屋を破壊するといった消火活動中の緊急措置等など、人の権利義務に直接具体的効果を及ぼす行為というふうに考えられております。

一方、公権力の行使に該当しない範囲の例としまして、災害時においては、消火活動のためのホース等の資機材の運搬や撤収、市があらかじめ指定した水利の確保などの後方支援活動、要救助者の救出・搬送や傷病者の手当、担架等の救助用資機材の用意のほか、住民への避難の呼び掛けや避難誘導、安否不明者の搜索、危険箇所の見回り等の警戒活動、公共用道路等における土のう設置作業といった活動に従事することが考えられるとされております。

また、平常時におきましては、消防団に関する広報活動、地域住民への防火・防災に関する啓発活動や救命講習等の指導、学校等での防災教育のほか、外国人消防団員としての技能を生かし、外国人向けの通訳・翻訳業務や、消防団員や地域住民向けの外国語研修などに従事することが考えられるとされており、外国人消防団員の活動内容等については、地域の実情に応じて適切に対応するようにされております。

外国人消防団員が従事できる活動において公権力の行使ができませんので、加入を促進していくに当たっては、消防活動の基準の明確化及び消防団員の理解を深め、外国人住民が消防団活動に参加しやすい環境を整えておく必要があります。

今後、外国人消防団員の活用につきましては、消防団本部及び幹部等の意見を踏まえながら検討してまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。消防本部や幹部の意向もあるというのは当然です。私の意向は理解していただいたと思うので、おおよそ次の新入団を募るようなときまでぐらいには議論が終わるように、議論をしてほしいなと思います。

さて、男女参画や多様性への取組などでジェンダーについて、近年社会は大きく変貌してきているように思います。女性は、現在本部所属の女性消防隊として活動することになりますが、分団の班所属にできない理由は何か。また本市の多くの詰所がトイレの環境が未整備だと思えますけれども、今後の社会においてこのままでいいのかどうか、総務部長にお尋ねいたします。

○議長（野口修一君） 総務部長、山口裕一君

○総務部長（山口裕一君） 御質問にお答えいたします。

宇土市消防団本部に属する女性消防隊は、平成13年に隊長以下16名で発足し、23年が経過しているところです。

この女性消防隊が担う活動は、発足当時に取り決められており、独居高齢者等への防火啓発訪問や災害に関する広報、また、住民や自主防災組織への防災・消火等に関する啓発指導及び訓練、また、り災者等の人員把握とされており、消防団各分団のように火災が発生した際の消火活動を行うことはございません。

分団の班所属にできない理由につきましては、女性消防隊は、火災や災害を未然に防ぐことを目的とした予防と警防に関する活動を中心に行っております。そのため、消防団各分団が担う消防活動とは異なる点が多いことや、女性消防隊が担う活動を維持するには、分団の各班に所属させるよりも、女性消防隊として独自の活動を行うほうが円滑かつ効果的であるということが考えられます。

また、女性が班に所属することになった場合は、トイレ、着替え、夜間待機中の仮眠など、プライバシーに十分配慮する必要がある、消防団員の理解と協力を求めるほか、必要に応じて、詰所の環境改善を図ることも考えられます。

市としましては、女性消防隊として、より効果的に地域防災活動に貢献していただきたいというふうに考えておりますが、消防団本部並びに幹部及び女性消防隊の意見等を踏まえ、総合的に判断してまいりたいというふうに考えているところです。

また、詰所にトイレが整備されていないところもあることは、我々も十分認識しているところです。しかしながら、大半の積載車格納庫や詰所が市の所有ではないため、建設当時の各地域の実情に合わせたものとなっており、トイレが未整備であるところについては、近くの公民館等の地域の御協力をいただいているのが現状でございます。

そのため、熊本地震を契機として、平成29年度以降に市で整備した積載車格納庫や詰所につきましてはトイレを完備しており、消防団の環境整備の充実に努めているところであります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。車を持ち合わせていない女性の移住者が、班に所属する団員としての活動を望んでいたこともあります。女性だからという理由で男性とは違う条件を選ばないといけない状況は、今の時代にふさわしいのかなという疑念があったのでお尋ねをいたしました。それから、若い団員がコロナ禍以降入ってきて、詰所で寄り合いをするケースがコロナが収束して最近増えてきているんですけども、トイレがないという現実を受け入れられない者も出てきました。昭和生まれの世代は、比較的受け入れてきた環境だと思いますけれども、多様性社会の中では改善すべき状況だというふうに思います。浄化槽整備などの課題がある地域のこともありますけれども、環境改善をよろしくお願ひしまして、次にいきたいと思います。

先ほど来、課題を挙げてきましたが、本市の消防団における団員確保は東西によって理由は異なります。東部は、対象者がいるものの成り手が不足している。西部は、特に若年層の男子が少ない網田地区は、そもそも対象者がいないという状況です。そしてコロナ禍以降、考え方も変貌してきていまして、活動に参加しなくても仕方ないという風潮も当たり前ようになってきているように思います。意欲のある団員の確保はすごく難しくなってきたのではないかと、現役団員としてもものすごく目の当たりにしています。そういう意識醸成の部分は、先輩として団員間の中で解決すべき課題ではありますけれども、やはり数的に今後の消防団活動が心配になっております。今後、消防団活動を維持していくためには抜本的な見直しが必要だというふうに捉えておりますが、見解をお尋ねいたします。総務部長お願いいたします。

○議長（野口修一君） 総務部長、山口裕一君

○総務部長（山口裕一君） 御質問にお答えいたします。

消防団は、消火活動のみならず、地震や風水害等多数の動員を必要とする大規模災害時の救助救出活動や避難誘導、また災害防御活動など非常に重要な役割を果たしています。

特に、大規模災害になればなるほど、消防署のみでは対応できない場合や消防士の現場到着まで時間を要する場合がありますので、地域に密着した消防団等の力がより一層重要になります。

その一方で、令和6年4月1日現在、宇土市消防団員数は550人、団員の平均年齢は約35歳となっております。10年前の平成26年4月1日現在と比べますと、団員数は67人減少し、平均年齢は5歳上がっており、若い団員の確保が難しい状況にあるといえます。

今中議員の御指摘のとおり、消防団の団員確保に関する問題は、地域ごとに異なる特性を持っており、東部地域では対象者が存在するものの、なり手不足が深刻な問題となっており、また、西部地域では若年層が少なく、根本的に対象者がいないという状況にあるということを認識しております。このような地域特有の課題に対しまして、市としましても真摯に向き

合う必要があるというふうに考えています。

現在、消防団員の条例定数は５５５名となっており、令和６年４月１日時点の消防団員数は５５０名で条例定数に近い状況にあります。

この状況を維持するため、平成１３年度に女性消防隊を結成、平成２６年度に機能別消防団員制度を導入、また平成２７年度に市役所消防隊を発足させるなどの見直しを経て、消防団員数の確保に努めてきたところです。

しかしながら、特に網田地区におきましては、団員数の減少により、団員の確保が難しい班につきましては、平成１６年度、また、平成２７年度、そして平成３０年度の３回にわたりまして、班の統合を行い、１０班体制から７班体制となりました。

消防団の団員確保は、全国的な問題となっており、他の自治体では、その地域の実情に合わせて、消防団員の負担軽減を考慮した消防団訓練や消防操法大会の見直し、機能別団員の基準の見直し、消防団の分団の統廃合などに取り組まれておられます。

宇土市消防団におきましても、現役団員ができるだけ長く消防団活動ができるような環境整備に努めながら、地域ぐるみによる若年層の入団促進と機能別消防団員制度を活用した取組を進めている状況にあります。

今後も、消防団員の確保に向けて、他市の消防団活動を調査しつつ、消防団本部及び幹部と消防団の在り方につきましても協議を行いながら、地域の実情に即した適切な消防体制を整備してまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 今中真之助君

○７番（今中真之助君） ありがとうございます。団長経験者の宮原議員もいらっしゃいますけれども、これまでの前団長も含めて改革といいますか、様々改善に取り組まれてこられたから、今があるというふうに思います。もしその取組がなかったら、もっと機能していなかったのかもしれませんが。そう思うと、やはりその時々でその状況に応じて適宜対応していかないと、過疎地域での消防活動は維持できないと思いますので、今後も消防本部との協議をよろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。地上デジタル放送電波受信障害地域についてです。本市には、地上デジタル放送の電波が受信しづらい地域があります。そのような地域では、共聴組合を設立して、総務省やNHKからの支援を通じて受信障害共聴施設を設置してテレビを視聴できる状態にされておりますけれども、本市の受信障害地域の現状をお尋ねいたします。企画財政部長お願いします。

○議長（野口修一君） 企画財政部長、光井正吾君

○企画財政部長（光井正吾君） 御質問にお答えいたします。

平成２３年７月に完全移行になりました地上デジタル放送では、技術の進展や電波環境の変化により、電波が届きにくい地域の解消に向けた取組が進められてまいりました。本市におきましても、一部の地域では地理的条件や周辺環境により、地上デジタル放送の電波を安定的に受信することが難しいケースが存在しておりました。

こうした地域におきましては、地元住民の皆様が主体となりまして共聴組合を設立していただき、総務省やNHKの支援を活用して、共聴施設、これは共同アンテナですけれども、８地区で設置し、高性能受信アンテナでの対策を３地区が実施され、合計１１地区で対策が取られております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 今中真之助君

○７番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。不具合が出たり、経年劣化に対応する場合は、総務省やNHKの対応外となりまして、その場合に備え、ほとんどの地域で会費を組合で集めておられますが、ほとんどの地域が限界集落でありまして、組合維持はギリ貧でございます。２０１０年頃に設置した共聴施設は、おおむね１５年が耐用年数と伺っておりまして、その１５年が経とうとしております。落雷など災害の場合は加入する保険などで対応すべきだというふうに思いますけれども、保険は、経年劣化や災害によらない不具合は対象外のため、組合費で補う必要がございます。防災や減災の観点から、極力、組合の負担軽減のために市が支援すべきかなというふうに思いますけれども、見解をお尋ねいたします。企画財政部長お願いいたします。

○議長（野口修一君） 企画財政部長、光井正吾君

○企画財政部長（光井正吾君） 御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、これらの施設や設備は設置から１５年近く経過しております。各共聴組合において維持管理をされておりますけれども、施設の老朽化や運営費用の負担増、また組合員の減少や高齢化などの課題も顕在化しており、一部地域では今後の運用への対応が困難になる懸念も見られます。

この共聴施設設置につきましては、先ほど答弁いたしましたとおり、国等の補助を活用しており、組合の結成等の条件がございました。熊本地上デジタル放送推進協議会による当時の組合設置の説明につきましては、施設設置の際に発生する金額の提示や年間の維持費の例示、そして設置後想定されるアンテナ修理代等の確保のための積立ての実施やその積立金及び任意の保険加入など世帯数を考慮した金額の設定、そして支払方法等や組合の加入・脱会の取決めなどについても説明がございまして、その説明を受けた上での規約を作成していただいております。このように施設の改修費については積立金が前提となっておりまして、補助制度については現状では行っていない状況でございます。

しかしながら、この人口減少などで組合員が減少し、維持をするのが困難な状況になっていることは十分認識しておりますので、今後、国等への要望を行い、他自治体の状況も注視して準備をしまいたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 当初、設置に300万円から500万円ほどを費やされていると思います。そのときは総務省、NHKが支援したわけです。その後、被害が特にない地域は、積立金が担保されて、1度や2度の修理などは自力で可能かもしれません。しかし、総務省もNHKも全く支援しない2回目以降は、それはそれで大変となります。先ほど御指摘しましたように、耐用年数は消化しつつあります。是非、まさにアンテナを張って、国の動きに注意しつつ、市での対策の検討をお願いしたいと思います。

それでは、次に移ります。新型コロナワクチンについてです。資料を基に話をします。この新型コロナワクチンについては、これまで、皆さんはもう耳が痛くなるといいますか、もう耳にタコができるぐらい聞いているかもしれませんが、今回も取り上げさせていただきます。この資料は、これまで戦後以降、前年比で死者が増えた年でございます。左を見てください。2番目の2011年、5万6千人が亡くなりましたが、これは東日本大震災によるものでございます。それを超える多くの方が亡くなったのが2021年の6万7,054人。もしかしたら皆さんは、コロナのせいで亡くなったんじゃないかと思うかもしれませんが、実際にコロナを患ってそれが原因で亡くなった方は、はるかに少ないんですね。この2022年が12万9,194人亡くなっていらっしゃる。この2021年に始まったことは何かと考えると、それはワクチンであるわけでございます。次にこの資料は、その年間死者数の推移でございます。2024年は予測となっておりますけども、このような右肩上がりとなっております。特にこの近年増えております。そして次、このデータですけれども、これは死因別の比較でございます。これも、ちょっと後で見てほしいと思います。次に、この年齢別の死亡率の推移、特にこの高齢者の部分なんですけれども、このように高齢であればあるほど上がっていくんですけれども、やはりこの2021年、2022年、この辺に増えているというような実情がございます。そして次、これは高齢者のワクチン接種別に見る死者数です。この棒グラフは左側の数字、折れ線グラフは右側の数字なんですけれども、このようにワクチンを接種した直後に死者数が増加すると。このコロナに感染した後の死者数というデータはちょっと取っていませんからこれだけなんですけれども、このようにワクチン接種した直後に何かが起きているというようなのが見て取れると思います。そして次、これは時々聞いておりますが、ワクチンを打って、健康被害救済制度を活用した人は何人いるかということで、ここでも聞いたことがありますけれども、このようにこれまでの

全てのワクチンで3,712人認定されているんですけれども、これは48年間のトータルです。コロナワクチン、これまで4年間接種し続けておりますけれども、それで8,822人が認定されているということでございます。そしてこれが令和5年度のこの救済制度に使われた予算、当初予算は3億6,000万円で計上されていますが、その補正で何と110倍の追加予算が計上されているぐらい、想定されていなかったわけでございます。そして、実は皆さんテレビでは、地上波では誰も言いませんので、余りワクチン被害とか見受けられないと思っていらっしゃるかもしれませんが、このように国会議員も、こちらは参議院議員の日本維新の会の柳ヶ瀬議員なんですけれども、このようにワクチン被害を追究されている方もいらっしゃいます。そして、本市では調べておりませんから、なかなか本市独自のデータは出せないというふうに、これまでの質問でも答弁していただいておりますけれども、浜松市では、一時期はこのように詳しいデータも出していたんです。一応、これが表でございます。

以上を踏まえて、これから質問したいと思うんですけれども、1月31日時点で定期接種が終わったと思いますけれども、その接種率の状況をお尋ねいたします。また、インフルエンザのワクチン接種率も併せてお尋ねいたします。健康福祉部長お願いいたします。

○議長（野口修一君） 健康福祉部長、岡田郁子さん

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

新型コロナワクチン予防接種は、昨年度までは特例臨時接種として実施されていましたが、令和6年度から予防接種法上のB類疾病に位置づけられ、高齢者に対する季節性インフルエンザ予防接種と同様に定期接種として実施することになりました。

接種対象者は65歳以上の者及び60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓、若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとされております。

今年度の接種期間は、10月1日から年度末までとなっておりますが、本市におきましては、重症化予防の観点から流行が予測される時期の前に接種を受けられるよう、広報等では1月31日までと周知しておりました。

次に、令和7年1月末時点での65歳以上の接種率をお答えします。

新型コロナワクチンの接種者数は65歳以上の人口1万1,216人のうち1,293名で、接種率は11.5%です。インフルエンザワクチンの接種者数は4,973名で、接種率は44.3%となっており、新型コロナワクチンの接種者数はインフルエンザワクチンの4分の1程度となっております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） ありがとうございます。予算が計上されておりましたけど、それよりもはるかに少なく、私としては安心をいたしました。

それでは、ちょっと時間の関係で申し訳ございません、2番目を飛ばさせていただきます、3番目の質問をしたいと思います。以前から、私は何度も指摘しておりますけれども、我が国の超過死亡は近年やはり多くなっていています。本市の死亡された方のコロナワクチン接種との相関関係、最終接種日から死亡日までの日数を出せないか。また、コロナワクチン1回目接種以降、本市死亡者の死因のデータが出せないか、難しいと思いますが、健康福祉部長にお尋ねいたします。

○議長（野口修一君） 健康福祉部長、岡田郁子さん

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

超過死亡とは、過去のデータに基づき予測される死亡数を超える死亡を示し、公衆衛生や医学研究の重要な指標とされておりますが、超過死亡のデータだけでなく、ほかの指標と併せて、全体を見るためのデータのの一つとして捉える必要があります。本市の人口動態の死亡数は、令和5年までの5年間はほぼ400人台で推移しており、極端な死亡の増加は認められません。

次に、本市で死亡された方の最終接種日から死亡日までの日数は、健康づくり課が保管する予防接種履歴データ及び住民基本台帳での死亡日を突合し、個別に集計することは理論上可能ですが、その数値がワクチン接種との相関関係を示すと証明するものではないと考えます。

また、市に提出される死亡届には死因が記載されており、国全体の人口動態統計や疫学的調査として医療政策等に活用されますが、あくまで個人が特定できない数としての集計であり、個人名、ワクチン接種履歴、死因を突合した市単独でのデータ収集は不可能でございます。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 市独自でのデータ収集は不可能ということでございましたが、やはり先ほど資料で示したように、宇土市は絶対値が少ないですから限りなく少ないと思いますけれども、やはり必要じゃないかなというふうに思うんですね。今後のために必要かなと思うので、今後の分のデータが取れないかどうか、市長のほうにお尋ねしたいと思います。市長お願いいたします。

○議長（野口修一君） 市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君） お答えをいたします。

今後についてということでございますが、少しこのコロナに対する評価についても、ワク

チンに対する評価も含めてお話をさせていただきたいと思います。

今、部長が答弁しましたがけれども、仮に市が死因に関するデータを収集すると想定した場合、御遺族の同意と御協力を得て、直接お話を聞く必要がありますし、またこのような調査は、ほんの一部の抽出調査では意味がございません。死亡した方全数ではなくても、相当な数を調査しないとこの因果関係は出せないという思いがありますので、非常にそこは難しいのかなということです。今日、今中議員がさっき出されておりました資料を今朝私も確認しまして、私なりに調べてみました。まず、先ほど12万9千人超過死亡があっているという話でございしますが、2022年のコロナによって亡くなられた方がどのくらいおられるかというのを調べたんですが、これが出てこなくてですね。ただ、2022年までに7万人以上の方が亡くなっていると。2022年が一番多い年なので、私の想定では4、5万人はこの中に直接コロナにかかって亡くなられた方が含まれているというので、先ほどコロナにかかれた方は圧倒的に少ないと言われましたが、そこはちょっと違うのかなと思いました。それと一番びっくりしたのが、さっきのワクチンのやつですね。3回目、4回目、5回目のワクチンのピーク直後に、半月から2か月間ぐらいの間に非常に多くの方が亡くなっていると、私これは衝撃を受けました。こんなにワクチンで被害が出ていたのかということ衝撃を受けたわけです。ワクチンについては副反応がありますし、それは厚労省が認めているところですが、ほかにこれは何か原因があるんじゃないかなと思って、私も朝から大急ぎで調べたところなんです。この亡くなった数の折れ線グラフのほうは、これはコロナが大流行した時期と全く一致しているんです。一番左側が第6波です。真ん中が第7波、一番右側が第8波の時期と合致しているんですね。ですから、このグラフだけを見るとコロナワクチンの影響で亡くなったと見れますが、これに感染者のグラフを乗せてもらうとはっきり分かります。ただ、そういうグラフを見つけきれなかったのも、私なりに自分で探して今朝大急ぎで調べたところだったのですが、ワクチンの副反応が大きかったことは、これは事実だと思います。その分、これまでのワクチンと比べて国も補償もしていますし、認定もとんでもない数になっています。それぐらい影響があったんだなということも思っております。しかし、やはり感染が増えると死亡者が増えるというのは、これは残念ながら当然のこととございまして、実際、感染後に直接そのときに亡くならなくても、高齢者施設ではよく聞くんですが、半年後、数か月後、コロナにかかった後に、ワクチンの後遺症じゃなくてですよ、ワクチンの後遺症もあったかもしれない。ただ、コロナにかかった後に体調を崩して体調が戻らずに亡くなった方、これはコロナの直接死ではございませんので、そういう方も多数おられるということ。これは非常に重要なことだと思います。ワクチンに関しては、やはり集団免疫の獲得というのが目的でございしますので、ワクチンがあったから次下がったんだという評価も一部で話されているんですね。ですから、ここはもうちょっと冷静に考えて、多角的に見る

必要があるのかなと思っています。そういうワクチンの効果そして弊害に関しては、やはりこれは国においてももう少し、今中議員も言われるように、真剣に取り組んで今後のためにもワクチンの弊害も調べるべきです。そして、ワクチンの免疫効果による集団免疫の獲得による流行の抑制というの、やはり検証を研究していく必要があるのかなと思っているところでもあります。

そのようなことから、やはりこれは医療の知識のない一自治体が単純に数字を出すという話ではなくて、国や大学等が大規模に医学的、統計学的見識を持って研究として実施していただきたいと、それが私の本音でございます。ですから、今後宇土市単独でのデータ収集、分析を行うことは考えておりません。

以上です。

○議長（野口修一君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。ちょっとデータを見て補足をさせていただきます。この資料で、先ほど2番目に市長が言及された資料なんですけれども、コロナの大流行と重なっているというのは、実はこのワクチン接種と重なっているんです。コロナに感染されて亡くなられた数は、ちょっとまた違うグラフで、僕は見たことがあるので、次回それを出させていただきます。そして、最初に言及された12万9千人の亡くなられたこれですね、コロナの感染者が6万人ぐらいたという話ですけれども、7万人でしたか。

○市長（元松茂樹君） 2022年度までに7万人ぐらい亡くなっているということです。

○7番（今中真之助君） ありがとうございます。その数は、コロナの感染で亡くなられたと地上波や国はそういうふうに位置づけていたんですけれども、死因を調べた結果、コロナの陽性者だったらコロナ死になっていたんです。ですから、皆さんもコロナに感染されたことがあると思いますけれども、交通事故で亡くなられたとしても、別に持病があつてそれで亡くなったとしても、コロナに感染していればコロナ死だったんです。それが入っているということもちょっと併せて補足をさせていただきます。ほかにもいろいろ御答弁いただきましたけれども、市長がおっしゃることも重々分かります。また次回に、それは宿題もありましたので、次回でまた述べさせていただきますと思います。

それでは、次に移ります。本市の公園についてです。「こどもどまんなか」ということで、昨年末から本市は動き出しています。また、施政方針でも定住促進に言及され、子育て世帯の呼び込みに力を入れて、これまで以上に組み込まれることと思います。子育て政策といっても範囲は幅広くて、これをやったから満足がいくかというところではなく、学校教育、保育所、産後ケア、ジュニアスポーツなど、どれもそうだと思います。その中でも他市に比べて少し劣っているんじゃないかなと思われるのが、公園じゃないかなというふうに思います。特に子どもが遊べるような公園について、今回お尋ねしたいと思います。本市が公

園として位置づけている公園はどれぐらいあるか、また、それぞれの利用者はどれぐらいいるか、建設部長にお尋ねしたいと思います。お願いいたします。

○議長（野口修一君） 建設部長、草野一人君

○建設部長（草野一人君） 御質問にお答えします。

本市の公園としましては、宇土市運動公園や市役所前の中央公園など、スポーツやレクリエーション、良好な都市景観の形成、都市の防災性の向上などを目的に設置した都市公園が8か所、立岡自然公園や住吉自然公園など、自然環境を保護する目的で設置された自然公園が6か所、そのほか、住吉、網田の海岸公園が2か所、つつじヶ丘農村公園が1か所、これらに市民広場、轟水源前広場を含めると全部で19か所の公園があります。そのうち、子どもが遊ぶ遊具を設置している公園は8か所となります。

また、子どもが遊べる広場として市内11か所にチビッ子広場があり、各広場に遊具を設置しております。このほかに、8か所の市営住宅に遊具を設置しております。

次に、公園の利用者数についてですが、市では利用者数の把握はしておりません。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。子育て層が子どもを連れて遊ぶ公園として、遊具の充実化を求める声は非常に多いです。本市で一番の公園といえば、つつじヶ丘農村公園だと思うのですが、はっきり言って、子育て層から今この時代において選ばれている公園とはいづらいです。私も時々子どもを遊ばせに行きますけれども、他市の公園に比べてどうなのかと言われると、子育て層の多くは他市町村の公園を選んでいるのが現状です。実際、ネットアンケートを活用して、宇土市の子育て層の方々に聞きましたけれども、満足されていない方々が多くいらっしゃいました。もちろん近隣自治体の施設も併せて活用していけばいいんですけれども、やはり望んでおられるのは、近場の公園です。歩いていけるような場所に小さくても公園があって、少し行けば大型の公園がある、遊具が充実した公園がある、そのような環境を多くの子育て世帯は望んでおられます。宇土市といえば、つつじヶ丘農村公園がその中核だと思います。そのつつじヶ丘農村公園の遊具をもっと拡充できないか、経済部長にお尋ねしたいと思います。

○議長（野口修一君） 経済部長、加藤敬一郎君

○経済部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

市民の憩いの場であるつつじヶ丘農村公園は、小さな子ども連れの家族等が訪れ、遊びや運動、レクリエーション等、様々な目的で利用されています。

専門業者による遊具点検や補修を行い、安全対策に努めておりますが、公園整備から約30年が経過し、施設の老朽化が著しく、破損等により使用できない遊具もある状況です。

また、トイレにつきましては週2回清掃を行い、衛生管理に努めておりますが、和式で使いづらいとの御意見もいただいております。

このようなことから、本市の代表的な公園であるつつじヶ丘農村公園の利用環境を改善し、魅力ある公園に再整備することとしております。

整備計画としましては、現在トイレ整備に着手しているところであり、今年度、設計業務、令和7年度に整備工事を実施することとしております。その後、令和8年度に、遊具整備に着手することとしております。

遊具整備につきましては、費用が高額となることから、こども・子育て支援事業債を活用するために、宇土市こどもどまんか計画への位置づけを行い、また、誰もが楽しめるインクルーシブ的な考えを取り入れた公園の視察やその整備方法について、実施自治体にヒアリングを行ったところです。

令和7年度は、関係各課との協議検討や、民間の高い技術力・企画力を取り入れるためのプロポーザル方式の導入に向けて準備を行っていくこととしております。プロポーザル方式を導入することにより、より経済的でスピーディーな整備ができるものと考えております。

つつじヶ丘農村公園が、子どもや子育て当事者が安心・安全に利用できる施設として、インクルーシブの視点を取り入れた遊具の整備を行うことで、時代のニーズに合った公園となるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。ちょっと写真を見てください。これがつつじヶ丘公園です。左上に写っている子ども3人は我が子でございます。写真にありますように、いつも何らかの遊具に使用禁止のマークが貼られているんですね。それが長い傾向にあるように思います。2週間前ぐらいに行ったときは、ここの「ゆめの木」という遊具でしたけども、それ以前はもっと別なところで行っていただきました。こちらも早急に対応することが必要だと思いますし、せめて、いつ頃使用開始予定とかも書いていけば優しいかなと思います。しかし、トイレも含めて再整備をすると力強く発言していただきました。本当にありがたいです。つつじヶ丘公園ができて、遊具が整備された30年前の当初は、すごく人であふれていたと伺っています。また、近くには展望所もありますけれども、その付近は認知も薄くて、活用いかんによってはおもしろい場所になるのではないかと思います。30年前の輝きをまた取り戻せるように、そして、「こどもどまんか」の象徴として早期に改善されることをお願いしまして、次にいきます。

つつじヶ丘公園の整備も一丁目一番地として求めたいところではありますが、子育て層の意見として、中心市街地に公園を整備してほしいという声もありました。合志市の光の森は、

御存じのようにT S M C 関連の話が来る前に、子育て層の人口がずっと増えてきた自治体です。そのような地域には、商業地の近くに公園がありますし、昨年、台南市に行かせていただきましたが、バス移動中にいろいろな景色を見させていただきましたけども、至るところに公園があったんです。しかも大きい公園が点在していたのが印象的でした。いきなり本市が、合志市やその台南市のようにシフトできるとは思いませんけども、子どもが健やかに遊べる公園整備は、「こどもどもんなか」の象徴であるというふうに思います。また、冒頭に公園の数をお尋ねしましたけれども、ボールが使えない公園も増えているようです。遊びに制限がかかっている公園もあるようで、こどもシンポジウムでも切実な願いとして児童が発表していたのを記憶しています。「こどもどもんなか」が絵に描いた餅とならないよう、子どもとその親の意見を取り入れて、市全体として公園整備をしてはどうかと思いますが、市長の見解を伺います。市長お願いします。

○議長（野口修一君） 市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えをいたします。

昨年11月17日に、今後宇土市が目指すこどもまんなか社会の実現のために、こどもまんなか応援サポーター宣言をさせていただきました。その中で、本市が目指す具体的な取組を宣言しておりますが、その一つとして、市内公園の再整備を掲げております。

先ほど、部長からも答弁がありましたとおり、現在、本市には運動公園などの都市公園や自然公園、そのほかにも多くの公園がございますが、子どもが遊べる公園に設置してある遊具等は、非常に老朽化が進んでいるということ、壊れているものもございますが、使用禁止のものも一部ある状況です。先ほどの「ゆめの木」に関しまして言えば、あれは何度も直したのですが、もう直らない状況でございまして、撤去に非常にお金がかかるので、次の設置のときに撤去しようという方向でございまして、その点御理解いただきたいと思います。

そういう状況で、つつじヶ丘には、私も子どもをよく連れて行っていました。非常に当時からそんなに遊具は多くなかったのですが、のんびりできる公園だなと思っていました。最近でもサッカー大会とかもあるので行くのですが、やはり遊具がよく壊れているので、早く修理したほうがいいよということで修理をやるんですが、また壊れるんですね。だから、そもそも老朽化が進み過ぎているんだなというところを感じているところです。

そんなこともありまして、県外には行ったことはないですけども、県内各地に行ったときに大きな公園があったとき、例えば八代の消防点検のときは大きな公園であったのですが、それとか県体のときの天草のグラウンドとか、非常にいい遊具がたくさん置いてあって、それを見ながら、ああ、こういうのを造りたいなという思いで今各地を回っているというか、各地に行ったときには見て回っているような状況であります。

やはり公園は、今中議員も感じられているとおり、まちの顔だと思います。魅力的な地域

づくりや定住促進に重要な役割を担う施設であることは間違いございません。そういうことから、本市としまして、最重要課題として既存公園の再整備に本腰を入れていく必要があると考えているところです。庁内でいきましても、公園というと子育て支援課みたいな印象を受けられると思いますが、児童公園は子育て支援課が持っていますし、つつじヶ丘公園は農林水産課所管なんですね。都市公園は都市整備課かな、それぞれ所管が違うんです。これを何とか所管が違うからなんて言わずに、一括してやろうということで、先般も会議を開いて、とにかく優先順位を付けてやっていこうと、つつじヶ丘公園はまず第一優先でしょうけれども、つつじヶ丘をするからいいじゃなくて、ほかのところもやっていこうというところで進めております。

また、走潟地区で進めております、かわまちづくり計画の中でも公園整備を検討しているところでございまして、車でしか行けないかもしれませんが、こちらも市の子どもたちが広場で遊べるいい場所にしたいと思っております。

遊具の整備はもちろんなんですけれども、やはり子どもたちが、行ってみたい、またあそこに行きたいなと思っていただけるような施設を造っていく、そういう環境をつくっていくというのが重要だと思いますし、その中に遊具が必要なところ、必要じゃないところもあると思いますが、遊具が必要なところには遊具等を設置して、充実を図っていききたいと思えます。

先ほど申しましたように、ほかにも今具体的に計画が上がっている公園もございしますが、ここではまだ申し上げられませんが、そのほかのところについても放っておこうというつもりはございませんで、一つずつできるだけ早くやっていこうと。ただ、財源の問題がありますので、いかにして財源を節約しながら、有効的に施設を造っていくかというところを今調整しております。今後、しっかりと整備してまいりますので御理解をお願いします。

以上です。

○議長（野口修一君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 子育ては宇土市と自信を持って言えるような、そんな期待が持てる市長の発言でした。期待しております。すみません、先ほど出せなかったこれが、合志市の光の森の商業地にある公園です。逆にこれだけしかないんですけど、こんなに人が溢れかえってありました。それから、ちょっと一つ提案させていただきたいのは、今、宇土シティの2階にボールパークがあったんですけども、そこの民間の会社がリニューアルされて、これが1週間ぐらい前だったかな、このような感じでもっと人がたくさんいたんですけども、ちょっと人が分からないようにと思って写したものですから、小さくなっていたりするんですけど、すごく楽しそうにしていたんです。ただ、いかんせん、料金がちょっと高くて、こんな感じの料金。それでも人が多かったんですよ。休みの日だったかな、ちょっと記憶がない

ですけど。それで、遊具を整備してほしいんですけども、最近の夏の暑さ、6月ぐらいから9月ぐらいまでは多分暑くて、逆に触れないし、外に出れないとか、そんな子どもたちも多いというふうに思っています。そんな中で、このような全天候型といいますか、屋内でこうやって遊べる環境をつくっている民間と連携していくのも一つかなと思います。この屋内で遊べるこのような環境を市でつくろうとしたら、莫大な予算がかかりますよね。でも、民間がもうつくっているの、そこに例えば月に1回とか、熱中症予防とか、夏休みの土日とか、そんな感じで、そんなに予算がかからないように何か補助といいますか、そのキャンペーンとかを図ることも検討してほしいなというふうをお願いいたしまして、大変長くなりましたが、私の一般質問をこれで終わりたいと思います。御答弁ありがとうございました。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 議事の都合により、暫時休憩いたします。11時40分から会議を開きます。

-----○-----

午前11時31分休憩

午前11時40分再開

-----○-----

○議長（野口修一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑及び一般質問を続行いたします。

4番、浦本晴美さん

○4番（浦本晴美さん） 皆様、こんにちは。会派、風の浦本晴美でございます。本日は一般質問の機会をお与えいただきまして、誠にありがとうございます。本日、私が質問いたしますのは2点でございます。こどもまんなか社会の実現に向けて、そして地域コミュニティの核である婦人会・老人クラブの存続についてでございます。

質問席に移り、質問をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（野口修一君） 浦本晴美さん

○4番（浦本晴美さん） こどもまんなか社会の実現に向けて、四つの質問をいたします。昨年11月、本市はこどもまんなか応援サポーター宣言を行いました。イベントは来年もやってほしいと、そのような声が出るほど盛況でした。昨日の一般質問においても、中口議員もおっしゃっていましたが、本当に子どもは地域の宝であると思います。宇土の宝であり、日本の宝であります。子どもを大切に育むまち、若い人も高齢者も健やかではないでしょうか。この取組、こどもまんなか社会の枠組みの対象年齢は何歳まででしょうか。また、こどもまんなか応援サポーター宣言後の取組はどのように行われているのでしょうか。市民が実感できる取組である必要があると思います。今後の展望について、具体的な説明を岡田健

康福祉部長にお願いいたします。

○議長（野口修一君） 健康福祉部長、岡田郁子さん

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

現在本市では、令和7年度から11年度までを計画期間とする第3期宇土市子ども・子育て支援事業計画「宇土市こどもどもんなか計画」を策定中でございます。この計画では、こども施策をより一層充実させるために、こども家庭庁が示す子ども・若者計画と子ども貧困対策計画を一体的に盛り込んだ計画としていることから、対象年齢を39歳までとしております。よって、本市のこどもどもんなか社会の枠組みの対象年齢についても、同様に、0歳から39歳までと子育て世代と位置づけております。

市が宣言しました、こどもどもんなか応援サポーターとして取り組む事項については、先ほど申し上げました宇土市こどもどもんなか計画に具体的な事業として盛り込み、この計画期間に実現するように推進してまいります。

また行政による取組以外にも、1月末現在で市内26の団体や事業所がサポーター宣言をされ、今後、それぞれが従業員や地域への子育て支援や働き方改革、団体間の交流などを進められる予定です。先ほど御説明しました、宇土市こどもどもんなか計画の指標に登録団体数を掲げており、5年後の令和11年度には50団体以上の登録を目指すこととしておりますので、広報うとやホームページなどを活用して、応援サポーター登録団体の活動状況報告、支援者向けの研修会、各応援サポーター団体が開催するイベントなどの周知・啓発などを行い、一つでも多くの支援団体が増えるよう周知してまいります。

市は、この宣言で「市民一人一人が、こどもの声を聴き、周りの大人たちが連携し、こどもにとって一番良いことを優先し、こどもや子育て世帯を見守る地域づくり『こどもどもんなか社会』を目指す」としてまいります。これを実現するために、全庁的に連携し、子どもの視点に立って意見を聴き、子どもの権利を守るための施策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 浦本晴美さん

○4番（浦本晴美さん） 御答弁ありがとうございました。対象年齢につきまして国のガイドラインに合わせ、子ども・若者計画と子ども貧困対策計画を一体的に捉えて、対象年齢を幅広く0歳から39歳に設定されていることが分かりました。また、サポーター宣言を行った事業所や団体は26団体であり、5年後には50団体以上の登録を目標としておられることなど、岡田部長もおっしゃっていますが、広報やホームページ、LINEなどを活用し、早速、情報発信を行っていただきたいと思います。登録団体を増やす取組として、市民の視覚に訴える方法は大変効果的だと思います。市役所玄関先や交流スペース、商業施設や幼稚園・保育園の掲示板など、人が行き交う場所や集まる場所に看板や旗、ポスターなどを設置

し、こども大綱が目指す「こどもどまんなか社会」の意義と「九州のどまんなか宇土市」は、子どももどまんなか、市民もどまんなかというメッセージを市全体で共有することが大切ではないでしょうか。これにより、子どもたちや子育て中の保護者の方々は、応援されていることが分かります。見守られているという実感は、住み心地にも関係してくる事です。こどもまんなか応援サポーター宣言は、子どもたちが健やかで幸せに成長できる社会を実現するための取組です。子どもの時間は有限です。のんびりしている暇はありません。あっという間に大きくなります。求められるのは今だと思います。こどもまんなか応援サポーター宣言後の取組としては、全国各自治体や企業・団体が子どもたちのために様々なアクションを実施しています。SNSでハッシュタグに「こどもまんなかやってみた」を付けて発信することで、応援サポーターの輪が広がっています。是非とも、今答弁いただきました意気込みを市民の皆さんへアピールし、行動に移してください。そして市民の共感を得て、子どもたちを地域全体で見守るまちとなっていくことを期待します。子どもたちの未来を支えるために、今、みんなで力を合わせていきましょう。

では、次の質問に移ります。こどもまんなか社会の実現に向けて、二つ目の質問です。子どもを安心して育てられる環境づくりは必須です。女性が働きながら子育てをする時代において、子どもの病気やけがは心配の種です。子どもはよく病気をし熱を出します。保育園に通うと集団生活の中で感染し、家族も感染してしまうことがしばしばあります。仕事を持つ親のサポートとして、本市には病気の子どもの預けられる施設、病児・病後児保育施設パンダがありますが、年間利用者数及び周知方法について、岡田健康福祉部長にお尋ねします。

○議長（野口修一君） 健康福祉部長、岡田郁子さん

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

病児・病後児保育施設パンダは、宇土地区医師会に委託し、医師会館内専用スペースにおいて、常勤の看護師1人及び保育士1人、非常勤の看護師1人体制により保育を行っております。対象者は生後6か月から小学校6年生までの児童で、利用定員は原則として一日3人までとしております。利用される保護者には利用前日までに予約を行っていただき、かかりつけ医によります病状連絡票を利用当日に提出していただくようお願いしております。

現在、725人の児童が登録されておまして、令和5年度の年間利用延べ人数は162人、今年度は1月31日現在で114人となっております。ここ数年の新型コロナウイルスの影響により、利用者が減少した年もありましたが、毎年延べ150人程度が利用されておられます。

事業の周知方法としましては、出生や転入者には、子育て支援ガイドブックの配布により案内をしており、市の窓口には当該事業のチラシを設置して周知しております。また、ホームページへの掲載やLINEを活用した情報発信も行っているところです。

今後も、保健センターでの乳幼児健診の際など、子育て世代の方が集まれる機会を利用して、未登録者に対する更なる周知徹底を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 浦本晴美さん

○4番（浦本晴美さん） 御答弁ありがとうございます。本市ホームページにおいて、令和7年度から第3期宇土市子ども・子育て支援事業の計画作成のためのアンケート調査を確認いたしました。就学前児童の保護者に対して、「病気やけがで幼稚園や保育園などを利用できなかった際の対処方法は」という質問で、この1年間に行った対処方法として当てはまるものに丸を付けるという方法で行った調査の結果、「母親が仕事を休んだ。」が86.2%、「親族や知人に子どもを預けた。」が45.4%、「父親が仕事を休んだ。」が33.5%、「病児・病後児保育を利用した。」が4.2%でした。また、「子どもが病気やけがをした際、病児・病後児保育施設を利用したいと思ったか」という質問に対し、「利用したいとは思わない。」という人が71.8%、「できれば利用したい。」とおっしゃった方が27.6%という結果でした。「なぜ、利用したいと思わないのか。」という質問に対しては、「病児・病後児を他人に見てもらうのは不安」、「利用料がかかる、高い」、「利用方法が分からない。」という回答がございました。小学生の保護者への同じ質問でも同様で、病気やけがをした場合、休むのは母親が主で、病児・病後児施設を利用した方は0.2%と、小学生になると利用がかなり減ることが分かりました。これは、非常に貴重なアンケート調査結果だと感じました。私は先日、この保育施設を見学に行ってきましたが、そのときは1人の未就学児が熱を出して、2日目の利用とのことでした。常勤の看護師さんと保育士さんが丁寧に関わっておられました。保育士さんは、「保育園の片隅で横になって休むより、このような静かな場所で見てもらえることは、保護者の方も安心して仕事ができるのではないのでしょうか。御存じない方が多いのではと感じています。」とのことでした。常勤・非常勤の看護師さんと保育士さんが常駐している施設は、安心して預けられる場所だと感じました。この調査により、いまだ利用の方法や内容について御存じではない保護者の方がおられることが分かりました。是非ともお知らせの方法を工夫され、まず知って、利用する、しないを選び取れるところまで持っていただくとことを希望いたします。

では、次の質問に移ります。こどもまんなか社会の実現に向けて、三つ目の質問です。青少年の健全育成の場として、新たに建設が始まる子どもサードプレイスは、非常に重要な役割を担っていると考えますが、利用者の対象年齢、活動内容、場をつくるスタッフ、環境づくりなど、どのように行っていかれるのか、野口教育部長にお尋ねをいたします。

○議長（野口修一君） 教育部長、野口泰正君

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

全ての子どもたちが、未来へ希望を持ち、これから社会を生き抜く力を育む機会と環境を提供することは大人の責務です。

しかし、現実的には、家庭や社会の抱える問題が複雑・多様化し、地域のつながりも希薄になる中で、孤立してしまう子どもたちも少なくありません。

子どもたちが安心して過ごせる環境で、自己肯定感や人や社会と関わる力、生活習慣など、将来の自立に向けて成長していくことが最も大切だと思います。

議員御質問のサードプレイスの対象年齢については、成長の過程において最も成長が著しく、年々不登校が増加傾向にある小中学生と考えております。

活動内容としましては、屋内では、学習支援をはじめ、ボランティアと連携した食事の提供や子ども料理体験、屋外では農業体験やスポーツ体験など様々な取組を行い、多様な価値観に触れることで、自己肯定感を得られるような活動を目指していきたいと考えております。

次に、運営体制については、宇土市親善大使で多目的市民交流施設整備事業のプロデューサーを務める本橋馨氏等で構成されたプロジェクト会議で、専門的知識がある組織や団体の協力をいただきながら協議を重ねてまいります。

最後に、施設的环境づくりについては、様々な事情を抱えた子どもたちや保護者の方にも気軽に来ていただきたいと考えておりますので、子どもたちにとって居心地がよく、楽しく、優しい施設となるよう今後も協議を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 浦本晴美さん

○4番（浦本晴美さん） 御答弁ありがとうございます。野口部長の答弁により、少しずつ子どもサードプレイスの形が見えてきました。令和5年3月定例会の一般質問にて、サードプレイスの質問をいたしました。ちょうど2年前になります。この間、着実に第三の居場所づくりが行われてきたことは、大変うれしくありがたいことです。その2年前の5月に、新型コロナウイルス感染症が第5類感染症に位置づけられました。コロナというこれまで体験したことのない非常事態により、子どもたちにとっての第二の居場所である学校、そして第三の居場所は閉じることを余儀なくされました。その間、学校に行かなくなる児童生徒も増加しました。一言で不登校と申しましても、そこに至る経過は人それぞれで、学校に行きたくても行けない状況になってしまった場合や、違和感を感じて行かないことを選択する場合もあると思います。コロナにより失われた3年間を取り戻すべく、部長がおっしゃるように、農業や調理の体験活動で汗を流し、多様な価値観に触れながら、自己肯定感を得られるような活動が展開していくことを心から望んでおります。

では、次の質問に移ります。こどもまんなか社会の実現に向けて、四つ目の質問です。高校に入学したものの、何らかのきっかけで学校に行かない選択をした生徒や、行き場を失い、

ひきこもっている若者が本市にどのくらいいるのかを把握しておられるでしょうか。社会に出る手前で悩み苦しむ若者と同様、その親御さんの心労もさぞかしと思います。このユース世代の不登校やひきこもりの実態、また、受け皿はどうなっていますでしょうか。岡田健康福祉部長にお尋ねいたします。

○議長（野口修一君） 健康福祉部長、岡田郁子さん

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

文部科学省の調査結果によりますと、令和５年度の高校生の不登校の状況は、全国で６万８,７７０人、熊本県は８,７１１人となっております。令和４年度と比較しますと、全国で８,１９５人、熊本県では９４人増加しております。増加の背景としては、進学や進級のクラス替え等に伴う不適應の増加や、コロナ禍の影響による登校意欲の低下などが考えられ、不登校の理由としては、学校生活に対してやる気が出ない、生活リズムの不調、不安や抑うつなどが挙げられております。

熊本県の令和６年度不登校対策重点取組事項の報告書によりますと、県立高校が配置しているスクールカウンセラーへの相談のうち、約１０％が不登校に関する相談となっており、中退やひきこもりにつながらないか、悩んでおられるものと推察されます。

現時点で、本市の義務教育終了後の子どもの状況について把握することは困難ですが、中学校の不登校生徒数から勘案すると、本市にも高校生世代の不登校やひきこもりの子どもは存在していると考えられます。こども家庭センターガイドラインには、「高校生の不登校相談についても、日頃から支援機関の把握に努め、早期に適切な支援機関につなぐ、又は連携して対応する」と示されていることから、今後は早期に対応・支援できるよう、まずは、こども家庭センターやふくしの相談窓口の存在について周知し、その充実に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 浦本晴美さん

○４番（浦本晴美さん） 御答弁ありがとうございました。ユースとは、主に１０代から２０代の思春期・青年期の若者世代を指す言葉です。自分が自分であるという意識、自我機能が育まれる人間の一生の中で、非常に大切な時期です。今、この世代の若者を応援するための居場所づくりが各地で始まっており、ユースセンターと呼ばれています。何となくの違和感や漠然とした将来への不安、頑張りたいけど一歩が踏み出せないなど、悩みを抱えた若者が家でも学校でもない、ここでも第三の居場所に集い始めています。そこでは、成功体験を積む機会、同世代とともに挑戦する体験の機会、自分の未来への期待、そして保護者への支援があります。熊本市内でもユースセンター活動は始まっています。「こどもどまんなか」の宇土市であります。どうぞ義務教育を終えた後も、大人になるまでの間、子ども、若者の葛藤する姿を大人たちが温かく見守り、応援できる居場所について考えていただきたいです。

若者たちの小さな声に耳を傾け、自分の力を信じて歩みを進められるまでの寄り添い、支えられる居場所が整えられていくことを期待し、こどもまんなか社会の実現に向けての質問を終わります。

次の質問に移ります。地域コミュニティの中心である婦人会・老人クラブについて質問をいたします。私は、婦人会の会員であり、そして老人クラブの会員でもあります。二足のわらじを履いております。婦人会に加入してはや20年、老人クラブではまだ新人です。長年、社会貢献活動に取り組まれている地域の婦人会や老人クラブについて、役員のなり手がいないことで組織が解散に追い込まれるという話は、もう随分前からあることです。長い歴史を持つこの団体の会員減少は著しく、解散の危機にある地域があります。これまで婦人会や老人クラブは、行政と密に連携し、様々な行政関係のイベントに会員を動員したり、時にはお手伝いをしたりと大変役に立ってきました。地域コミュニティの核であるこれらの団体の実情と存続について、現在の状況をどのようにお考えでしょうか。また、今後の地域コミュニティの理想的な形はどのようなものとお考えか、元松市長にお尋ねいたします。

○議長（野口修一君） 市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えをいたします。

地域の中には、婦人会や老人クラブ、消防団やPTAなど、地域貢献のために活動されている様々な団体があります。御指摘の婦人会そして老人クラブは、地域コミュニティの中の中心的な役割を担っていただいている貴重な存在であると認識をしております。

婦人会に関しましては、長年にわたって、教育・環境・文化・スポーツ・福祉・防災などあらゆる分野で、大変活発に地域に根差した活動をしてこられ、中でも男女共同参画社会の実現には、大いなる貢献をいただいております。防災関係でも、婦人会から何人も防災士の講座に会長さんも自ら来られて、防災士の資格もお取りいただいている、もう実践をされているということでございます。

また、老人クラブに関しましては、高齢者の閉じこもりや孤立を防ぐ声かけ、訪問などを行う友愛活動や、子どもの見守り、清掃ボランティア活動など、長年取り組んでいただいております。このほか、私もいろいろなイベントがある中で顔を出させていただくことが多いんですけども、その中でいつも感じるのが、会員の皆さんが笑顔でイベントに参加されているということ、これは非常にいいことで、やはり楽しんで活動をしてこそ活動は続くという思いでございますので、これも非常にすばらしい取組だと思います。また、最近では屋外のイベント、レインボーマルシェでしょうか、こういったものも開催をさせていただいて、クラブの会員以外の方が楽しめるような行事もされているということ、これも本当にありがたいことでございます。

このような活動が行われることで、地域における住民同士の交流が図られ、地域の活性化

につながっていると思います。また、会員の皆さんが生きがいを持って活動に参加することで、自身の健康保持にもつながりますし、それが医療費や介護給付費の低減に貢献させていただいていることにもつながると思います。

このように、それぞれの団体が実施する活動が本市に与える影響は、会員だけにとどまらず、地域、いろんな人たちに及びますので、大変大きいものであると考えております。そういう意味でも、婦人会、老人クラブの会員の皆様には、日頃から大変感謝をいたしているところでございます。

しかし一方で、近年の少子高齢化や核家族化、価値観の多様化が進む中、全国的に婦人会や老人クラブ等の団体数や会員数が相当な減少傾向に陥っております。本市においても例外ではございません。また、新規加入者の減少、そして会員の高齢化も課題となっているようでございます。そのような中、婦人会や老人クラブに限らず様々な団体で、その団体の存続の意義を問うような意見もあるようでございます。何のためにやっているんだろうか、これから本当にできるんだろうか、続けるべきだろうかというような意見でございます。

地域コミュニティには、それぞれの団体の組織内や組織外とのつながりを通じて、個人や家庭では解決できない問題に、みんなで対応するという重要な役割があると考えています。活発なコミュニティが地域にあることで、住民の連帯意識も高まります。そのことが地域の活性化にもつながるものと考えますので、地域コミュニティの存在は不可欠であると認識しております。

しかしながら、時代の流れとともに共働き世帯や定年後も就労する方が非常に増えておりまして、地域活動には参加できない、役員を引き受けたくない、引き受けられないなどの状況の方が、かなり増えてまいっております。そういったことで、地域の間人間関係が希薄になって、地域の活力が停滞していることが今の課題ではないかなと感じているところであります。地域コミュニティの理想的な形とは、その組織・団体の皆さんが、それぞれの活動を通じて情報を共有しながら、お互い助け合い、つながっていくことができるような形ではなかろうかと考えております。

今後におきましては、組織の解散や役員のなり手がいない現状を踏まえつつ、活動内容が極力負担にならず、役職に縛られないような団体の仕組みづくり、活動の楽しさや団体に属することのメリット感を発信していくことが、地域コミュニティの維持、地域力の向上につながるものだと考えております。組織の中のことは行政ではなかなか手は出せませんが、行政がこういうことをやれば、もっと活動が活発になるのではないかという御意見等がございましたら、是非、御指摘をいただければと思います。

以上です。

○議長（野口修一君） 浦本晴美さん

○４番（浦本晴美さん） 市長のお気持ちのこもった御答弁ありがとうございました。市長がおっしゃいますように、核家族化や価値観の多様化など社会が大きく変化しております。婦人会は、時代のニーズに合わせ、その形を変えてきました。戦時中は男性不在の国を守る意図で、戦後は女性の地位向上や自立を目的に、積極的な活動を行ってこられました。また、地域の団結と発展を目指して、様々な行事や地域活動を行い、助け合いながら、子育て、子ども会活動、時には葬儀の手伝いなども行ってこられました。私は、そのような婦人会が非常に活性化していた頃にお世話になって育ちました。振り返りますと、地域は婦人会が支えていたということが分かります。しかし、現在は子育てをしながら働く女性も急増し、女性の自立や解放が目的であったはずの婦人会活動が負担になっている若い世代の女性も少なくはありません。行事の縮小や会員の減少に伴い、解散する婦人会も急速に増えており、それにより地域の結びつきが希薄となり、独居老人の孤独死や虐待などの様々な弊害へとつながっていくのではないかと心配をいたしております。婦人会が解散をしてしまう、このようなことが起きますと、これまで地域のために活動してこられた部分が空白となります。それを誰が埋めていくのでしょうか。区長さんに押し付けてしまうと、これまた区長さんのなり手が減少するという形になっていくと思います。また、老人クラブにおいても白寿会から老人会、そして現在の老人クラブへと呼称を時代に合わせながら変えつつ、現在に至っております。老人クラブ活動の中で毎年９月には社会奉仕の日があり、その日はそれぞれの地域の環境美化活動を会員の皆さんで行っておられます。地区に花壇があるところは花いっぱい運動、チビ子広場があるところは美化作業、地区のお宮や神社の清掃、川や海の近くは海岸の清掃、子どもたちの通学路のカーブミラーを磨かれるなど、様々な活動が行われています。老人クラブがある地域は、環境美化が整っているのです。当たり前のように長年取り組んでこられた活動ですが、このようなことを皆さんは御存じでしょうか。当たり前のことではないですね、感謝しかないと思います。役員をされている方に、「あの人は、役をするのが好きだから」と無責任なことを言う人がおられます。その言葉に傷つく人がいます。私もPTA役員をしていたときに、多分、「あの人は、役をするのが好きだから」と言われていたと思います。ですので、私は最初に好きだからと言っていました。でも、自分で役をするのが好きですと言える人はなかなかいないと思います。でも、私は最近すごく思いますのが、役をするのが好きなのではなく、人が好きということです。人との関わり合いが好きだから、やっておられるわけです。だから、誰かのためになるならばと頑張ってくださいているのです。お世話をする人たちがいて成り立っているコミュニティであります。このことに、私たちはとても助けられていると思います。市長がおっしゃいましたように、活動することで医療費や介護給付費の低減につながっていることは間違いのないと思います。老人クラブが主催します、つながる広場活動では、eスポーツに目覚める高齢者の方をよく見受けれます。どんどん

元気になっていかれるのをこの目で見てきました。エビデンスを取って見たらどうかと思います。数値化すると見えてきます。個人の健康維持のため、それが本市のためになる活動であるなら、もっともっと参加する人が増えてもよいですし、増えるべきだと考えます。婦人会、老人クラブが行ってきた地域活動のメリットとデメリットを世代間で共有し、良いところは残しつつ、新しい形を取り入れていく必要があります。本市にとって有益な団体であります。引き続き行政のサポートを入れながら、力を合わせて、新しい答えに向かって進んでいくべきではないでしょうか。地域コミュニティがあるところには、安心して住み続けることができます。

これで、私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（野口修一君） それでは、ただいまから昼食のため、暫時休憩いたします。午後１時１５分から会議を開きます。

-----○-----

午後０時１３分休憩

午後１時１５分再開

-----○-----

○議長（野口修一君） 午前中に引き続き、会議を開きます。

質疑及び一般質問を続行いたします。

３番、中野洋一君

○３番（中野洋一君） 皆さん、こんにちは、公明党の中野洋一です。本定例会におきまして、質問の機会をいただきありがとうございます。今回の質問内容に入ります前に、先月２月１９日、宇土東小学校での「ありがとう給食」にお招きをいただきました。これは、日頃登下校の見守りを行っている地域の子ども見守りボランティアの方々へ、ありがたい感謝の思いを込めて宇土東小学校の子どもたちが主体的に考え、先生に提案をし、実現したものと伺っております。子どもたちが主体的に考え、行動できる。これは日頃から子どもたちとの信頼関係を先生方が大切にして、御指導してくださっているのだろうと強く感じました。「ありがとう給食」の最後には、子どもたちが書いてくださった見守りへの感謝のメッセージの贈呈までしてくださり、感激いたしました。これは毎日の登下校を見守る多くの皆様全員への子どもたちからの感謝のメッセージであろうと思います。今後も、子どもたちの登下校の安全を守る見守りボランティアの一員として、またこどもまんなか応援サポーターの一員として、「こどもまんなか社会」を目指してまいりたいと感じた次第です。

前が長くなりましたが、本日は避難所となる学校施設の防災機能強化の推進についてなど、六つの項目について質問をさせていただきます。

それでは、これより質問席にて質問をさせていただきます。

○議長（野口修一君） 中野洋一君

○3番（中野洋一君） 改めまして、公明党の中野洋一です。よろしくお願いいたします。

それでは一つ目の質問、避難所となる学校施設の防災機能強化の推進についてお尋ねいたします。国の2024年度補正予算で、学校体育館の空調整備に779億円の予算が計上され、空調を整備する自治体への臨時特例交付金の新設され、関連工事費用も含めて2分の1の補助などが確定いたしました。学校体育館は避難所としての環境整備も大切であります、そのみならず、安心・安全な教育環境整備も関係してくるため、整備の速度を早くすることが求められていると考えております。このような国の状況を踏まえ、本市の小中学校全ての体育館に空調設備を設置すべきではないかと考えますが、元松市長の御見解を伺います。

○議長（野口修一君） 市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えをいたします。

小中学校体育館の空調設備の設置についてですけれども、文部科学省が令和6年度補正予算で空調設備整備臨時特例交付金というものを創出しました。今後10年間で、空調設備の設置率を95%まで押し上げようという目標によるものでございます。

この交付金は、関連工事を含めた費用の2分の1を補助するもので、地方債を利用することによりまして、実際の地方負担分は25%程度と低く抑えることができます。しかしながら、この事業に関しましては、空調のほかに断熱性能を確保することが必要であるということ、それと対象工事に補助の上限額が設けられておりまして、実際にかかる額とこの上限額に差異が相当ございます。そういった意味で、令和7年度までの空調整備であれば、緊急防災・減災対策債のほうが財源的に有利だと判断をしているところでございます。

そのような中、本市におきましては、網田小学校及び住吉中学校の体育館が、風水害時の高齢者等避難所として開設する機会が多いことから、他の小中学校よりも優先して、令和7年8月までに整備することとしております。先ほど申し上げましたように、緊急防災・減災対策債を使いますので、予算は教育費ではなく総務費からの支出となっております。

また、風水害の第1次指定避難所として位置づけられております各地区の指定避難所のうち、走潟地区及び緑川地区だけが空調設備が未設置の状況にあることを踏まえまして、令和8年度中に第2弾として、両校の体育館にも空調設備を設置する予定としております。

これまで申し上げました4校以外の小中学校体育館に対する空調設備の設置につきましては、近年の気候変動に伴い、夏季の気温上昇が顕著となっております、児童生徒の学習環境の確保を図るとともに、災害時の指定避難所としての機能を十分果たすためにも空調設備設置の重要性は十分認識をしております。

このようなことから、本市としましては、緊急防災・減災対策債が令和7年度までという時限になっておりまして、この後がまだ決まっておりませんので、この事業債が延長される

のかどうかというところも関係してきますが、延長されない場合は、新設されたばかりの空調設備整備臨時特例交付金の活用を図りながら、残り6校に対しましても、関係部署と連携し、児童生徒や避難された方々が安心して快適に過ごせる環境確保ができるよう、空調設備の計画的な設置に取り組んでまいり所存でございます。

以上です。

○議長（野口修一君） 中野洋一君

○3番（中野洋一君） 元松市長ありがとうございます。体育館が災害時の指定避難所としての機能を十分果たすためにも、また児童生徒の学習環境の確保を図るためにも、空調設備の設置は重要であるとの御見解であったと思います。近年の気候変動、特に夏は35度以上の猛暑日や熱帯夜が続くなど、災害級の危険な暑さと言っても過言ではない日が続くこともございます。熱中症警戒アラートという言葉も頻繁に耳にするようになりました。一日も早い空調設備の設置に向けて、よろしくお願いしたいと思います。

では、二つ目の質問になります。避難所の取組指針改定後の本市における大規模災害時の避難所環境の改善についてお尋ねしたいと思います。私たちにとって忘れることのできない2016年の熊本地震、熊本県内では多くの方が避難所などでの避難生活を送られました。そして避難生活の間にお亡くなりになる災害関連死の方が多くいらっしゃいました。災害関連死の要因として、避難所での肉体的・精神的ストレスが大きいとされております。私も熊本地震の際、避難所で2週間ほど避難生活を送りましたので、肉体的・精神的ストレスがかかるということはよく理解ができます。

そこで、避難所の環境改善のため、昨年12月に自治体向けの避難所に関する取組指針・ガイドラインが改訂されました。そこにスフィア基準が明記をされました。スフィア基準とは、1990年代にアフリカの難民キャンプで多くの方が亡くなったことを受け、紛争や災害を想定して国際赤十字などがつくった基準であります。その基本理念のポイントは二つ。一つ目は、災害者には尊厳ある生活を営む権利、支援を受ける権利がある。二つ目は、苦痛を軽減するため、実行可能な手段が尽くされなくてはならないというものです。そして、それらの理念を担保する指標の主なものとして、トイレは20人に1基、入浴施設は50人に1か所、避難所内の生活空間は、段ボールベッドを設置できる広さ、一人当たり最低3.5平方メートル、畳2畳分と示されております。

そこで、自治体向け避難所に関する取組指針・ガイドラインの改訂を踏まえた市の見解及び取組について、総務部長にお尋ねいたします。

○議長（野口修一君） 総務部長、山口裕一君

○総務部長（山口裕一君） 御質問にお答えいたします。

内閣府は、令和6年12月に、令和6年能登半島地震を踏まえた災害の在り方について及

びスフィア基準等を踏まえて、避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針や避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン、また、避難所におけるトイレの確保・管理ガイドラインの3点を改訂し、トイレ、入浴施設、生活空間の確保については、スフィア基準が追記されています。

今、中野議員からも御紹介がありました、このスフィア基準とは、人道憲章と人道対応に関する最低基準の通称であり、災害、紛争の影響を受けた人の権利、その人たちを支援する活動の最低基準を定めているものとされており。

まず、トイレの確保につきましては、スフィア基準に沿って、避難が長期化する場合は、20人に1基となるように想定避難者数に応じて対応することとなっており、トイレの必要数は、施設のトイレの個室と災害用トイレを合わせた数として算出することになっております。

このスフィア基準に沿った対応は、避難者が安心して生活できる環境が提供できるものと考えております。

市では、避難所におけるトイレの設置基準等は設けておりませんが、大規模災害には多くの住民が避難し、生活の場を失った被災者は長期的な避難生活者となることが考えられ、トイレが不足することが十分考えられます。

このため、被害状況や避難所の開設状況などを考慮し、災害トイレの一つである仮設トイレを設置する方針としております。

仮設トイレの確保につきましては、平成30年6月に熊本県環境事業団連合会と災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬等の支援に関する実施細目協定を締結しまして、災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬及び仮設トイレの設置、また、汚泥の吸引及び移送を迅速かつ適正に実施するために必要な事項を定め、災害が発生した地域の生活環境保全及び公衆衛生の向上を支援するものとしております。

今後も、できる限りスフィア基準に沿えるよう、トイレの確保に当たっては、危機管理課をはじめ、関係各課において情報を共有し、迅速な対応が取れる体制を確立してまいります。

次に、入浴施設の確保につきましては、スフィア基準に沿って、入浴施設シャワーや仮設風呂等を50人に一つ設けることが追記されております。

このスフィア基準に基づく入浴施設の基準につきましても、災害時における避難所の生活環境を向上させるために非常に重要な取組であり、この基準に従うことで、被災者が安心して生活できる環境を整えることができるものと認識しております。

特に、長期間避難生活を余儀なくされる場合、入浴ができる環境が整っていることは、被災者の心身の健康を守る上で重要な要素であると考えております。

市では、このスフィア基準に沿った入浴施設の設備対応は、残念ながらできておりません。

しかし、市地域防災計画にあるように県と連携し、避難者や断水等により自宅で入浴できない者の衛生状態を良好に保つため、公衆浴場業者と連携し、入浴サービスの提供に努めることとしております。

また、必要に応じて応急風呂の開設を自衛隊に要請し、被災者が平等に入浴の機会を享受できるよう努めることにしております。今後も、できる限りスフィア基準に沿うよう県や自衛隊と連携を図ってまいります。

次に、避難所一人当たりの生活空間の確保については、スフィア基準に沿って、一人当たり3.5平方メートルの居住スペースとすることが追記されております。

避難所は、災害時において多くの方々が一時的に生活する場所であり、その環境が快適であることは、避難者の心身の健康を保つために非常に重要であると認識をしております。その上で、スフィア基準に沿った避難所における生活空間の確保は、避難者が安心して過ごせる環境を提供できるものと考えております。

現在、市では、各避難所の最大収容人数を算定するため、一人当たりの面積は3.0平方メートルとしておりますが、今後、スフィア基準に沿った居住スペースの確保を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 中野洋一君

○3番（中野洋一君） 御答弁ありがとうございます。避難所に関する取組指針・ガイドラインの改訂を踏まえ、スフィア基準に沿った避難所の環境を整備する方向へ進めていきたいとの御答弁であったかと思えます。少しでも避難所生活のストレス軽減ができますよう、御対応をよろしくお願いいたします。

政府は、能登半島地震において移動型車両やコンテナ等が迅速な支援の実施にとっても効果的だったことを踏まえ、災害時に活用可能なキッチンカーやトイレトレーラー、ランドリーカーなどについて、平時からあらかじめ登録をし、災害が発生した際には被災地のニーズに応じて迅速に提供することができるという仕組みを検討しております。本市も熊本地震では大きな被害を受けたわけであります。本市においても、そういった仕組みについて積極的に国に登録すべきではないかと考えますが、総務部長に見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（野口修一君） 総務部長、山口裕一君

○総務部長（山口裕一君） 御質問にお答えいたします。

議員から御紹介いただきました事前登録制度につきましては、国からの具体的な通知はあっておりませんが、令和7年1月30日付け内閣官房防災庁設置準備室の資料などによりますと、能登半島地震で活躍したキッチンカーやトイレトレーラーなどの移動系車両について、平時から登録し、データベース化を図ることによって、被災自治体はそのニーズに

合ったものを見つけられるようにするもので、発災時における迅速な支援を可能とする内容となっております。

近年、自然災害の頻発により、被災地での生活環境の整備が急務となっており、特に避難所における生活支援の重要性が増しているところです。

特に、キッチンカーやトイレトレーラー及びランドリーカーといった移動式の支援設備は、被災地において迅速に設置・運用できるため、避難者の方々に温かい食事や衛生的なトイレ、また洗濯サービスを提供することが可能となります。

さらに避難所での生活が長期化する場合において、このようなサービスは被災者の心身の健康を維持するためにも欠かせないものであります。

市では、キッチンカーやトイレトレーラー及びランドリーカー等を所有しておりませんので、国や県と連携し、事前登録制度に基づく体制を構築することが重要であると考えており、市においても積極的に取り組むべきであるというふうに考えております。

今後、市としましても国の取組に呼応し、被災地ニーズに応じた迅速な支援体制を構築してまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 中野洋一君

○3番（中野洋一君） 御答弁ありがとうございます。国や県と連携し、キッチンカーやトイレトレーラーなどの事前登録制度に基づく体制を構築することが重要であり、本市においても積極的に取り組むべきであるとの御答弁であったかと思えます。大規模災害が起こったときに、市民の皆様へ迅速な支援体制が構築できますようよろしくお願いをいたします。

それでは、三つ目の質問、災害発生時における避難所等の通信環境についてです。大規模災害が発生したとき、避難所等の通信が途絶えてしまうということはあってはならないと思慮いたします。リアルタイムで刻々と状況が変化する災害時においては、通信が利用可能であってこそ、市民の皆様生命や身体を守ることができると思います。人工衛星を利用する通信は、災害時でも通信が途絶えることなく利用が可能です。このような衛星通信を導入することが必要ではないでしょうか。また、通信サービス・機器等の新技術の進展により、操作できる人材も確保する必要があるのではないかと考えます。さらに外国人旅行者が増える中、災害時に外国人が避難所へ避難した際、情報収集としてインターネットを利用されることになるかと思いますが、一言で外国人といっても、様々な国の方がいらっしゃいます。そういった外国人の方々と意思疎通ができるようにするには、多言語に対応できる機器などを確保することが必要だと考えますが、市の見解を総務部長にお尋ねいたします。

○議長（野口修一君） 総務部長、山口裕一君

○総務部長（山口裕一君） 御質問にお答えいたします。

大規模災害発生時における避難所等の通信確保は、迅速な情報伝達が被災者の安全確保や救助活動において不可欠であり、近年、アメリカ合衆国のスペースX社が手がける人工衛星による通信サービスであるスターリンクなど、衛星インターネット機器の新技术が進展しており、これを活用することで、通信環境の確保が可能となるものと認識しております。

しかしながら、市としましては、このような衛星インターネット機器による通信環境の整備に至っておらず、新しい通信技術に関する訓練を終了した者や無線従事者免許取得者を中心とした体制整備についても、具体的な計画のほうはございません。

一方で、梅雨時期の大雨や台風などの風水害時に開設する主要避難所は、モバイルルーター機器で対応することとしており、避難者が避難所で被災情報の収集が円滑に行えるよう努めているところです。

さらに、令和7年度には、消防団に移動系業務用通信機を更新し、災害時の連絡体制の更なる充実を図る計画としております。

また、新しい衛星通信システムの活用及び地域ごとの無線技術に知見のある者を中心とした体制整備については、国が初めて能登半島地震で導入したスターリンクの事例を検証するとともに、新しい通信技術の動向を注視しながら、災害に強い通信サービスの確保に向けて検討してまいります。

次に、外国人の方が避難所へ避難された場合は、特に言語による意思疎通が重要となります。

県では、台風接近等において、外国人住民の方々が避難所を利用する際に、避難所に従事する職員等との円滑なコミュニケーションを支援するため、21言語に対応できる災害時多言語電話通訳サービスを開設することになっております。

また、市においては、主要避難所等に言語通訳ができる翻訳機を配備しており、国が作成した防災多言語リーフレットにより災害情報が確実に届くよう伝達体制等の確保に努めております。

以上のことから、今後の通信サービス・機器等の新技术の進展等を注視しながら、災害時の避難所等の通信環境についての可能性を調査・研究し、災害への備えについてさらに進めてまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 中野洋一君

○3番（中野洋一君） 御答弁ありがとうございます。通信サービスの技術の進歩は日進月歩どころか、秒針分歩とも表現される方もいます。災害時の避難所等の通信環境についても調査・研究をし、災害への万全の備えをお願いしたいと思います。

では、4番目の質問です。小中学校での情報リテラシー教育についてお尋ねしたいと思います。

ます。私は、闇バイトに市民の皆様が巻き込まれないよう周知啓発を行ってくださるよう、昨年12月定例会で一般質問をいたしました。危機感を持ってすぐにホームページ等で周知啓発の御対応をいただいた環境交通課の皆様、ありがとうございます。感謝をいたしております。しかしながら、全国的に闇バイトは拡大しており、最近では、「海外に特技を生かせる仕事がある」と話を持ちかけられて、ミャンマーで闇バイトに加担させられた高校生が保護されたとの報道もございました。SNSなどインターネットの危険性や情報の真偽を判断するための情報リテラシーがいかに大切であるかということ、小中学生のときから身近に感じてもらうことが、闇バイトだけではなく犯罪自体に巻き込まれないために大切ではないかと思慮いたしております。そこで、「こどもどまんなか社会」を目指す本市として、子どもたちが犯罪に巻き込まれない高い情報リテラシーを身につけるために、闇バイトの危険性を疑似体験できる「レイの失踪」や、偽の情報や誤った情報から情報の真偽の見抜き方を学ぶことができる「レイのブログ」を導入してはいかがでしょうかと思いますが、教育部長にお尋ねいたします。

○議長（野口修一君） 教育部長、野口泰正君

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

近年、SNS等を通じて全国で多発しております強盗事件、いわゆる闇バイトで犯行に加わるケースが相次いでおり、最近では、議員からも先ほど御紹介いただいたように、特殊詐欺に加担していた高校生がミャンマーで保護されるという事件も発生しております。

ある民間会社が行った高校生を対象とする闇バイトに関する調査によりますと、闇バイトとそうでない募集情報をSNS投稿で高校生に見せたところ、全て正しく判断できた人は2割で、約8割が闇バイトの募集と見抜けなかったという結果が出ており、募集情報が非常に巧妙化しております。

そのような中、小中学校においては、児童生徒が闇バイトに巻き込まれることがないように、道徳の時間や総合的な学習の時間などを通じて、情報モラル教育の一環として、インターネットの危険性や犯罪への加担を防ぐための指導や専門機関による出前授業などを行っているところです。また、熊本県教育委員会が作成した保護者向けの資料を家庭配布したり、学級懇談会で説明したりしながら啓発を行っております。

議員御提案の「レイの失踪」、「レイのブログ」という教材は、慶應義塾大学の現役学生が立ち上げたベンチャー企業が開発したゲームプログラムで、レイの失踪では、SNS環境をリアルに再現し、キャラクターが闇バイトに巻き込まれる様子を追体験したりすることができ、参加者はこのゲームを通じて、闇バイトの危険性を疑似体験することができます。

また、レイのブログでは、参加者は、偽の情報や誤った情報が紛れ込んでいるブログの中から情報の真偽を見抜き、情報との付き合い方、メディアリテラシーを学ぶことができるも

のとなっております。

このレイの失踪、レイのブログは、既に一部の中学校、高等学校、大学や自治体などで導入されており、ゲーム部分が60分、振り返りレッスンが30分、ワークショップが20分の計110分が一つのプログラム構成となっております。

教育委員会としましては、このプログラムは、闇バイトの危険性を児童生徒に分かりやすく伝える教材として有用であると認識しておりますので、まずは、導入先の情報収集やデモ体験を通じて、教材の内容や効果について十分検証したいと考えております。

引き続き、児童生徒が闇バイトに巻き込まれることのないよう、情報リテラシー教育の充実や啓発活動を推進し、併せて、警察等とも連携しながら、犯罪被害の未然防止に向けて引き続き取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 中野洋一君

○3番（中野洋一君） 御答弁ありがとうございます。「レイの失踪」、「レイのブログ」について、有用な教材であると認識しているとの御答弁でございました。現実の被害事例を基にした状況を疑似体験することで、座学では感じることはできなかった深い気づきや、人の心理状態が再現されることで、子どもたちにより深く情報リテラシーの大切さが伝わるものと思います。是非、前向きに御検討をお願いいたします。

では、5番目の質問です。本市の歴史的魅力や特色ある有形・無形の文化財群を整備活用し、国内外へ発信することで地域活性化を図ることについてお尋ねいたします。本市には、轟貝塚や曾畑貝塚、二つの宇土城跡、雨乞い大太鼓、御獅子舞、馬門石製の轟泉水道、あまりの美しさに景行天皇が輿を止めて見られたという御輿来海岸など、挙げていけば切りがないほど、本市には多くの歴史的魅力や特色ある有形・無形の文化財がございます。こういった文化財については、新宇土市史の編纂によって、時代ごとや資料による分類がなされております。通史編3巻、資料編4巻とかなりのボリュームではありますが、膨大な調査・研究の結果から見れば、コンパクトにまとまっているものと思います。編纂に携わられた当時の文化課の皆様をはじめ、多くの先達の苦労がしのばれます。こういった先達の残してくださった新宇土市史を基として、本市の有形・無形の文化財や歴史的に魅力がある伝統行事などを大きなストーリーとして再構成し、まとめ上げることで、十分に国内外へアピールできる魅力あるコンテンツとなり得ると思います。その先に、日本遺産への認定ということを見据えていくことを目標としてはいかがかと思いますが、教育部長に御見解を伺います。

○議長（野口修一君） 教育部長、野口泰正君

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

日本遺産は、地域に点在する有形・無形の様々な文化財群を「面」として活用し、発信す

ることで地域活性化を図ることを目的としています。文化庁では、地域の歴史的魅力や特色を通じて、我が国の文化・伝統を語るストーリーを日本遺産として認定し、ストーリーを語る上で不可欠な魅力ある文化財群を総合的に活用する取組を支援しています。現在、全国で104件、県内では人吉球磨地域の「相良700年が生んだ保守と進取の文化」、菊池川流域の「米作り、二千年にわたる大地の記憶」、八代地域の「八代を創造（たがや）した石工たちの軌跡」の3件が認定されています。

認定申請に当たっては、文化財群の中に国指定若しくは国選定文化財を必ず一つ以上含める必要があります。現在、本市には宇土城跡、肥後向野田古墳出土品、宇土の雨乞い大太鼓附関連資料、轟貝塚の4件の国指定文化財があり、さらには市指定史跡である轟泉水道の国史跡指定に向けた取組も進めております。宇土市単独で申請する場合は、文化財保存活用地域計画又は歴史文化基本構想若しくは歴史的風致維持向上計画を策定していることが条件となりますが、本市においてはいずれも未策定ですので、申請する場合は、これらの計画等の策定が必要となります。

このうち、文化財保存活用地域計画は、文化財の保存活用に関するマスタープランであり、地域の文化財を総合的に把握し、一体的な保存と活用につなげることを目的としています。令和元年度から文化庁による認定制度が始まり、全国で策定に向けた取組が進められています。現在、本県では多良木町と水俣市が認定を受けており、認定を受ければ、国庫補助事業の補助率加算等のメリットもあります。

なお、これらの計画策定には多大な労力が必要であり、策定する場合は専門部署を設けるなど一定の期間を要することが予測されます。

本市におきましても将来的な計画策定に向けて、先進自治体を精査するなど調査・研究してまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 中野洋一君

○3番（中野洋一君） 御答弁ありがとうございます。日本遺産認定は高い目標かもしれませんが、地域活性化への大きな原動力になると思慮いたしますし、達成感はすばらしいものになるのではないかと思います。いずれにしましても、前提条件を一つずつクリアしていかなければならないことだろうと思いますので、まずは、前提条件のクリアへ是非挑戦をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

6番目の質問、「九州のどまんか宇土市」だからこそヘリコプターを活用したハブ機能についてです。まずは、現在、本市には公共用ヘリポート、非公共用ヘリポート、場外離着陸場などのヘリポートとして登録されている場所は何か所ありますでしょうか。総務部長にお尋ねいたします。

○議長（野口修一君） 総務部長、山口裕一君

○総務部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

熊本県防災消防航空隊によりますと、防災消防ヘリコプターひばりの飛行場外離着陸場、これは空港やヘリポート以外ということになりますが、本市では、宇土市民グラウンドと宇土マリーナの2か所が登録されているとのことでございます。

また、緊急時のランデブーポイント、これは救急車とヘリコプターの合流地点ということになるそうですが、宇土市防災センターや宇城広域連合北消防署網田分署、また立岡総合グラウンドや緑川地区農村運動広場の4か所が登録されているそうです。

なお、一般的に誰でも利用できる公共用ヘリポートと、ある特定のヘリコプターの離発着を目的に設置されている非公共用ヘリポートにつきましては、本市にはないとのことでございました。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 中野洋一君

○3番（中野洋一君） 御答弁ありがとうございます。防災消防ヘリコプターひばりの場外離着陸場として、宇土市民グラウンドと宇土マリーナの2か所、緊急時の救急車とのランデブーポイントが4か所登録をされており、そのほかにはないとの御答弁でございました。私がなぜ、ヘリポートの場所について質問をしたのかというと、くまモンポート八代に寄港したインバウンド客を、宇土市へヘリコプターで誘客したいからにはほかなりません。どういうことかと言いますと、くまモンポート八代は世界最大級のクルーズ船が寄港可能であり、多くのインバウンド客が訪れる観光拠点となっております。クルーズ船は朝寄港し、夕方には出港します。5千人以上を乗せたクルーズ船から観光バスに乗って出かけても、時間の制約があるため、八代市内やその近郊までしか行くことはできません。しかし、阿蘇山を見たいと希望する乗客が多く、富裕層客からヘリコプターをチャーターして阿蘇まで飛行させ、その帰途、宇土に寄りたいというお話をなされているとも聞いております。現在、本市にはチャーターヘリが利用できるヘリポートはありませんので、ヘリポートの場所の確保が必要となりますが、これができれば、本市にとっても観光振興や地域経済活性化の大きなチャンスであると考えますが、経済部長に見解をお尋ねいたします。

○議長（野口修一君） 経済部長、加藤敬一郎君

○経済部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

まず、国際クルーズ船の受入拠点として八代市に整備されたくまモンポート八代は、世界最大級のクルーズ船が受入れ可能であり、定員5千人以上の大型豪華客船も多く寄港しています。

令和7年におきましても、6月までに台湾や中国、韓国などからのクルーズ船が計11回

寄港する予定であり、多くのインバウンド客が訪れることが見込まれております。このような状況は、県内各地における観光関連産業にとって、大変重要な機会であり、本市におきましても、こうした多くのインバウンド客は、観光振興や地域経済の活性化に向けた大きなチャンスであると考えております。

また、観光事業者の中には、一部富裕層向けのヘリコプターでの県内周遊ツアー等を企画されているとのことですが、現時点で、市内には観光に使用できるヘリポートはございません。

しかし、そういった富裕層をも含む、くまモンポート八代からのインバウンド客の誘客は、本市の経済活性化につながりますので、今後、くまモンポート八代をはじめ、クルーズ船の旅行会社や観光事業者など、様々な機会を通じて、本市の魅力を効果的に発信するとともに、インバウンド客の受入態勢の整備に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 中野洋一君

○3番（中野洋一君） 御答弁ありがとうございます。くまモンポート八代へ寄港する大型クルーズ船の数もさらに増やす取組がなされていると聞いております。富裕層のインバウンド客を誘客し、地域経済の活性化を図るために、万全の受入態勢の整備をお願いしたいと思います。その際にお願いしたいことがございます。富裕層の方たちは、その土地でしか経験できないことや、その土地固有の歴史などにもものすごく興味をお持ちで、そういった貴重な体験や経験ができるものであれば、喜んで対価を支払ってくださるそうです。5番目に質問をいたしました日本遺産への取組などは、貴重な経験や体験として本当に喜んでくださるのではないのでしょうか。受入態勢の整備の中には、そういったことも入れていただきますようよろしくお願いをいたします。宇土市のキャッチフレーズは「九州のどまんなか宇土市」です。九州のどまんなかであり、熊本のどまんなかでもあります。宇土市には、どこへ行くにもちょうどいいという地の利があります。それは陸路に限ったことではないと考えております。チャーターヘリが離着陸できるようになれば、本市は小規模ではあってもハブ機能を備えた熊本の新たな空の玄関口の一つになり、交流人口、関係人口の増加につながり得るのではないのでしょうか。また、能登半島地震の際には、このようなチャーターヘリが物資の輸送などのボランティア活動を行っており、半島部を抱える宇土市としてはメリットも大きいと思いますので、総合的なところから受入態勢の検討をお願いしたいと思います。

今回は、避難所となる学校施設の防災機能強化の推進についてなど、六つの項目の質問をさせていただきました。執行部におかれましては、大変誠実な御答弁をしていただきました。ありがとうございます。

それでは、私の質問は以上で終了いたします。御清聴ありがとうございました。

○議長（野口修一君） 以上で、本日の質疑及び一般質問を終わります。

次の本会議は、明日 6 日木曜日に会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れ様でした。

-----○-----

午後 2 時 0 3 分散会

第 4 号

3 月 6 日 (木)

令和7年3月宇土市議会定例会会議録 第4号

3月6日（木）午前10時00分開議

1. 議事日程

日程第1 質疑・一般質問

1. 土黒功司議員

- 1 「宇土市通学路安全プログラム」について
- 2 「こどもどまんなか」政策の具体的な展開について
- 3 「GIGAスクール構想」の取組について
- 4 宇土市の持続可能な行政運営に向けて

2. 福田慧一議員

- 1 訪問介護事業所への支援について
- 2 物価高騰対策について
- 3 小中学校で働く教員の勤務状況について
- 4 飲用井戸からのPFAS検出に対する対策について
- 5 国民健康保険について

3. 藤井慶峰議員

- 1 本市の生活困窮世帯の状況について
- 2 本市のヤングケアラー家庭・人の実態について

日程第2 常任委員会に付託（議案第11号から議案第43号まで）

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員（18人）

1番 土 黒 功 司 君	2番 杉 本 寛 君
3番 中 野 洋 一 君	4番 浦 本 晴 美 さん
5番 佐美三 洋 君	6番 小 崎 憲 一 君
7番 今 中 真之助 君	8番 西 田 和 徳 君
9番 園 田 茂 君	10番 宮 原 雄 一 君
11番 柴 田 正 樹 君	12番 檜 崎 政 治 君
13番 野 口 修 一 君	14番 中 口 俊 宏 君

15番 藤井慶峰君

17番 村田宣雄君

16番 山村保夫君

18番 福田慧一君

4. 欠席議員（なし）

5. 説明のため出席した者の職・氏名

市長	元松茂樹君	副市長	谷崎淳一君
教育長	前田一孝君	総務部長	山口裕一君
企画財政部長	光井正吾君	市民環境部長	小山郁郎君
健康福祉部長	岡田郁子さん	経済部長	加藤敬一郎君
建設部長	草野一人君	教育部長	野口泰正君
秘書政策課長	渡邊聡君	総務課長	上木淳司君
危機管理課長	内田雅之君	企画課長	三浦仁美さん
まちづくり推進課長	中山好美さん	財政課長	北谷太示君
市民保険課長	柘植さや子さん	税務課長	池田忠陽君
環境交通課長	松下修也君	福祉課長	江河一郎君
高齢者支援課長	久多見さとみさん	子育て支援課長	湯野淳也君
農林水産課長	東顕君	商工観光課長	清塘啓史君
学校教育課長	本堀武史君	給食センター所長	渡辺勇一君

6. 議会事務局出席者の職・氏名

事務局長	田尻清孝君	次長兼議事係長兼庶務係長	春木教明君
議事係参事	村田有美さん	庶務係参事	中山裕輝君

午前10時00分開議

-----○-----

○議長（野口修一君）　これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1　質疑・一般質問

○議長（野口修一君）　日程第1、質疑及び一般質問を行います。発言通告があつておりますので、順次これを許可します。

1番、土黒功司君

○1番（土黒功司君）　改めまして、おはようございます。会派、風の土黒功司でございます。今回は通告に従いまして、宇土市通学路安全プログラム、こどもどまんなか政策、GIGAスクール構想、持続可能な行政運営の4項目について質問させていただきます。

以後、質問席より質問をさせていただきます。

○議長（野口修一君）　土黒功司君

○1番（土黒功司君）　早速、質問に入らせていただきます。まず資料のほうを映させていただきます。モニター若しくはタブレットのほうを見ていただきたいと思いますのですけれども、前回の一般質問でも、子どもの通学路の安全確保について御質問させていただきました。こちらは、前回対応前ということで説明させていただいた写真なんですけれども、早速、この道の部分に白線のほうを引いていただきました。迅速に対応していただきました経済部の方々には厚く御礼を申し上げます。これによって、子どもたちは安全な通学路が確保できたとともに、高齢者にとっても夜間の車の運転、こちらはすぐ側溝があるんですけれども、こちらについて安全が確保できたということで、大変喜びの声が上がっております。本当にありがとうございます。そんな中で、今回、通学路安全プログラムについて御質問させていただきたいのですけれども、過去3年間における学区ごとの要望件数とその要望内容について、教育部長に御質問したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（野口修一君）　教育部長、野口泰正君

○教育部長（野口泰正君）　おはようございます。御質問にお答えします。

まず、タブレット又はモニターを御覧ください。

通学路安全プログラムにおける過去3年間の学校区ごとの要望件数については、掲載のとおりで、毎年度十数件の要望があっております。校區別に見ますと、宇土小、花園小校区からの要望が多い状況です。

なお、要望件数が空白の欄につきましては、当該年度において学校から通学路の危険箇所はないと報告をいただいております。

次に、その具体的な要望内容について申し上げますと、要望が多いもので、横断歩道の設

置や白線の引き直し、危険箇所での看板の設置などがございます。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 土黒功司君

○1番（土黒功司君） データの提示ありがとうございます。各学校区から毎年10件から18件程度の要望が上がっているということで、いろんな子どもたちが入学されたりとか状況が変わる中で、やはり毎年要望というのは上がってくるものだということが分かりました。またコロナ禍で、私も走潟地区に住み、またPTAに関係させていただいている者として、この走潟小校区の要望を实际市民の方から吸い上げてはいたものの、市のほうにつなげることができず、ちょっとこの部分に関しては、私からの反省点も今回のデータから見る事ができました。そんな中で、今回こういった上がった要望に関して、3年間についてどういった優先順位で対応されているのか。また、この要望に対する対応状況のほうを教えていただければと思います。教育部長よろしくお願いします。

○議長（野口修一君） 教育部長、野口泰正君

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

宇土市交通安全プログラムについては、各小中学校を通じて、危険箇所を洗い出していたで、毎年1回、国土交通省、宇城地域振興局、宇城警察署、PTA、交通指導員、学校及び市の担当課などが、通学路の危険箇所の合同点検を行い、それぞれの機関・部署において対応すべき内容を検討することとなります。

そのため、当該プログラムで要望があったものに対し、対応の有無や代替措置の検討、いつ実施するか等の判断や優先順位については、それぞれの機関や部署で決定されることになります。

これに関し教育委員会では、要望のあった事項について、その進捗管理を行っておりますので、過去3年間での対応済みの状況を申し上げます。

タブレット又はモニターを御覧ください。

過去3年間の要望件数のうち、年度ごとの対応済み件数は掲載のとおりで、約9割が対応済みとなっております。

それぞれの機関・部署ごとでの対応済みの内容を申し上げますと、国土交通省対応分では、要望件数2件に対し、緑川駅歩道橋のすべり止め樹脂シートの設置など2件全てが対応済みとなっております。宇城地域振興局対応分では、要望件数3件に対し、横断指導線の設置やカラー舗装の一部復旧など2件が、宇城警察署対応分では、要望件数9件に対し、横断歩道の設置や停止線の引き直しなど9件全てが対応済みとなっております。

また、市の関係部署における状況では、土木課対応分では、要望件数7件に対し、白線の引き直しや樹木等の伐採など7件全てが対応済みで、環境交通課対応分では、要望件数25

件に対し、看板設置やカーブミラー設置など22件が対応済みとなっております。

教育委員会としましては、今後も引き続き、関係機関と連携し、宇土市通学路安全プログラムに基づき、通学路の危険箇所の把握に努め、一つでも多く危険箇所が解消できるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 土黒功司君

○1番（土黒功司君） 御答弁ありがとうございました。令和3年度においては全件対応していただいていると、過去3年間を見ても9割以上が対応済みということで、市のほうでこういった子どもたちの交通安全を守っていただき、迅速な対応をしていただき、本当にありがとうございます。ただ、やはりこれから子どもたちの安全確保、そして今回白線を引いていただいたんですけれども、ほかの地区を見たときに、子どもたちが歩く場所にカラー舗装がされているところを幾つか見るんですけれども、やはり運転していて、子どもたちがここを通るんだなという意識が強いんですね。ただ、それに関しては予算も多くかかるということで、なかなか対応は難しいかと思うんですけれども、是非ともこれから私も議員として、市民や保護者からの意見を聞いて、危険箇所の要望を上げていきたいと思いますので、引き続き御対応のほうをよろしくお願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。こどもどまんなか政策の具体的な展開についてです。先日、浦本議員の同じような質問に対しまして、健康福祉部長から御答弁がありました。令和7年度から11年度までを計画期間とする第3期宇土市子ども・子育て支援計画「宇土市こどもどまんなか計画」を策定中ということで、御答弁いただいたかと思います。市長もいろんな場所で「こどもどまんなか」ということを発信されていますので、この策定中の計画に、是非とも子どもや宇土市の保護者たちが、宇土市に住んでよかったと思えるようなこどもどまんなか計画を策定していただきますようお願いしまして、私からの質問なんですけれども、いろいろ資料のほうを映させていただきます。モニター若しくはタブレットの3ページ目を見ていただきたいのですけれども、こどもどまんなかとはいえ、やはり何か事業を進めていくに当たっては財源が必要になってくると思います。私のほうでも微力ながら、国はどういった財源を準備しているかというのを調べさせていただいたところ、総務省から令和6年度の地方財政計画の概要というところに、二つほど子育てに対するいろんな補助があるというものを見つけました。こども・子育て政策に係る地方単独事業（ソフト）の推進等、こども・子育て支援事業債の創設等、この二つです。宇土市はこういった国や県の補助を非常に有効的に活用して、事業を進められていると聞いております。これからこどもどまんなか政策に対しまして、こういった国からの支援についてどれくらい活用されているのかを、健康福祉部長にお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（野口修一君） 健康福祉部長、岡田郁子さん

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

国は、地方公共団体が地域の実情に応じて細やかな独自の政策を実現できるように、こども・子育て政策の強化を進めています。

その政策の一つに、こども・子育て政策に係る地方単独事業（ソフト）の推進があります。これは、地方公共団体が、地方独自のこども・子育て政策（ソフト事業）を実施できるよう、令和6年度の地方財政計画において、一般行政経費（単独分）を1,000億円増額し、普通交付税で措置するもので、個別事業の財源として活用するものではなく、例えば、地方独自の保育所や放課後児童クラブに対する支援や、子どもの居場所づくりへの支援などに交付税措置されることになりました。このように、国は子ども・子育て政策の強化を進めていますので、本市としても、これから新たな市独自事業を創設するなど、子育てしやすい環境づくりのために、更なる子ども・子育て政策の充実に努めていきたいと考えております。

また、そのほかの国の政策としまして、こども・子育て支援事業債があります。この事業債は、地方公共団体がこども未来戦略に基づく取組に合わせて、こども・子育て支援機能強化に係る施設整備や子育て関連施設の環境改善を速やかに実施できるよう、令和6年度に創設されました。

この起債の対象となるのは、子ども・子育てを支援するための施設整備事業で、市町村こども計画に位置づけされた地方単独事業となっており、現在本市で策定中の宇土市こどもどまんなか計画の中に盛り込んでおります。

現在、この事業債を財源として、老朽化が著しい市内既存公園の遊具改修を検討しており、公園を管理している関係各課と連携しながら協議を進めているところです。昨日の今中議員の一般質問の際に、市長並びに経済部長が答弁しましたとおり、まずは本市の代表的な公園であるつつじヶ丘農村公園の遊具の整備に取り組み、宇土市での子育てが楽しいと思えるような環境づくりを行っていききたいと考えております。

昨年11月17日に、今後宇土市が目指すこどもどまんなか社会の実現のために、市長から本市が目指す具体的な取組を宣言させていただきました。本市は、この宣言の中で、「市民一人一人が、こどもの声を聴き、周りの大人たちが連携し、こどもにとって一番良いことを優先し、こどもや子育て世帯を見守る地域づくり『こどもどまんなか！社会』を目指す」としております。子どもたちが楽しく安心して生活できる社会を実現するために、全庁的に連携・協議し、子どもの視点に立って意見を聴き、子どもたちの考えを反映した施策にスピード感を持って取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 土黒功司君

○1番（土黒功司君） 御答弁ありがとうございました。国としてもこども家庭庁ができて、いろんな子ども政策に対する国からの補助があると思います。こういったものを是非活用して、スピード感を持ったこどもどまんなか政策を進めていただければと思います。あと、先日の市長からの御答弁であったかと思うのですが、例えば、今回公園の事業に関して、私も公園に関しては何回か質問をさせていただいているんですけども、公園をやはり推進するのは子育て支援課だと思うんですね。ただし、整備するのは建設部であったり、また教育になると教育部であったりと、市のいろんな組織による状況は十分私も考えるのですが、やはり市民サービスの目線でいうと、なるべく財源はこの財政課になったりとか、そういったところでいろんな部署にまたがったところによる、私もどこにどういった問合せをしていいかというのが、なかなか疑問に思う点がありますので、やはり子どもを中心とした事業を推進される際は、何か一貫通貫的な取組になっていくような取組を市長からも答弁をいただいたと思うんですけども、そこを力強く推進していただくことを切に願います。

次の質問に移らせていただきます。こちら私も何度も質問させていただいているGIGAスクール構想、いよいよ来年度NEXT GIGAということで、代表質問でも御答弁いただきました。いよいよ子どもたちの端末が、来年度一斉にWindows端末からChromebook端末に移行されると、そして教育長をはじめ、教育部長には、前回の質問でも取り上げさせていただいた端末のスペックの向上ということに関して、他の自治体や県など、いろんなところに当たっていただいているということで、本当にありがたく思います。こういった取組を市のほうでしていただいているというのは、子どもたちにとっても非常に喜ばしいことだと思いますので、この場を借りて厚く御礼を申し上げます。ただ、そんな中で、いよいよOSがWindowsからChromebookということで、この中で、やはりChromebookというものは何なんだという方も多くいらっしゃるかと思います。端末が変わる、OSが変わるということで、学校の現場の方にも何人かの方に聞かせてもらったんですけど、大体Chromebookって何ですかという回答をされる先生がやはり多かったです。こういった中で、来年度夏以降ですかね、端末が入れ替わったときに、またそこから環境が変わって、子どもたち、学校が混乱しないように、スムーズな移行ができるような事前研修やそういうスケジューリングが必要だと思っております。そういったものに関して、こういった形で市のほうとして進められるのか、教育長のほうにお伺いいたします。よろしくお願いします。

○議長（野口修一君） 教育長、前田一孝君

○教育長（前田一孝君） 御質問にお答えします。

まず、Chromebook端末導入までのスケジュールについては、県が示す共同調達の計画によりますと、本年4月上旬にプロポーザル方式による入札仕様書を県内の市町村に

知らせ、5月下旬に入札が行われる予定とされています。

具体的な端末の納入時期は示されていませんが、前回の導入事例を参考にしますと、入札後、本市で本契約を締結し、納入まで2か月程度を要しておりますので、その後のセッティング作業等も考慮しますと、2学期途中から新しい端末を使用できるのではないかというふうに考えています。

ただいま、土黒議員の御指摘のとおり、これまでのWindows端末からChromebook端末に変わることにより、教職員は、操作方法はもちろん、当該端末の特徴でありますGoogle for Educationなどの教育用アプリを十分活用できるよう、新たな環境へ円滑に移行するための支援が必要となります。

そこで教育委員会としましては、Google認定教育者レベル1とレベル2の資格を有するGIGAスクールサポーター、これはGoogleの各種ツールを使いこなせる技術があることを証明された資格者のことですが、この資格者を活用して、夏休み期間中に各学校単位で教職員向けの操作方法の研修会を実施する予定としております。

この研修では、Chromebook端末の操作はもちろん、教育用アプリを活用した実践的な授業が展開できるよう、学校現場での利用状況を想定した研修を計画したいというふうに考えております。

具体的には、ファイルを共有できるGoogle Classroomを使った児童生徒と先生間での課題のやり取りの方法や、文書作成ソフトであるGoogleドキュメントやスライド等を活用したり、リアルタイムで児童生徒が共同編集したり、グループ学習できる機能、そして児童生徒から出されたアイデアを可視化し、フィードバックする方法などの研修をすることができればと考えているところです。

また、県立宇土中学校では、既にChromebook端末を導入し、運用実績が豊富なことから、今回、本市が当該端末を導入するに当たり、公開授業の実施など、全面的に協力する旨の申出もいただいているところです。

なお、新たな授業スタイルである複線型授業につきましては、これまでの単線型授業から大きく授業スタイルが変わることにより、教職員のChromebookの活用も含めたICTスキルや指導力の向上、授業設計の工夫、教材の開発はもちろん、授業を受ける児童生徒もこの新たな授業スタイルを理解し、主体的に活用できるようになるなど、様々な課題をクリアする必要があります。

そのため、まずは、まだまだ実践では少ないのですが、複線型授業がどのような授業スタイルかを教職員自らが体験し、その教育的効果を理解・検証する必要があると考えておりますので、来年度は、先進的自治体の事例研究などを行い、どのような研修が効果的かを検討し、前倒しして実施できるものは取り組んでいきたいというふうに思っております。

また、複線型授業を実践できる教職員においては、早い段階から積極的に授業に取り入れ、それを他の教職員に波及させることができるよう支援できればというふうに考えております。

教育委員会としましては、GIGAスクールサポーターや宇土中学校などと連携し、今後NEXT GIGAを見据えた新たなICT教育が展開できるよう、教職員のスキルアップに向けた効果的な研修内容について検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 土黒功司君

○1番（土黒功司君） 教育長御答弁ありがとうございました。御答弁の中に、リアルタイムで児童生徒が共同編集したり、グループ学習できる機能、児童生徒から出されたアイデアを可視化し、フィードバックするなど、やはりこれまでの授業スタイルとは違った、授業をみんなで学び合うというスタイルを検討されているということで、本当に頼もしく思っております。また今回複線型授業に関しましても、私もまだまだ知識が浅い中、こういった取組に関しても前向きな御答弁をいただきまして、本当にありがとうございます。これからの宇土市をつくる未来は、やはり教育にかかっていると思いますので、端末も良いものが揃ったら、学校の授業を充実させていただき、本当に子どもたちが楽しく学び、友だち同士と一緒に学び合うような場が教室でつくられていることを願いますので、引き続き、教育関係の方には御協力のほうをよろしく願いいたします。

最後の項目になります。宇土市の持続可能な行政運営についての御質問に入らせていただきます。3月議会ということで令和7年度の予算も提示されたことですし、宇土市には予算委員会というものがないので、今回一般質問の中で、私もちょっとだけ勉強をさせていただいて、この予算の歳入歳出についての御質問をさせていただきたいと思います。まず資料のほうを御提示させていただきます。この資料をスライド若しくはモニターを見ていただきたいのですが、まず、地方債現在高についてちょっとだけ着目させていただきました。宇土市では、熊本地震を経験し、昨今の社会情勢の中でなかなか苦しい財政運営だと思っており、そういった中の一つの指標が地方債の現在高に表れているかなと思ひまして、この借りる地方債と返す公債費、そして現在高というのをまとめさせていただきました。この2020年から2022年までは、やはり地方債が多くて地方債現在高が積み上がっている状況。そして大体200億円前後で高止まりしている状況というデータが見て取れました。しかし、実質公債費比率というのは、やはり財政の方々皆さんも頑張られていて、数字は変わらないような状況になっているというのは見て取れます。では、こんな中で、これからの未来に向けてなんですけれども、まずはこの熊本地震というものが実際この歳出や市債へどれくらい影響があったのかということと、幾つか御答弁でもあったように、昨今の人件費高騰、物価高騰など、これまでの事業費ではできなかった部分のさらに費用がかかるというふ

うに思っております。また、昨今ニュースでも取り上げられていますように、この上下水道の老朽化など、インフラ整備に係るこれからの未来に追加費用のリスクも考えなければいけないと思っております。ここで率直に、今後の財政状況の見通しについて、企画財政部長にお尋ねします。よろしくお願いします。

○議長（野口修一君） 企画財政部長、光井正吾君

○企画財政部長（光井正吾君） 御質問にお答えいたします。

初めに、熊本地震からの復旧費用になりますけれども、関連経費を含めると、平成28年度から令和5年度までの8年間で約170億円になっております。これに伴う災害復旧事業債というものがございますが、これが約80億円になっておりまして、本市全体の地方債の現在高は、先ほどグラフのほうで御紹介いただきましたけれども、約216億6,000万円というふうな形です。ただ、災害復旧事業債には、補助事業で95%、そして単独事業でも最大85.5%の交付税措置があります。

現状を申し上げますと、災害復旧事業債を除いた本市の地方債は約176億4,000万円から約136億2,000万円まで約40億円程度減少しております。このため、地方債残高だけでなく交付税措置まで考慮した実質公債費比率につきましては、9.8%から11.6%に上昇しておりますけれども、早期健全化基準の25%には達していないというような状況になります。

次に、人件費・物価高騰の影響につきましてですけれども、令和7年度当初予算におきまして、人件費が前年度比4%増の約29億1,000万円、物件費が前年度比19.4%増の約33億3,000万円になっております。物件費については、全国的なシステムの標準化というような特殊要因もありますけれども、それを除いても大きく増加しているところです。

また、インフラ等の整備につきましては、今後、老朽化により更新時期を迎えるインフラ・公共施設が増加してまいりますけれども、長期的な視点を持ち、施設の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、財政負担の軽減・平準化を行う方針を持って進めております。更新等に当たっては、国・県の動向を注視し、より有利な財源を活用することで負担軽減を図ってまいります。

このとおり、今後の財政状況は厳しさを増していくことが予想されますけれども、中長期的な視点を持った上で各種事業を進めていきながら、安定的な財政運営ができるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 土黒功司君

○1番（土黒功司君） 御答弁ありがとうございました。御答弁で地方債のほうは約40億円減少されているということで、やはり市長をはじめ、財政課の方々のいろんな工夫により、

実はこういった地方債のほうも減少されているということで、本当に頼もしく思います。ただ、特に物件費のほうですね、やはりこちらの高騰というのは大きく影響しているということの御答弁だったと思いますし、財政状況も決して明るくない未来だと思いますので、是非ともこういったところの財政面でも大変だと思いますが、計画的な財政運営のほうをよろしくお願いいたします。

そういった中で、やはりこういった歳入を増やす取組ということも大事になってくるかと思っています。私の中でも、浅はかなあれですけど、宇土市として自由に使えるお金ということで、地方税の内訳をちょっとだけ分析させていただきました。2007年から2023年を棒グラフ化したものなんですけども、青色の固定資産税、赤色の個人市民税のほうは増加傾向に見られるんですけども、法人市町村民税というのはずっと横ばいの状況、若しくは若干減少しているような数値ということで、約4億円程度の税金になっているというふうな数字になりました。もちろんこちらは単なる税収ということだけで、どれくらいの事業者さんがどれくらいの収益を得ているとか、いろんな条件はあるかと思いますが、こういったところの地方税が増えていくことというのは、非常に取組としては大事だと思っております。そういった中で、こういった地方税を増やしていくためには、やはり地域経済の活性化というのが非常に大事だと思っております、そこが歳出における目的別歳出の商工費にけるお金というのも非常に重要になってくるかなというふうに思っております。私も商工会にも加入させていただいておりますし、観光物産協会にも入っております。また、飲食店の方々ともいろいろ話をするんですけども、やはりコロナ禍明け、まだなかなか余りいい話を聞くことが少なくなっています。やはりまだ宇土市の中の経済は上向きになっていないのかなという率直な印象を持っております。また、そういった中でも何度も繰り返される「九州どまんなか」プロモキャッチコピーなんですけども、そういった宇土市としての魅力発信事業、シティプロモーション事業や西部地区への補助金、そういったところもやはりこういった税収増加につながっていくことが最終的な目的だと思っております。こういったものに関してのこれまでの成果や今後の見通し戦略について、企画財政部長にお尋ねします。よろしくお願ひします。

○議長（野口修一君） 企画財政部長、光井正吾君

○企画財政部長（光井正吾君） 御質問にお答えいたします。

まず、令和7年度当初予算における商工費につきましては、13億1,000万円で予算全体の5.7%になっております。

商工費全体としては、ふるさと宇土応援基金経費の減額に伴い、前年度比で4億2,000万円の減額というふうになっておりますけれども、財政確保や地域経済の活性化を図るため、新たに企業に向けた企業立地奨励金2億円や、市内に住み、新たに市内事業所に就職し

た方を支援する奨学金返済補助金200万円を計上しております。

先ほど述べましたとおり、決して財政的に余裕がある状況ではないため、担当部署からの要求を全て予算化できているわけではございませんけれども、必要不可欠な予算については確保できているというふうに考えております。

「九州のどまんなか宇土市」をキャッチフレーズとしたシティプロモーション事業や西部地区への補助金事業、移住・定住促進、商業・観光業の推進施策等につきましては、令和6年度から開始したものが多く、現時点ではっきりとした成果は見えておりませんが、西部地区への移住の問合せにつきましては確実に増えてきておりまして、先般、西田議員からの代表質問で市長が答弁いたしましたとおり、住宅を新築購入した際の補助金は、現時点で11件の申請が上がってきております。

本市は、地域資源や独自施策といった魅力を有しているものの、必ずしもターゲットに対して的確に伝えることができていない、足りていないというふうに考えております。そこで、令和7年度から情報発信を強化する部署として広報プロモーション係を設置し、情報発信の現状分析等を行い、効果的に情報発信を実施することで宇土市への関心を高めていただき、各種施策の実効性を高めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 土黒功司君

○1番（土黒功司君） 御答弁ありがとうございました。まず1点目が商工費について、このふるさと納税が予算の中に含まれていることで、若干ちょっと見にくくなっているかと思うんですけども、ふるさと納税も今年度もやはり減少しているというふうに聞いております。こういったふるさと納税をやはりまた上げていく施策というのも必要だと思いますし、御答弁にありました広報プロモーション係を新設し、この現状分析と効果的な情報発信という言葉をいただきました。この部分はやはり非常に大事だと思っておりまして、まず実際の今を見つめ、そしてこれからの先の施策というのを是非とも進めていただければと思います。やはり情報発信ということは非常に重要ですので、よろしくお願いいたします。

そんな中で、また続きましては何回も取り上げさせていただいているDXに関してなんですけども、今回、市長の施策にもありましたこのDX推進部署を新設されるというお言葉がありました。この部署を新しく作られるということは、やはり大きな転換点だと思っております。このDX推進部署について、具体的な役割や実行計画、令和7年度の具体的な成果目標についてお伺いできればと思います。企画財政部長にお願いいたします。

○議長（野口修一君） 企画財政部長、光井正吾君

○企画財政部長（光井正吾君） 御質問にお答えいたします。

はじめに、本市のこれまでの自治体DX推進の経緯について申し上げますと、令和3年度

に国から発出された自治体D X推進計画手順書を受け、令和4年度に情報システム管理を所管しておりますまちづくり推進課内に、D X推進室を新設いたしました。

当初の目標は、自治体の業務やデータの形式を全国統一にし、D Xの推進を図ることにありました。具体的には国の方針の一つに、令和7年度を最終年度と定めた自治体情報システムの標準化やガバメントクラウドへの移行があり、これは宇土市においても全国の他自治体に後れを取ることなく、確実に実施しなければならないと考えております。

デジタル技術は、言うまでもなく市民の皆様の生活を維持し、より豊かにするために必要不可欠なものであり、さらに今後の人手不足対策や業務効率化にもつなげなければならないと考えております。そのようなことから、今回、デジタル化の推進をより円滑に進めるため、課並びの新部署の設置を計画しております。

独立した組織となることで本市の将来に向けた方向性を示すとともに、庁内外へのデジタルの推進体制を明確にし、そして強化することで、市民の皆様の利便性を図ることや、市職員に対してもD Xを活用して業務を効率的、効果的に進めていかなければならないというメッセージ、そして意識改革につなげなければならないと考えています。

具体的な取組内容については、先ほども申し上げましたように、令和7年度に予定されております自治体情報システムの標準化やガバメントクラウドへの移行について、確実に実施してまいります。その上で、標準化されたシステムを活用し、各種A IやR P A、マイナンバー認証といったツールとの連携を図り、窓口業務等の改善に取り組んでまいります。

さらに、市民サービスの向上につきましては、オンライン申請が可能な手続の拡大を進めるとともに、公開型G I Sの情報充実など、既に導入済みのシステムについても内容の充実を図ってまいります。

そして、デジタル技術は今後も急速に進化していくことが見込まれるため、最新の情報を常に収集し、その活用方法について調査・研究してまいります。

併せて、ツールの導入だけでは十分な改善が図れないことから、アナログ規制の見直しや業務プロセスの再構築、これはB P Rと呼んでおりますが、再構築の実施などを通じ、市民サービスの向上と業務効率化に向け、デジタル技術の活用を積極的に推進し、市民の皆様の幸福度を上げる施策が展開できるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 土黒功司君

○1番（土黒功司君） 御答弁ありがとうございました。今年度も中堅の活躍される方が何人か辞められるという話もちよっと聞いております。事実か分からないですけど、やはりこれからは人が増えていくというのはなかなか難しいですし、市の職員さんも一気に増えるということは、難しい状況かなというふうに思っております。そういったところで、今回D Xに

ついて力を入れられて部署を新設される、これがやはり私としても一つの大きな課題の解決策かなというふうに思っておりますので、御答弁の中にもありました、このBPR、ビジネスプロセス・リエンジニアリングですね、ここまで取り組んでいただけるという御答弁をいただきました。やはりこれまでの業務プロセスを変えていくということは、現職員にとって非常に大変なことだと思いますが、やはりこれから持続可能な継続的な業務を行っていくため、より効率的な業務を行っていくためには、力強いこのBPRの推進を行っていただければと思いますので期待しております。

次の質問に移ります。今度は教育費に関しての予算を、ちょっと歳出の目的別歳出の部分に関してなんですけども、こちらも総務省のホームページの令和4年度の財政状況資料集から一部資料を持ってきました。これは、国から提示されている各自治体における目的別歳出の市民一人当たりの費用を比較したデータというものがありませんでしたので、その中で今回教育費の部分を抜粋させていただいたんですけども、こちらの表にありますとおり、類似団体順位の中で、宇土市は132自治体中128番目と、少しほかの自治体に比べ市民一人当たりの教育費が低い現状になっているというデータでした。ただ、もちろんこれは高いからいい、安いから悪いということではないかなと。もちろん業務効率化であったり、いろんな条件があるかと思うので、こういった情報について実際どういった現状であるかというのを、改めてこの教育をこれから推進していくに当たって、十分な教育費の歳出が充てられているかについて、企画財政部長にお伺いいたします。

○議長（野口修一君） 企画財政部長、光井正吾君

○企画財政部長（光井正吾君） 御質問にお答えいたします。

まず、宇土市の人口一人当たりの教育費が、類似団体と比較して低い理由というところの一つの大きな要因は、人口1千人当たりの職員数が全国的に見ても少なく、人件費が類似団体の中でも低いことが挙げられるというふうに考えております。

次に、教育事業に対して十分な予算が確保されているかという点ですけれども、先ほど述べました商工費と同じく、担当部署からの要求を全て予算化できているわけではありませんが、必要不可欠な予算については予算化できているというふうに認識しております。

なお、令和7年度当初予算における教育費につきましては27億4,000万円で、予算全体の11.9%になります。小中学校のタブレット更新を行うほか、小中学校のバリアフリー改修や花園小学校の仮設校舎設置、子どもサードプレイス建設といったハード事業の実施に伴い、前年度比32.5%の増というふうになっております。

また、事業規模こそ小さいものの、小規模特認校事業や中学校英語検定チャレンジ事業の拡充といった、宇土市独自の特色ある教育を強化していく予定になっております。学校教育以外の取組といたしましても、社会教育の分野で文化・スポーツにおいて、文化財の振興や

全国大会出場支援等につきましても宇土市独自の取組とっております。

今後の教育予算につきましては、短期的には多目的市民交流施設の建設、中長期的には老朽化した学校施設等の更新等が見込まれていることから、予算規模の増加を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 土黒功司君

○1番（土黒功司君） 御答弁ありがとうございます。教育費についても不可欠な予算については、予算化できているという御答弁であったかと思います。教育費については、やはり学校教育現場を見ると教職員が足りていないであったりとか、私もPTAに所属しているんですけど、PTAについても活動がなかなかお金の面でも厳しかったりとか、部活の面でも補助の部分でももう少し補助をしてほしいといった声もよく聞きます。そういったところをどこまでが教育費になるか分からないんですけども、是非ともこういった市民の方の教育というのは、何度も繰り返しますが、やはり宇土市の未来をつくるお金だというふうに思っておりますので、是非とも十分な予算の確保のほうをお願いしたいと思っております。

最後の質問になります。今回、持続可能な行政運営ということで、市債の残高の高止まりから教育や商工費の予算の配分、またDXによる効率化など、いろんな面で財政面に対する質問をさせていただきました。最後に市長への質問なんですけども、令和7年度の目的別歳出の予算配分はどのような優先順位と戦略のもとに決定されたのか。また、将来的な市の発展を見据え、どの分野に来年度以降重点的な投資を行うべきと考えているのか、持続可能性と成長性を踏まえた市長の見解をお伺いいたします。

○議長（野口修一君） 市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えする前に、先ほど部長が答弁しました教育費についてちょっと補足をさせていただきたいと思います。

御指摘のあった令和4年度の教育費でございますけれども、この教育費の予算は先ほどもあったと思いますけれども、普通建設費が含まれていると、学校の施設改修ですとか、こういった部分が含まれております。今、全国的に学校の耐震化が進められておりまして、宇土市はこれが終わっておりますので、この部分は宇土市には入っていないということでございますけれども、まず、そういった学校施設の改修とかも含まれているということ、そしてまた合併などをした団体は教育施設が多いんです。公民館ですとか、いろんな学校もそうですけれども、そういった部分の管理費ですとか人件費等も多いので、基本的に合併した自治体は高くなると。そして、昨日も少しお話ししたのですが、自治体によって予算の使い方が違います。例えば、今度整備する網田小学校と住吉中学校の体育館空調に関しては、うちは総務費でやります、これは緊防債でやります。これを学校でやっているところは、当然この額

が上がってくるというようなことになります。そういった部分も考えますと、単年の予算総額だけでは比較できないんですね。それで単年は仕方ないとしても、この建設費を除いた額で分析をしようということで、私たちも改めて分析をさせていただきました。人口当たりの教育費に関しましては、先ほどの表にありますとおり、県内14市中最下位でございます。一番低いということです。ただ、普通建設事業費を除きますと、この県内14市中、10位になります。ちなみに教育費が高くなっているのは、全て合併した自治体でございます。合併していない自治体で申し上げますと、水俣市が8位、宇土市が10位、人吉市が11位、荒尾市が13位ということになっておりまして、八代市と合志市も宇土市より下になりますが、これは人口規模が多くてちょっと比較にならないのかなと。自治体でいけば10万人規模が一番効率がいいと言われておりますので、10万人に近くなるほど単価は下がってくるというような形になると思います。ちなみに、お隣宇城市は合併した自治体でございますが9位ございまして、宇土市との差は600円しかございません。そういったところを見ていくと、やはりその財政の分析としては、私たちも総額でこれを見ても、何でうちはこんなに使っていないんだなという感覚を受けるんですが、そうではなくて、やはり内容を少し見る必要があるということを、私たちも今回、土黒議員の御質問を受けて分析をして感じたところでございます。今後はそのような形で、例えば教育に一生懸命頑張っている自治体が、実際の教育費がどのくらいの割合使っているのかとか、一人当たりの単価はどのくらいになるのかとか、こういったところも参考にさせていただきながら、宇土市の強いところ、弱いところを、やはり分析していく必要があるのかなと改めて感じたところでございます。余りいい数字ではありませんが、御指摘いただきましてありがとうございます。

それでは、御質問にお答えをいたします。

令和7年度予算編成におきましては、第6次総合計画を基本としつつ、10年後、20年後を見据えた持続可能な行政サービスを提供するために、各部の中長期的な視点を持った重要施策に重点を置いた予算編成を行っております。

具体的には、次の3点を重点事項と定めて優先的に配分を行っております。

1点目は、10年後、20年後も持続可能な行政サービスを提供するため、各部が中長期的な視点を持って取り組む重要施策について、効率的・効果的に実現するための取組であります。

2点目は、目標人口の達成に向け、地方創生の充実・強化を図る事業や、「九州のどまんなか宇土市」をはじめとするインパクトあるプロモーション及び情報発信に関連する取組です。

3点目は、利用者視点で行財政の在り方を見直し、デジタルを最大限に活用して公共サービス等の維持・強化を図る取組、自治体職員数も減少が見込まれることを踏まえたDX及び

BPRの取組になります。

以上の取組について重点的に配分を行っておりますが、配分に当たっては、例えば、教育分野だから無条件に金額を増やすというようなことはやっておりません。個別の事業の必要性・将来性を判断した配分を行っております。事業規模が多いから重点であるというわけではもちろんありませんので、ここは御注意いただきたいのですけれども、重点ではないから予算が少ないというものではなくて、やはり必然的に組まざるを得ない。例えば2年、3年待たせているような事業には多くの予算もかかりますが、新規の事業という意味では、そういう意味で優先的に組んでいるという意味で御理解をいただきたいと思います。

各部で将来の見通しを立てることを、これまで余り実はやってきていなかったのですが、今回はここを取り組もうということで、去年から変え出しているのですが、各部の部としての意気込み等を聞く場である、部長によるプレゼンテーションの実施を今回はやっております。各部によるいい意味での競争、切磋琢磨しながら政策立案につなげる流れをつくっています。この中で、公園についても先ほどもありましたけれども、子育て支援課が公園を全てやるのではなくて、現状、農林水産課もやっている、都市整備課もやっている、いろんな部署が関わっている、これをやはり市としてやるのであるならば、そこについてはお互いに情報を提供し合って、共有して同時に進めていこうというような道筋もこの分野でございますが、こういう流れを今年から大きく流れを変えているということが一つあります。

今後も、第6次宇土市総合計画で定めました2026年の目標人口3万6千人、非常に厳しいです。恐らくこれは割り込みますが、それでも将来宇土に住みたい、宇土に帰ってきたいと思われる“選ばれるまち”の形成に重点を置いて、投資を行っていく必要があると考えております。やはり、人が人を少しでも減らさない、人が集まってくるまちにしたい、これが今の思いでございます。

以上です。

○議長（野口修一君） 土黒功司君

○1番（土黒功司君） 市長御答弁ありがとうございました。今回、すみません、この目的別歳出について、余りよろしくないデータという形で受け止めて見せてしまいまして。ただやはり、内情分析をしていただいたということで、本来、私のほうでももう少し分析をした中でこういった質問に臨むべきだったんですけども、こういったきっかけに捉えていただいて、やはりハード・ソフトというところで、ハードに事業をかければその分膨らむし、ソフトの部分は小さなお金ですし、そういったところをうまく分析しながら、あまりほかの自治体と比較してどうこうというよりは、やはり宇土市としてこの部分に関しては、しっかり事業を推進していくための人とお金をかけているというような形をしていただければ、うれしいかなというふうに思います。また、今回の御答弁にありました各部長によるプレゼンテーショ

ンをしていただいているであつたりとか、内部的な変革も今年からいろいろ変化を進めていただいているということで、本当に心強く思っております。この選ばれるまち、住み続けたまちということで、私のほうでも毎回取り上げさせていただいているんですけども、今回取り上げさせていただいた私としても、何で人はこのまちに住みたいかという選ぶ理由が、子どもたちをこのまちで育てて、教育させていきたいであつたりとか、このまちはみんなが楽しく仕事をしていて、経済が循環して非常に活発だなというようなまちが、やはり私の中では選ばれるまちだというふうに思っておりますので、今回、経済であつたりとか教育の部分をちょっと重点的に取り上げさせていただきました。これからも持続可能な宇土市、魅力ある宇土市に向けてお願いしたいと、私もこれからも頑張っていきますので、市のほうと力を合わせて一緒に頑張っていきましょう。

一般質問ありがとうございました。

○議長（野口修一君） 議事の都合により、暫時休憩いたします。11時5分から会議を開きます。

-----○-----

午前10時56分休憩

午前11時04分再開

-----○-----

○議長（野口修一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑及び一般質問を続行いたします。

18番、福田慧一君

○18番（福田慧一君） 日本共産党の福田です。介護事業所への支援など5点にわたって質問をいたします。執行部の誠意ある答弁を求め、質問席より質問をいたします。

○議長（野口修一君） 福田慧一君

○18番（福田慧一君） まず、介護事業所への支援についてであります。介護保険特別会計の財政状況についてお聞きいたします。令和5年度末での介護基金と黒字による翌年への繰越しは、年間保険料収入7億2,000万円を上回っていると思います。令和6年から第9期介護保険事業計画がスタートいたしました。保険料については、前期事業計画の基準保険料月額6,060円から210円引き下げ、5,850円としましたが、不十分だったと思います。令和6年度末でどの程度の基金と黒字による翌年への繰越金を見込んでいるのか、健康福祉部長にお聞きいたします。

○議長（野口修一君） 健康福祉部長、岡田郁子さん

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

介護保険特別会計の状況としましては、介護給付費の増加に伴い、歳入額、歳出額ともに

年々増加しております。令和5年度の決算状況は、歳入が約39億9,000万円、歳出が約38億2,000万円で、約1億7,000万円を次年度の令和6年度へ繰り越しております。なお、歳出のうち、8,300万円を介護保険基金に積立てを行っており、令和5年度末の基金残高は約7億5,000万円となっております。

毎年度、この特別会計の決算剰余金を介護保険基金に積み立てておりますが、その額が年々増加していることから、令和6年度から8年度を計画期間とする第9期介護保険事業計画においては、この基金を取り崩して、介護保険料の引下げに充てることとし、ひと月当たりの基準額を前期の第8期の6,060円から210円引き下げ、5,850円としました。

しかし今年度、令和6年度の決算見込みでも、歳入額が歳出額を上回る見込みのため、6,500万円程度を基金に積み立てる予定としております。また、次年度への繰越金として、今年度に交付された介護給付費の負担金等を精算し、令和7年度に国・県等へ返還する必要があるため、約1億7,000万円を繰り越す見込みです。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 福田慧一君

○18番（福田慧一君） 部長の答弁のとおり、基金は前年度末の7億5,000万円に6,500万円が積み立てられ、8億1,500万円となり、黒字による繰越分も1億7,000万円となっております。これは明らかに保険料の取り過ぎと言わなければなりません。一方、第9期の介護保険事業計画では、訪問介護事業所について大きな利益を上げているということで、2%から3%の報酬切下げが行われました。確かに、有料老人ホームなどの入所者に対する介護事業所では利益を上げておりますが、在宅介護の事業所では4割が赤字と言われ、苦しい経営が報酬引下げによってさらに苦しい状況になっております。2024年には、全国で172の介護事業所が倒産し、これまでの最高を記録しております。こうした状況に対して、全国で関係団体や国会でも元の介護報酬に戻すよう強い要望が出ております。国の切下げ分について、自治体はその分を介護基金から取り崩し、支援に当たっているところも出ております。訪問介護事業所が倒産や廃業になれば、介護サービスができない深刻な事態も出てきます。本市においても財源は十分にありますが、介護基金を活用し、報酬切下げ分について財政支援をすべきと思いますが、健康福祉部長に考えをお聞かせいたします。

○議長（野口修一君） 健康福祉部長、岡田郁子さん

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

訪問介護事業所への介護報酬につきましては、議員からも御紹介がありましたとおり、令和6年4月に行われました介護報酬改定において、他のサービスより収益が良好との理由で、基本報酬を減額する改定が行われました。その影響について本市の状況を見ますと、令和5年度の訪問介護サービスに係る給付費と令和6年度の同給付費の見込みでは、僅かに増加す

る見込みとなっております。そのため、全体としては大きな影響はないものと考えられます。

しかし、市内に事業所を有する訪問介護事業所10か所のうち3か所は、在宅の利用者へのサービス提供を主としているため、有料老人ホーム等に併設されている事業所とは違い、1軒1軒利用者の自宅等を訪問するため時間や経費がかかり、利益が出にくい仕組みとなっております。今回、本市内の訪問介護事業所の一部に聞き取り調査を行ったところ、特に小規模で経営をされている事業所からは、収益が減少し、ほとんど利益は見込めないという厳しい声が聞かれました。規模や形態によって経営状況も様々であるため、訪問介護事業所全体が減収となっているとは一概には言えませんが、一部の事業所は深刻な影響を受けていると考えられます。

このたびの訪問介護の報酬引下げは、国が進める地域包括ケア、高齢者介護を施設から在宅へとする流れに反しており、介護サービスによる利益が確保されなければ、撤退する事業所が出てくるとも予想されます。新潟県村上市では、介護保険の基金を取り崩して財源に充て、訪問介護の基本報酬の引下げ分や訪問に使用する車両の燃料費の助成が行われています。介護保険基金の取り崩しや使途に関しては、慎重に検討する必要がありますが、本市においても村上市の例を参考に、要介護者が住み慣れた地域で適切に介護保険サービスを受け、安心して生活できるよう事業所への経済的支援を検討してまいります。

また、国への要望として、訪問介護事業所が抱える課題、問題点を十分考慮して報酬改定を行うことや、介護事業所の経営の安定化について措置を講じられることを、市長会を通じて要望しておりますが、今後も継続して要望してまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 福田慧一君

○18番（福田慧一君） 財源は十分ありますし、支援をお願いいたしまして、次の物価高騰対策について質問をいたします。

2月から3月にかけて、民間調査会社の調査では、食料品など6千品目が値上がりすると発表されております。最も効果のある物価対策は、消費税の5%引下げやインボイスの廃止だと思います。消費税の引下げが全ての商品の引下げにつながり、国民生活にも中小企業の経営にも経費の削減につながります。国の物価対策は不十分であります。市は、国の重点交付金を受け、市民税の非課税世帯と子どもへの支援と、全ての市民を対象に一人当たり5千円の商品券の配布をすることを決定し、準備を進めております。このほかに今議会でガス代の支援、保育士への支援なども計上されております。そのほかに介護施設や保育所、学校、中小事業所、農漁業などへの電気代、食材費、資材費等の高騰に対する支援が必要と思いますが、健康福祉部長に市の考えをお聞きいたします。

○議長（野口修一君） 健康福祉部長、岡田郁子さん

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

まず、介護施設に対する支援について御説明します。国が定める公的介護保険制度の介護報酬により経営を行う介護施設については、物価高騰による経費の上昇分を利用者に転嫁することができないため、令和4年度には県及び市から支援金の交付を行っております。その後令和5年度、令和6年度においても、県から継続して介護施設への支援が行われており、さらに、今回、国の補正予算における物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、以後、重点支援交付金と申し上げます。これを活用して、事業所の規模、介護サービスの形態に応じて、物価高騰に係る光熱水費、燃料費、食費の上昇分の一部を支援することが決定されています。

また、保育所に対する支援につきましては、昨年度に引き続き、国の重点支援交付金と熊本県保育所等物価高騰対策支援金補助金を活用して、物価高騰の影響を受けている市内15の保育所に対して、光熱水費、燃料費等の上昇分の一部について補助を行うこととしております。

令和6年4月から令和7年3月までの対象期間において補助金を交付することとし、補助交付額は各保育園の定員に応じて、19人以下は6万8千円、20人以上59人以下は22万6千円、60人以上は40万8千円の定額補助を考えております。この補助金に係る補正予算につきましては、本定例会に上程させていただいており、繰越明許費の設定を行うこととしております。

次に、学校給食に対する支援としまして、重点支援交付金を財源とした支援は特別ございませんが、学校給食に係る米などの食材費については、本年度からの公会計化移行に伴い、賄材料費に米飯炊飯委託分として1,000万円の一般財源を追加するなど、保護者の負担軽減に努めています。

次に、農漁業に対する支援につきましては、県が、畜産農家への支援としまして配合飼料価格高騰緊急支援事業、漁業者への支援としまして漁業資材コスト緊急低減事業を実施しております。また、国が、農業用施設管理に対する支援としまして農業水利施設省エネルギー化推進事業を実施しております。

最後に、市民の皆様及び市内事業所への支援としまして、国から措置される重点支援交付金及び不足分は一般財源を活用し、独自の商品券事業を実施します。具体的に申しますと、令和7年1月1日付け住民基本台帳に登録されている市民一人当たり5千円を、世帯主に対し、世帯全員分をまとめて配布するものです。3月下旬くらいから順次ゆうパックにて発送し、御自宅に到着と同時に市内の商品券取扱事業所でお使いいただけます。物価高騰に直面する市民の皆様の負担軽減につながるとともに、市内事業所で商品券が流通することによる経済効果も期待できるものと考えております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 福田慧一君

○18番（福田慧一君） 物価対策について、よろしく願いいたしまして、次に、小中学校で働く教員の勤務状況について質問をいたします。

文科省は、2018年10月、11月の教員の勤務実態調査に続き、昨年10月、11月に、全国の小中学校の教員勤務実態調査を行い、その結果を公表いたしました。調査によると公立の小中学校における一日当たりの勤務時間は、持ち帰り時間を含めて小学校教員で11時間23分、中学校教員で11時間33分となっております。1か月当たりの時間外勤務も、小中学校とも文科省が定めている上限の基準を超えて働いている教員が多いのではないかと思います。長時間労働によって、精神疾患による長期休職をしている教員も増えているのではないかと思います。本市における勤務実態はどうなっているのか、教育部長にお聞きいたします。

○議長（野口修一君） 教育部長、野口泰正君

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

文部科学省から令和5年4月28日付けで、令和4年度における教員勤務実態調査の集計結果が公表されております。

この調査は、教員の勤務実態や働き方改革の進捗状況等を把握・分析することを目的として、フルタイムの常勤職員である校長、副校長、教頭、教諭を対象に実施されたものです。

この集計結果によると、前回調査の平成28年度と比較して、平日・土日共に、全ての職種において学校に在籍している時間、いわゆる在校等時間は減少しているものの、依然として多くの教員が長時間勤務をしている状況にあります。

また、熊本県教育委員会から令和6年11月に公表された熊本県の公立学校における時間外在校等時間の状況等では、令和元年度から令和5年度までの本県における調査結果が公表されております。

この調査は、勤務時間外の在校等時間が月45時間を超えた県費教職員の数を、超過勤務者数として集計したことになります。

熊本市を除く熊本県市町村立学校における全体結果によると、令和元年度と比較して令和5年度は、月45時間を超える超過勤務者数は39.7%から30%と9.7%減少しているものの、令和5年度においても、依然として全体の30%の教職員が超過勤務をしている状況にあります。

また、本市における状況につきましては、令和3年度と令和5年度を比較して申し上げますと、月45時間を超える超過勤務者数は、小学校では15%から10.2%と4.8%減少し、中学校でも16.9%から14.2%と2.7%減少しておりますが、令和5年度におい

ては、全体の約１０％の教職員が月４５時間を超える超過勤務をしている状況にあります。

なお、本市における過労死ラインの一つの目安とされる月８０時間以上の超過勤務者は、令和５年度においては、６人該当者がおりましたが、いずれも年度当初の特別な事務処理や引継ぎなどにより、単発的に超過勤務が生じたものであり、複数月を継続して月８０時間以上超過勤務した者はありません。

また、同年度における病気や体調不良等による教員の休職数は３人となっております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 福田慧一君

○１８番（福田慧一君） 長時間労働は続いておりますが、その原因について質問をいたします。一日当たりの授業量は増えているのに、教員を増やさないとところに問題があると思います。給特法によって教員の給与は基本給に４％プラスされているため、労働基準法第３７条が適用されず、どれだけ働いても残業代がゼロの制度になっております。残業代を払うように改善すべきであります。そのほか学校現場では、いじめ、校内暴力、不登校、支援を必要とする児童生徒が増えるなど、学校を取り巻く環境は複雑化しており、こうした問題も長時間労働の原因の一つだと思います。教育委員会として長時間労働の原因などをどう把握しているのか、教育部長にお聞きいたします。

○議長（野口修一君） 教育部長、野口泰正君

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

先ほどの答弁で申し上げました、熊本県教育委員会から公表された熊本県の公立学校における時間外在校等時間の状況等の調査結果によると、市町村立学校において超過勤務時間が月４５時間を超えた主な要因として複数回答があった中で、令和５年度で割合が大きいものとして、小学校では、校務分掌が５４．６％、調査等の事務処理が４９．８％、中学校では、部活動が６４．１％、校務分掌が５５．５％、教材研究が５３．９％となっております。

次に、本市の状況について申し上げますと、令和５年度における超過勤務の主な要因として、同様に複数回答があった中で割合が大きいものとして、小学校では、調査等の事務処理が３４．５％、校務分掌が２０．７％、中学校では、部活動が３０．４％、調査等の事務処理が２１．７％で、国や県と同様に事務処理や校務分掌が超過勤務の主な要因となっており、中学校では、これらに加えて部活動も大きな割合を占めております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 福田慧一君

○１８番（福田慧一君） 長時間労働の原因について、教員の授業以外の業務が増えている点を挙げられました。国や県の教育委員会も、この十数年間、学校の業務見直しを対策の中心に据えて取り組んできました。その結果どうだったのか。教員の勤務時間は減っておらず、

長時間労働が続いており、業務の見直しには限界があると思います。教員の授業負担の削減のためには、教員の定数を増やし、残業代を払う制度を取り入れる必要があります。教育委員会の長時間労働の改善に向けた取組について、教育部長にお聞きいたします。

○議長（野口修一君） 教育部長、野口泰正君

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

先ほどの答弁で申し上げました、文部科学省から公表された教員勤務実態調査などの集計結果を受け、令和6年8月に中央教育審議会から、「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策についての答申が出されております。

この答申によりますと、学校や教員が担う業務を分類して明確化した上で、役割や分担の適正化を進めたり、勤務時間管理システムの運用による出退勤時間の見える化やICTを活用した校務効率化、教職員定数の改善や教員業務支援員の安定的な確保などを図りながら、教員の長時間労働の改善に向けた具体的な取組を行うことが示されております。

本県におきましては、令和6年11月に熊本県の公立学校における働き方改革プラン（第2期）が策定され、学校の働き方改革に関する令和9年度の目標値が定められるとともに、目標達成に向けた取組として、校務のDX化や部活動改革などによる業務の削減・効率化、支援人材や専門人材の確保・活用、メンタルヘルス相談等の充実による教員の健康サポートなど六つの方針を設け、働き方改革の推進を図っているところです。

そのような中、本市の取組としましては、これまでに校務支援ソフトの導入やICT活用に向けた環境整備を進めたほか、通知表の作成・配布を年3回から2回に変更したり、夏季休業中における学校閉庁日を設け、年次有給休暇の取得を促したり、本市独自で一般財源による特別支援教育学級支援員を配置したりなど、教員の負担軽減に努めてまいりました。

先ほど答弁しました、本市の教職員の月45時間を超える超過勤務者数の割合が、令和3年度と令和5年度を比較して減少しておりますのは、これらの取組により教職員の負担が軽減されているものと考えております。

また、中学校における超過勤務の主な要因となっております部活動につきましても、令和8年度夏以降の中学校部活動の完全地域移行に向けて協議を重ね、準備を進めておりますので、中学校教員の更なる負担軽減が図られるものと考えております。

今後も、引き続き、教員の超過勤務の軽減を図るため、ICT等を活用した業務改善支援や学校業務の精査、精選に努め、教員の長時間勤務の改善を進めるとともに、学校の働きやすい職場環境整備に向け取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 福田慧一君

○18番（福田慧一君） 業務改善について取り組む必要がありますが、教員の授業量に見合

った増員が必要であり、業務の見直しだけでは、長時間労働の問題は解決しないと思います。教員不足の対策と長時間労働の解消について、重複するところもありますが、教育長にお答えをお聞きいたします。

○議長（野口修一君） 教育長、前田一孝君

○教育長（前田一孝君） 御質問にお答えします。

文部科学省の調査によりますと、令和3年4月時点での教員の不足数は全国で2,086人となっており、特に中学校での不足率が高く、教員の確保が現在においても大変難しい状況が続いております。

熊本県におきましても、教員不足が年々深刻な問題となっており、令和5年5月1日時点で、熊本市を除く熊本県における教員不足数は110人となっております。

教員不足の原因としては、労働環境の問題による教員志願者の減少や若手教員の定着率の低下などが挙げられます。また、特別支援教育の需要増加や精神疾患による病気休職者の増加なども教員不足の一因となっております。

このような状況を改善するために、文部科学省や各自治体は、教員の採用試験の早期化や複数に分けて実施する複線化、外部人材の活用などの取組を進めております。

本市における教員の不足状況について申し上げますと、令和6年5月1日時点において不足はありませんでしたが、本年1月時点では、年度途中の退職により1人が不足している状況にあります。

このようなことを受け、本市においても、先ほど教育部長が答弁しましたとおり、これまで校務支援ソフトの導入やICT活用に向けた環境整備を進めたほか、本年度からは給食費を公会計化に移行するなど、教員が働きやすい環境を整備し、学校で働くということの魅力向上に努めてまいりました。

特に、市独自の取組として、特別支援が必要な児童生徒に対して複数の教員で指導できるよう、令和3年度から学級支援員の増員を段階的に行い、本年4月1日時点で市の一般財源による支援員41名を各小中学校に配置し、指導・支援の体制充実を図っております。

また、令和7年度には、県費職員ではありますが、教員に代わって資料作成や授業準備等を行う教員業務支援員が、学校規模に関係なく全校に配置される予定となっております。

さらに、令和8年度夏以降の中学校部活動の完全地域移行に向け、現在計6回の検討委員会を開催し、協議を重ね、必要な準備を進めているところであり、今後、中学校教員の更なる負担軽減を図ることができるのではないかと考えているところです。

しかしながら、教員不足の大きな要因としましては、教職調整額が4%から段階的に10%に引き上げられるとはいえ、休日勤務手当や時間外勤務手当などが支給されないことや保護者対応の困難さ、学習指導要領の改訂等に伴う新たな科目の追加やカリキュラムが変更

されることにより、授業時間数が増加し、新たな対応が求められていることなどが挙げられます。

そのため、国において、教員不足が深刻化していることを真摯に受け止め、労働環境改善や負担軽減に向けた抜本的な改革に取り組む必要があると考えております。

本市としましては、今後も引き続き、教員不足への対策と長時間労働の解消に向けて教員の働き方改革を推進するとともに、確実な欠員の補充及び効果的な欠員対策の実施について、国や県に対し要望してまいろうと思っています。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 福田慧一君

○18番（福田慧一君） 特別支援学級に対する支援等で、一般財源から支援員41人を各学校に配置するなど努力されております。しかし、授業に見合った教員定数を増やし、授業準備や子どもと向き合う時間をつくる必要があります。文科省が進める基本給の手当を増やす方向では、長時間労働の解消にはつながりません。残業代ゼロ制度を廃止し、働かせ放題を終わらせなければなりません。この立場で、是非国に要望していただくようお願いいたします。次、次の飲用井戸からの有機フッ素化合物が検出された問題について質問をいたします。

県による第1回、第2回調査で、宇土市では9本の井戸のうち4本の井戸が暫定指針値の50ナノグラムを超え、宇城市では36本の井戸のうち7本の井戸が暫定指針値50ナノグラムを超える有機フッ素化合物が検出され、最高値は667ナノグラムで、暫定指針値の13.2倍となっております。汚染源についてはまだ確定していませんが、徹底した調査を行い、明らかにしていただきたいと思います。検出された井戸を利用している家庭では、健康への影響を心配されておりますし、血液検査が必要ではないか。また、有機フッ素化合物による健康問題に対応する医療機関相談窓口の設置など国や県に要望し、健康不安に対する取組を進めていただきたいと思います。市民環境部長にお聞きいたします。

○議長（野口修一君） 市民環境部長、小山郁郎君

○市民環境部長（小山郁郎君） 御質問にお答えいたします。

先日、檜崎議員の御質問の対する答弁内容と一部重複する部分がありますが、御了承をお願いしたいというふうに思います。宇城広域連合が管理する松山最終処分場の監視井戸から有機フッ素化合物が検出された問題を受け、2回にわたり県が周辺調査を行ったところ、合計4か所の井戸から暫定指針値を超過する有機フッ素化合物が検出されました。現在、この4か所の井戸の所有者に対しては、飲用を控えるよう説明を行うとともに、市から飲用水の提供を行っております。

次に御質問の健康問題に関してですが、有機フッ素化合物が体内に取り込まれた場合、以前は一部報道で、体内に蓄積して排出されないとされておりましたが、環境省が令和6年8

月に発表した資料によりますと、体内に取り込まれた場合、時間の経過とともに徐々にではあるが体外へ排出されることが報告されております。

また、身体への影響については、国の見解によりますと、毒性学的に明確な基準値及び指針値の設定が困難であるとされております。その一方で、有機フッ素化合物に関する健康問題について、大きな警鐘を鳴らす国内の研究があるのも事実です。本市としましては、これらのことを踏まえて、血液検査の実施につきましては、今後の国・県や近隣市町村の動向等に加えて、最新の研究報告に関しても注視するとともに、もし、健康問題に関して国から一定の指針が示された場合には、すぐに対応を行ってまいります。

次に、医療機関の窓口につきましては、現在、有機フッ素化合物が含まれた水をどの程度飲用すると、どのような症状が出るのかといった具体的な症例が、国においても示されておられません。今後、症例や知見が蓄積し、有機フッ素化合物の摂取と健康問題の関連性がはっきりと分かってくれば、具体的な医療対応策も見つかってくるものと思われれます。

本市といたしましては、引き続き国・県の動向や各種情報の収集に努めるとともに、有機フッ素化合物の摂取による健康問題と医療対応策が明らかになれば、直ちに国や県へ窓口の設置を働き掛けてまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 福田慧一君

○18番（福田慧一君） 有機フッ素化合物が含まれた水をどの程度飲用するとどのような症状が出るか、具体的な症例が国から示されていないということであります。しかしアメリカでは、ナショナルアカデミーが5千本以上の論文を分析し、抗体反応の低下、脂質代謝異常、幼児及び胎児の成長低下、腎臓がんのリスク増加など4点の指摘をし、暫定基準値70ナノグラムから1リットル当たり4ナノグラムに基準見直しを行い、欧州でも基準値を厳しくする取組が進められております。日本の暫定基準値50ナノグラムとなっておりますが、アメリカ並みに基準の見直しを行うよう国に求めるべきではないか。また、今回の県の調査では、有機フッ素化合物が検出された以外の全ての井戸の調査結果について、暫定指針値を超過しない見込みと発表されております。全く検出されなかったのか、暫定指針値以下で検出されたのか不明のため、不安が出ております。実際の結果を公表し、暫定指針値以下で検出されても対策が必要ではないかと思いますが、市民環境部長にお聞きいたします。

○議長（野口修一君） 市民環境部長、小山郁郎君

○市民環境部長（小山郁郎君） 御質問にお答えいたします。

飲用井戸における暫定指針値については、令和2年5月28日付け環境省水・大気環境局長から都道府県知事宛てに発出された、水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等についての通知により、50ナノグラムパーリットルと明記されております。

モニター又はタブレットを御覧ください。主な国の目標値の状況を示しております。

有機フッ素化合物は世界的にも基準が明確化、一本化されておらず、WHO（世界保健機関）の目標値はPFOSとPFOAを合わせて200ナノグラムパーリットル、複数の有機フッ素化合物の合算値である総PFASは、500ナノグラムパーリットルとなっております。イギリスやドイツ等の欧州でも、PFOSとPFOAを合わせて200ナノグラムパーリットル、カナダでは800ナノグラムパーリットルとなっており、現状では日本の暫定指針値50ナノグラムパーリットルは、世界的にみるとどちらかといえば厳しい基準となっております。ただ、先ほど議員からもお話がありましたとおり、アメリカは8ナノグラムパーリットル、ドイツでは2026年からは、20種類の有機フッ素化合物の合計で100ナノグラムパーリットルとする予定となっているなど、対象となる有機フッ素化合物の種類を増やし、目標値を下げる傾向があることも事実でございます。

今回、県が調査を実施した飲用井戸9か所の速報値によりますと、暫定指針値を超過した井戸が4か所あり、それぞれ50から100ナノグラムパーリットルの有機フッ素化合物が検出されております。残りの5か所の飲用井戸については、暫定指針値を超過しないことは間違いないと県から説明は受けておりますが、現在、暫定指針値を超過しない見込みとしか県は公表しておらず、確定した数値は示されておられません。県に確認しましたところ、確定値が出るまでには、採水から1か月以上を要するとのことでした。

今後、県から確定値の連絡があれば、早急に採水井戸の所有者を訪問して数値の説明を行うとともに、対応が必要な世帯には、引き続き、飲用水の配布などの寄り添った対応を行ってまいります。

なお、飲用水については、今年中に水質環境基準健康項目に引き上げられるとの報道等もあっており、今後も国の判断を注視していきたいと考えております。また、暫定指針値について不安の声があるということにつきましては、県にそのことをお伝えしてまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 福田慧一君

○18番（福田慧一君） 日本の暫定指針値50ナノグラムは、世界的に見るとどちらかと言えば厳しい基準となっているということですが、アメリカの規制値見直しに続き、EUでは全ての有機フッ素化合物の製造、使用を禁じるPFAS規則法案について審議を続けており、PFASを個別に規制するのではなく、グループとしてまとめて規制する方向に進んでおります。例えば、ドイツでは4物質の合計で20ナノグラム又は20物質の合計で100ナノグラム、カナダでは総PFASで30ナノグラム、スウェーデンでは4物質合計で4ナノグラム、デンマークでは4物質合計で2ナノグラムと、全体として基準を厳しくしております。日本の場合は人を対象にした疫学研究は進んでおりますが、これらを除外して2

0年前の動物実験のデータを基に2物質合計50ナノグラムとしております。20年前の動物実験のデータを基にするのではなく、最近の人に対する多くの調査・研究などを基に、アメリカ並みの規制に見直すべきではないかと、そうしないと住民の健康は守られないのではないかと思うわけでありまして、この立場から今後も見直しについて取り組んでいきたいと思っております。

次に、国民健康保険について質問をいたします。2018年、国民健康保険は都道府県化され、市町村の運営から都道府県と市町村による共同運営となり、市町村が保険の率、額を決めて加入者から徴収する役目や保険証の発行など、実務を従来どおり行うことになっております。都道府県は国保財源の加入者となって、市町村の国保行政を指導するようになりしました。こうした中、国は国保料の統一化を目指し、熊本県は2029年度までに完全統一する方針で進んでおります。完全統一によって保険料は大幅に値上げになると思いますが、市の考えを市民環境部長にお聞きいたします。

○議長（野口修一君） 市民環境部長、小山郁郎君

○市民環境部長（小山郁郎君） 御質問にお答えします。

福田議員からもお話がありましたとおり、平成30年度に国民健康保険の制度改正が行われ、県と市町村が共同で運営を担う仕組みとなり、県が市町村ごとに県に支払う国保事業費納付金の額を決定し、その納付に必要な保険税率として、標準保険税率を定めております。

熊本県の場合は、保険料の算定方法について、令和8年度までに全市町村が医療分及び後期分は3方式、介護分は2方式に統一し、令和9年度に国保事業費納付金・標準保険税算定ベースでの統一、そして令和12年度に保険税率の完全統一を目指しています。

宇土市の場合、納付金が市町村の財政を圧迫しないように設けられた激変緩和措置により、制度改正後も平成27年度に設定した税率を据え置くことができていたため、他市と比較しても低い税率となっておりましたが、令和9年度以降は、これまで恩恵を受けていた激変緩和措置が廃止されること、また、被保険者数は年々減少し、国保税収入は減少していくことが見込まれる中で、被保険者一人当たりの医療費は増加傾向にあることから、統一に当たっては、負担増となる改正が必要になるものと考えております。

なお、県が作成した保険料水準の統一に向けたロードマップでは、医療費水準を納付金算定に反映させないことや、既存の激変緩和措置の終了などが盛り込まれていますが、そのほかにも見直しが検討されており、それが市町村の国保財政の将来推計にどのように影響するのか、不明瞭な部分もあることから、適正な財政運営を行うために宇土市も当事者として意見を出しながら、保険料水準の統一に対応したいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 福田慧一君

○18番（福田慧一君） 保険料水準の統一によって、負担増となる改正が必要になると考えているが、県が作成した保険料水準の統一に向けたロードマップでは、医療費水準を納付金算定に反映させないことや、既存の激変緩和措置が盛り込まれていますが、そのほかにも見直しが検討されており、それが市町村の国保財政の将来推計にどのように影響するか不明瞭な部分もあることから、負担増がどの程度になるか分からないということでもあります。しかし、県内を見ても自治体間によって医療給付費に大きな開きがあります。大都市部では高度な医療を提供する大きな医療機関が幾つもありますが、郡部では大きな医療機関は少なく、診療所などの医療機関が多く、医療給付費は低いため保険料も安い。統一すれば、高い自治体に合わせることになると思います。例えば、熊本市は保険料が高く、そのために収納率が低く、滞納世帯は2023年度で2万3,366世帯、世帯に対する割合は22%となっております。宇土市は311世帯で、6.45%となっております。収納率が低く、滞納額が多いために、予定の保険料収入が確保できず、さらに値上げをされております。国は、一般会計からの法定外繰入れを行わないように強く指導しておりますが、熊本市では国保財政の運営が厳しいため、2023年度で4億8,500万円の法定外繰入れを行っております。統一すれば、繰入れを除外して保険料が決められます。国保統一の狙いは、法定外繰入れを禁止し、国保料を引き上げ、医療費削減と加入者の負担増を図ることになります。そのため、保険料は大幅に引き上げられると思います。完全統一のトップランナーとなった大阪府の国保料は、全国の高いほうから50位の中に30の自治体が入っております。国保料の完全統一をしないように、国や県に要望すべきであります。

次に、国民健康保険税の値上げが提案されておりますが、国保加入者は年金生活者や非正規で働く収入の低い労働者の加入が多くなっております。資料をお願いいたします。これは国民健康保険者の所得階層別の状況です。これを見ますと、未申告の世帯が60世帯、所得0円が1,239世帯、所得100万円未満の世帯が1,457世帯、この三つを合わせますと2,756世帯で全体の59.2%となっております。6割が100万円以下の世帯であります。さらに100万円以上から200万円未満が993世帯、これを加えますと3,749世帯で、全体の80.5%となっております。モデル世帯の保険料を見ますと、右側の上ですね。モデル2で、65歳から74歳の高齢者単身世帯では、所得200万円で24万400円の保険料で、所得に対して12%となっております。さらにその下のモデル4、高齢者の二人世帯では、所得200万円で27万8,700円の保険料で、所得に対して13.9%、そしてモデル6、その下ですが、これは40歳から64歳、夫婦2人に子ども2人の子育て世帯であります。所得200万円で39万4,100円の保険料で、所得に対して19.7%と子育て世帯では保険料が高くなっております。子どもが増えればさらに高くなります。これでは子どもを産みたくても1人、2人で諦めざるを得ないのではないのでしょうか。

人口減少にもつながります。このように、所得が少ないのに同じ公的な医療保険の協会けんぽより2倍程度の保険料の負担となっております。これ以上の保険料の負担増は避けなければなりません。全国知事会も国の財政支援を増やし、協会けんぽ並みに保険料をすべきと国に要望しております。僅かな年金で生活をし、物価高で苦しんでいる高齢者などに、国保料の値上げによる負担増を求めるべきではなく、一般会計の令和5年度末で財政調整基金が36億5,000万円ありますし、その中から値上げ分の5,800万円を取り崩し、法定外繰入れによって値上げを避けるべきだと思いますが、市長の考えをお聞かせいたします。

○議長（野口修一君） 市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えをいたします。

先ほど部長が答弁した部分と一部被るところがありますが御容赦ください。宇土市の国保財政は、激変緩和措置が大きかったこと及びコロナ禍において医療費の伸びが一時的に抑制されていたことから、令和4年度までは黒字でございました。しかし、被保険者数の減少による税収の減少や、医療の高度化などによる医療費の高騰及びそれに伴う県への納付金増加の影響によりまして、令和5年度決算では赤字となり、国保財政調整基金から繰入れを行ったところでございます。令和6年度も歳入不足が見込まれ、令和7年度には基金が底をつく見込みとなっております、国保税の見直しが必要な状況となっております。

国保制度改正前までは、一般会計からの法定外繰入れにより辛うじて収支の均衡が保たれておりましたが、国の政策でございます都道府県単位での保険料統一が進められている中、熊本県国民健康保険運営方針において、法定外繰入れは解消すべき赤字と明記され、国からの交付金減額のペナルティもあること、また、国保加入者以外の納税者にも負担を求めることになるため、法定外繰入れは行わない方針としております。

国民健康保険は、低所得者が多く加入される医療保険ですが、他の被用者保険などよりも保険料が高いという構造的な問題を抱えていることは、これは福田議員も毎回叱責をされておりますとおり、私たちも理解をしております。これについては、国にこの制度については何とかしてもらいたいという思いは、私どもも同じでございます、市長会等を通して継続して要望をしているところでございます。

とはいえ、現行制度上で適正な国保運営を行う必要もあります。加入者の皆さんの負担を強いることにはなりますが、今回、国保税を見直すことで、令和9年度の標準税率ベースでの統一や令和12年度の保険税率の完全統一時に、再度保険税の見直しが必要となった場合に、急激な税負担を抑えることが可能になると考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 福田慧一君

○18番（福田慧一君） 国保財政が赤字になった原因は、コロナ感染症が5類に移行し、検

査費や治療費を国が負担していたのを国保から給付しなければならなくなったことや、国保の都道府県化による国からの財政支援がなくなり、激変緩和がなくなることなど、国の政策変更によるもので加入者の責任ではありません。法定外繰入れは国からの方針で行わないとのことですが、全国市長会、全国町村会は、合同で令和2年12月2日に国に意見を述べております。国民健康保険制度についても、歳出改革や都道府県のガバナンスの強化等の観点から、法定外繰入れ等の解消や保険料水準の統一、さらに普通調整交付金の配分方法の見直し等について、法制上の措置も含めて議論等が行われているが、国保等の保険者の苦境と被保険者の負担感に配慮したものではなく、地方分権の趣旨に反すると懸念される内容も散見される。市町村においては、これまで地域の様々な事情や住民の声を考慮しつつ、長年にわたり国保等を運営してきた経緯があることから、地方との十分な協議もないまま、国が一方的に議論を押し付けることは受け入れられないとしております。国からの法定外繰入れをするなどの方針に対し、厳しい批判をしているわけであります。法定外繰入れを是非行って、値上げをしないように求めて、次の質問に移ります。

改正マイナンバー法による保険税滞納者に対する対応について質問いたします。紙の保険証が廃止されました。しかし、現在の紙の保険証は、宇土市では有効期限の7月31日まで使用でき、その後は同じ内容が書かれた資格確認書が送付され、紙の保険証と同じように使用できます。しかし、これまで滞納者に発行されておりました短期保険証は、国保も後期高齢者医療保険も廃止されます。しかし、長期滞納者に出されていた医療機関窓口での医療費10割負担の資格証明書は、特別療養費の支給者であることを示す資格確認書とは名前を変え、継続することになっております。このため、自治体によってはこれまでの短期保険証の滞納者に対し、納付の話し合いを十分にしないで、特別療養者の支給の資格確認書に切り替えるのではないかと心配がなされております。この点について、市民環境部長に市の対応をお聞きいたします。

○議長（野口修一君） 市民環境部長、小山郁郎君

○市民環境部長（小山郁郎君） 御質問にお答えいたします。

保険税滞納者に対する保険証の交付につきましては、これまで保険証の有効期限を3か月とした短期保険証の交付を行い、更新の際に納税相談を行うなど、滞納者との接触の機会を確保してきました。また、短期保険証交付世帯のうち、資格証明書等交付審査会において、納付がない又は納付の意思が見受けられないなど、一定の基準に基づき資格証明書の交付を決定した世帯については、医療費が一旦10割負担となっていました。ただし、市の窓口で申請いただくと、自己負担分を除いた7割程度が返還される仕組みとなっており、このような機会を利用して納税相談等を行ってまいりました。

令和6年12月にマイナ保険証に移行したことで、従来の短期保険証は廃止され、資格証

明書の代わりに、特別療養費の支給者であることを示す資格確認書、以降は資格確認書と申し上げます。これを発行することになりました。この資格確認書の発行に当たっては、滞納世帯への納付勧奨通知の発送、電話や訪問等による納付の催促、納付相談などを促し、資格確認書の交付を決定する前に、特別療養費を支給する旨をあらかじめ通知するなどの対応を行い、従来の資格証明書と同様、十分な働き掛けや納付が困難な特別な事情の把握を適切に行うことなく、更新時期に資格確認書を安易に送付することがないように国からも求められております。

本市においても、これらを遵守し国民健康保険法施行規則等に基づき、適正な滞納対策を行うとともに、特別療養費の支給の対象者の検討に当たっては、これまでどおり審査会を開催するなど、慎重な対応を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 福田慧一君

○18番（福田慧一君） 慎重な対応をお願いいたします。

今回5点にわたって質問をいたしました。これをもちまして、今回の一般質問を終わります。

○議長（野口修一君） 議事の都合により、暫時休憩いたします。12時15分から会議を開きます。

-----○-----

午後0時07分休憩

午後0時15分再開

-----○-----

○議長（野口修一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑及び一般質問を続行いたします。

15番、藤井慶峰君

○15番（藤井慶峰君） お疲れ様でございます。昼休み時間に入りましたが、引き続き質問させていただくことをお許しいただきたいと思います。今回は、市民生活を守るという観点から、生活保護申請の状況と受給状況、そしてヤングケアラーに対する支援について質問いたします。できるだけ短時間で終わりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（野口修一君） 藤井慶峰君

○15番（藤井慶峰君） 昨日の厚生労働省の発表によりますと、2024年の生活保護申請件数が速報値で25万5,897件となり、前年と比べて818件、0.3%増えたと発表されておりました。増加は5年連続で、家計の悪化などが影響していると見られ、申請数は年間集計が始まった2013年以降減少傾向にあったものが、コロナ禍の2020年に増加に

転じているということでございます。２０２４年１２月時点で受給しているのは１６５万２、１９９世帯、高齢者の単身世帯が約半数を占めているということでございます。生活困窮者の支援に取り組むＮＰＯ法人自立サポートセンターもやいの大西理事長は、高齢化や物価上昇が続く、今後も生活保護の受給はさらに高まるのではないかと分析しております。生活が苦しい人は一人で抱え込まず、専門家や公的な窓口相談してほしいということと呼び掛けているという記事が載っておりました。全国の自治体によっては、窓口で生活保護の申請をさせないような不適切な生活保護事務が行われていることもしばしば聞きます。その点について本市では適切に行われているか、健康福祉部長にお伺いいたします。

○議長（野口修一君） 健康福祉部長、岡田郁子さん

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

まず、生活保護制度は、主に社会福祉法及び生活保護法により、生活に困窮する方に対して、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的に行われています。生活保護の要否及び支給額は、当該世帯の最低生活費と、収入から必要経費等を差し引いた後の収入認定額との対比などにより決定をしているところです。

最近の宇土市の生活保護申請の状況ですが、令和元年度の申請件数は６４件で開始件数は５３件、令和２年度の申請件数は５０件で開始件数は４６件、令和３年度の申請件数は７３件で開始件数は５７件、令和４年度の申請件数は７６件で開始件数は６１件、令和５年度の申請件数は９２件で開始件数は７２件となっており、本年２月現在の保護受給世帯は３３４世帯となっております。

最近の生活保護申請の理由としましては、預貯金の減少によるものが多く、高齢者世帯からの申請が増えております。また、申請が却下され、生活保護の開始にならなかった主な理由としましては、生活保護基準の最低生活費以上の収入や預貯金がある場合がほとんどとなっております。

次に、生活保護の支給決定までの流れとしましては、生活困窮に関する相談があった場合、生活保護制度の内容を丁寧に説明した後、申請者の意思を十分に尊重し、申請の意思を確認してから申請書を記入していただきます。申請書を受け付けた後、生活状況や収入・資産状況及び扶養義務者などを調査し、原則、申請から２週間以内に生活保護の要否判定を行い、保護が必要と判断した場合は、申請日に遡って保護費の支給や支援を開始します。

本市の生活保護の事務につきましては、法の規定に基づき適切に行っているものと考えております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 藤井慶峰君

○15番（藤井慶峰君） ありがとうございます。本市では適切に運営されているということで、受け止めておきたいと思います。最初に申し上げましたが、全国的にも増加傾向にあります。物価高の中で市民も厳しい生活を強いられており、生活保護申請をためらう人もいられるだろうし、そして本当に支援を必要とする人には、必要な支援が届けられなければならないという思いをいたしております。支援を受けられずに、電気もガスも水道も止められ、餓死した親子や兄弟姉妹、おにぎり食べたかったと遺書を残して亡くなられた方もおられました。本市では絶対にそのようなことがあってはならないと思います。そういうことで、本市では生活困窮世帯に対して支援は行き届いているのかどうか、その点について、再度健康福祉部長にお伺いしたいと思います。

○議長（野口修一君） 健康福祉部長、岡田郁子さん

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

まず、生活困窮者の定義につきましては、生活困窮者自立支援法では、「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」と定義づけられています。日本では、生活保護を利用できる人のうち実際に保護を受けている人の割合を示す生活保護の捕捉率は、約2割とされており、潜在的に困窮している方は数多くおられるものと考えられます。

本市の生活困窮者に対する支援は、宇土市社会福祉協議会に委託し、うと自立相談センターを開設し、当事者又はその家族、関係者などからの相談に応じて、聞き取りや個々人の状況にあったプランを作成し、自立に向けた支援や他の機関へのつなぎを行っております。

具体的には、一つ目に、離職や休業等により住居を失った又はそのおそれがある方で収入が基準以下の方に対して、有期で家賃相当額を支給する住居確保給付金事業、二つ目に、一般就労が困難な方に対して、就労に従事する準備としての基礎能力の形成を支援する就労準備支援事業、三つ目に、家計に問題を抱える方からの相談に対し、家計の再生に向けて個別プランを作成する家計改善支援事業、四つ目に、住居のない方で収入が基準以下の方に対して、一定期間内に限り宿泊場所及び衣食の供与を行う一時生活支援事業、五つ目に、生活困窮世帯の子どもを対象に、学習支援・生活習慣育成の助言や進路選択に関する相談等を実施する子どもの学習・生活支援事業を行っております。

また、福祉課にふくしの相談窓口を設置し、高齢・障がい・子育て・生活困窮など複数の分野にまたがる相談や、福祉のことでどの窓口相談すればよいか分からない場合に相談を受け付けています。その相談内容から、ほかの機関との連携や機関へのつなぎ、あるいは生活保護の申請など、包括的な相談や支援を行っております。

ほかに、地区の民生委員・児童委員の見守り活動や宇土市包括支援センター、医療機関などからの連絡などがきっかけで、自発的に生活の困窮を相談できない方が、これらの相談や

支援につながるケースもございます。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 藤井慶峰君

○15番（藤井慶峰君） 丁寧な御答弁ありがとうございました。やはり、市民の中で支援が必要な人にはしっかりと支援が届くよう、これからもよろしくお願いしております。

次の質問に移ります。昨日も浦本議員の一般質問の中で、こどもどもんなか宣言の話が出ておりました。私は、このこどもどもんなか応援サポーター宣言は素晴らしいと思っております。やはり、子どもたちが伸び伸びと暮らせる社会でなくてはならないと思うことでございます。私も子どもたちに夢と希望の持てる社会にしていかなければならないと強く思っております。また、子どもたちの未来は常に輝いていなければならぬと、そういう強い思いを持っております。しかしながら、現実社会はそうではありません。したくない苦勞もしなければならぬこともあります。病気や事故、様々な災害に遭うこともあります。もし、子どもさんが親や兄弟姉妹の介護や看病をしなければならなくなったら、どんなに大変なことか、またつらいことであるかと思えます。そんな苦しいとき、悲しいときは、みんなで協力すればその苦しみ、悲しみは半分にも3分の1にも小さくなります。つまり、周りの人、親戚や行政の支援を受けることができたなら、救われるという思いをしております。NHKで、そのようないわゆるヤングケアラーを取り上げた番組を放送しておりました。このような実態は、なかなか外からは見えにくいわけでございます。

そこで、市としてヤングケアラーの家庭を把握しているのか伺いたいと思います。健康福祉部長よろしくお願いします。

○議長（野口修一君） 健康福祉部長、岡田郁子さん

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

ヤングケアラーとは、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」とされ、具体的には、「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、子ども自身がやりたいことができないなど、子ども自身の権利が守られていないと思われる子ども」と定義されております。昨年6月に、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が施行され、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象として、ヤングケアラーが明記されております。

こども家庭庁によりますと、令和4年度から各都道府県でヤングケアラーの実態把握調査が実施され、熊本県においても、同年9月にWEB方式での調査を実施されております。この調査は、県内全ての公立小学校、全ての小学6年生、全ての大学3年生を対象に行われたもので、小学校では、「ヤングケアラーがいる。」と回答した割合が、全国では34.1%に対し、県は18.6%でした。そして、その子どもが担っている役割は、国・県共に「家

族の代わりに幼いきょうだいの世話をしている。」が、約８割を占める状況でした。

現在本市においては、ヤングケアラーの把握等はできておりませんが、本市にもそのような子どもが存在すると想定し、こども家庭センターと教育委員会が連携し、学校等の関係機関を通じて、実態把握に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 藤井慶峰君

○１５番（藤井慶峰君） ありがとうございます。先ほど私、ちょっと申し上げることを忘れておりました。今、本市ではこども家庭センターというものを設置して、しっかりと子育ての支援に努めておられます。私はそのことを高く評価しております。そのことをさっき言いそびれましたので、付け加えておきます。ありがとうございます。健康福祉部長ありがとうございました。私も保護司を長年やっておりまして、いろんな家庭を見てきましたが、育っていく過程の中で様々な苦勞をしてこられた人々もおられます。その人が、もし支援を受けることができたら、また別の人生があったんじゃないかと、そう思うこともしばしばあります。そういうことで、ヤングケアラーの把握にも努めていただきたいと思います。

そこで、市としてヤングケアラーの家庭でケアを行っている人に対して、今後どのような支援をするのか、健康福祉部長にお伺いします。

○議長（野口修一君） 健康福祉部長、岡田郁子さん

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

ヤングケアラーへの支援としましては、先ほど申し上げました子ども・若者育成支援推進法の一部改正により、１８歳未満については、こども家庭センターでサポートプランを作成し、包括的かつ計画的な支援が必要であることや、１８歳以上においては、年齢による切れ目なく支援が重要であることなど、自治体として支援体制を整備することが必要であるとされております。

子どもがヤングケアラーとして、大人のような役割を担う家庭には、保護者の疾病や養育困難、育児放棄、生活困窮など複雑な事情が存在していることが推察されます。このことから、重層的支援体制整備事業を活用し、ケアの内容や本人が置かれている状況によって、多分野にまたがる支援体制を構築することも効果的とされております。

本市におきましても、重層的支援体制整備事業の令和８年度開始に向け、全庁的に連携し、必要な方に適切な支援を実施できるよう準備を進めております。これにより、ケアが必要なケースごとに福祉や介護サービス、生活困窮対策など、ヤングケアラーの負担軽減につながるような支援へのつなぎや、ヤングケアラーとその保護者等の心情等に配慮し、気持ちに寄り添う支援を行いたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 藤井慶峰君

○15番（藤井慶峰君） ありがとうございました。この生活困窮世帯も、自分ですぐ申請される方はすぐに分かるんですけど、なかなかやはり遠慮して申請されないで苦勞して頑張っている方もおられるし、そしてヤングケアラーも、なかなか周りからは見えにくいところがございます。本当に困っている人が、助けてという声を上げられるような環境をつくっていかなくてはならないということを思うわけでございます。今後ともしっかりサポート体制を整えていただきたいと思います。その点、重ねてお願いいたしまして、今日の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（野口修一君） 以上で、代表質問及び質疑・一般質問は全部終了いたしました。

代表質問及び質疑・一般質問を終結いたします。

-----○-----

日程第2 常任委員会に付託（議案第11号から議案第43号まで）

○議長（野口修一君） 日程第2、市長提出議案第11号から議案第43号までの33件につきまして、本日配布の令和7年3月市議会定例会議案常任委員会付託一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、常任委員会は、7日経済建設常任委員会、10日文教厚生常任委員会、11日総務市民常任委員会となっておりますので、よろしくお願いいたします。

次の本会議は、19日水曜日に会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れ様でした。

-----○-----

午後0時35分散会

令和 7 年 3 月市議会定例会常任委員会別付託議案一覧表

総務市民常任委員会

- 議案第 1 1 号 宇土市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 2 号 宇土市職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例を廃止する条例について
- 議案第 1 3 号 宇土市職員の育児休業等に関する条例及び宇土市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 4 号 宇土市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 5 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 6 号 宇土市網津防災センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 7 号 宇土市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 8 号 宇土市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 9 号 宇土市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 2 7 号 辺地総合整備計画の変更について
- 議案第 2 9 号 令和 6 年度宇土市一般会計補正予算（第 7 号）について
- 議案第 3 0 号 令和 6 年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）について
- 議案第 3 2 号 令和 6 年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 3 6 号 令和 7 年度宇土市一般会計予算について
- 議案第 3 7 号 令和 7 年度宇土市国民健康保険特別会計予算について
- 議案第 4 0 号 令和 7 年度宇土市後期高齢者医療特別会計予算について

経済建設常任委員会

- 議案第 2 2 号 宇土市農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例について
- 議案第 2 3 号 宇土市下水道条例の一部を改正する条例について
- 議案第 2 4 号 宇土市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 2 8 号 指定管理者の指定について
- 議案第 2 9 号 令和 6 年度宇土市一般会計補正予算（第 7 号）について

- 議案第 3 4 号 令和 6 年度宇土市水道事業会計補正予算（第 4 号）について
議案第 3 5 号 令和 6 年度宇土市下水道事業会計補正予算（第 4 号）について
議案第 3 6 号 令和 7 年度宇土市一般会計予算について
議案第 3 8 号 令和 7 年度宇土市北段原土地区画整理事業特別会計予算について
議案第 4 2 号 令和 7 年度宇土市水道事業会計予算について
議案第 4 3 号 令和 7 年度宇土市下水道事業会計予算について

文 教 厚 生 常 任 委 員 会

- 議案第 2 0 号 宇土市放課後児童クラブ施設条例の一部を改正する条例について
議案第 2 1 号 宇土市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例について
議案第 2 5 号 宇土市網田焼の里資料館条例の一部を改正する条例について
議案第 2 6 号 宇土市地域コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について
議案第 2 9 号 令和 6 年度宇土市一般会計補正予算（第 7 号）について
議案第 3 0 号 令和 6 年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）について
議案第 3 1 号 令和 6 年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について
議案第 3 3 号 令和 6 年度宇土市入学準備祝金給付基金特別会計補正予算（第 1 号）につ
いて
議案第 3 6 号 令和 7 年度宇土市一般会計予算について
議案第 3 7 号 令和 7 年度宇土市国民健康保険特別会計予算について
議案第 3 9 号 令和 7 年度宇土市介護保険特別会計予算について
議案第 4 1 号 令和 7 年度宇土市入学準備祝金給付基金特別会計予算について

第 5 号

3 月 1 9 日 (水)

令和 7 年 3 月宇土市議会定例会会議録 第 5 号

3 月 1 9 日（水）午前 1 1 時 0 5 分開議

1. 議事日程

日程第 1 地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告

（質疑・討論）

日程第 2 各常任委員長報告

1. 総務市民常任委員長報告

2. 経済建設常任委員長報告

3. 文教厚生常任委員長報告

（質疑・討論・採決）

日程第 3 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

（採決）

2. 本日の会議に付した事件

日程第 1 地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告

（質疑・討論）

日程第 2 各常任委員長報告

1. 総務市民常任委員長報告

2. 経済建設常任委員長報告

3. 文教厚生常任委員長報告

（質疑・討論・採決）

日程第 3 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

（採決）

（追加日程）

日程第 4 議案第 4 4 号 令和 6 年度宇土市一般会計補正予算（第 8 号）について

日程第 5 議案第 4 5 号 宇土市副市長の選任について

日程第 6 発議第 1 号 宇土市議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 7 発議第 2 号 宇土市議会委員会条例の一部を改正する条例について

日程第 8 発議第 3 号 宇土市議会会議規則の一部を改正する規則について

日程第 9 発議第 4 号 小中学校の学校給食の無償化を求める意見書

3. 出席議員（17人）

1 番 土 黒 功 司 君	2 番 杉 本 寛 君
3 番 中 野 洋 一 君	5 番 佐美三 洋 君
6 番 小 崎 憲 一 君	7 番 今 中 真之助 君
8 番 西 田 和 徳 君	9 番 園 田 茂 君
10 番 宮 原 雄 一 君	11 番 柴 田 正 樹 君
12 番 檜 崎 政 治 君	13 番 野 口 修 一 君
14 番 中 口 俊 宏 君	15 番 藤 井 慶 峰 君
16 番 山 村 保 夫 君	17 番 村 田 宣 雄 君
18 番 福 田 慧 一 君	

4. 欠席議員（1人）

4 番 浦 本 晴 美 さん

5. 説明のため出席した者の職・氏名

市 長 元 松 茂 樹 君	副 市 長 谷 崎 淳 一 君
教 育 長 前 田 一 孝 君	総 務 部 長 山 口 裕 一 君
企画財政部長 光 井 正 吾 君	市民環境部長 小 山 郁 郎 君
健康福祉部長 岡 田 郁 子 さん	建 設 部 長 草 野 一 人 君
教 育 部 長 野 口 泰 正 君	秘書政策課長 渡 邊 聡 君
総 務 課 長 上 木 淳 司 君	危機管理課長 内 田 雅 之 君
企 画 課 長 三 浦 仁 美 さん	まちづくり推進課長 中 山 好 美 さん
財 政 課 長 北 谷 太 示 君	

6. 議会事務局出席者の職・氏名

事 務 局 長 田 尻 清 孝 君	次長兼議事係長兼庶務係長 春 木 教 明 君
議 事 係 参 事 村 田 有 美 さん	庶 務 係 参 事 中 山 裕 輝 君

午前11時05分開議

-----○-----

○議長（野口修一君）　これから本日の会議を開きます。

本日、4番、浦本晴美さんから欠席届が出ておりますので、御報告をいたします。

-----○-----

日程第1　地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告

○議長（野口修一君）　日程第1、地域高規格道路促進等対策特別委員会の審査の経過についてを議題といたします。

特別委員長の中間報告を求めます。

地域高規格道路促進等対策特別委員長、宮原雄一君

○地域高規格道路促進等対策特別委員長（宮原雄一君）　おはようございます。

ただいまから、地域高規格道路促進等対策特別委員会のこれまでの経過及び審査内容について、中間報告をいたします。

去る3月3日、執行部出席のもと本委員会を開催し、現在までの取組状況について、執行部から説明がありましたので御報告申し上げます。

まず、熊本宇土道路、宇土道路及び宇土三角道路における用地進捗率、事業進捗率につきましては、前回の報告から変更はあっておりません。予算配分の変更及び入札に伴う公告が行われた業務等がございますので、御報告させていただきます。

まず、熊本宇土道路につきまして御報告申し上げます。

令和6年度事業の調査設計で、令和6年度熊本天草幹線道路測量設計業務の工期が延長されております。また、令和6年度熊本天草幹線道路測量（その7）業務及び令和6年度熊本天草幹線道路調査設計業務の契約締結がなされております。調査設計業務については、熊本宇土道路、宇土道路、宇土三角道路において、調査及び設計を行い、工事の基礎資料とするものとなっております。

さらに、令和6年度熊本天草幹線道路軟弱地盤解析検討業務で入札に伴う公告が行われております。これは、軟弱地盤が想定される盛土施工箇所において軟弱地盤解析を行い、最適な工法を決定し、設計を行うものとなっております。なお、この後御報告します宇土道路、宇土三角道路にも同じ業務がございますが、主に熊本宇土道路、特に緑川の北側、熊本市側について行うものとなっております。

令和7年度事業の調査設計で、令和7年度宇土道路外水文調査業務の入札に伴う公告が行われております。これは、熊本宇土道路及び宇土道路の周辺井戸の水位観測、水量調査、水質検査などを令和7年度も引き続き行うものとなっております。

次に、宇土道路につきまして御報告申し上げます。

令和6年度予算については、当初予算額39億円に対し10億3,000万円を増額する補正が行われております。

次に、令和6年度事業の調査設計で、令和6年度熊本天草幹線道路測量設計業務の工期が延長されております。また、令和6年度熊本天草幹線道路測量（その7）業務及び令和6年度熊本天草幹線道路調査設計業務の契約締結がなされております。さらに、令和6年度熊本天草幹線道路軟弱地盤解析検討業務の入札に伴う公告が行われております。これら四つの業務は、先ほど熊本宇土道路で御報告したものと同様です。

令和6年度事業の工事で、熊本57号上綱田地区5号函渠工事、熊本57号網津地区4号函渠1期工事、熊本57号長浜地区改良3期工事及び熊本57号割井川橋P1橋脚設置工事の契約締結がなされております。また、平原地区のボックス工事を行う熊本57号平原地区2号函渠工事、平原橋の橋台の工事を行う熊本57号平原橋下部工（A2）工事、長浜地区の地盤改良工事を行う熊本57号長浜地区改良4期工事、城塚地区の地盤改良工事を行う熊本57号城塚地区改良25期工事、上綱田地区及び網津地区における工事用道路の設置工事を行う熊本57号上綱田地区外工事用道路工事、上綱田地区のボックス工事を行う熊本57号上綱田地区6号函渠工事、上綱田地区のコンクリート橋上部工工事を行う熊本57号上綱田橋上部工工事の七つの工事で、入札に伴う公告が行われております。

令和7年度事業の調査設計で、令和7年度宇土道路外水文調査業務の入札に伴う公告が行われております。これは、先ほど熊本宇土道路で御報告したものと同様です。

次に、宇土三角道路につきまして御報告申し上げます。

まず、令和6年度予算については、当初予算額1億円に対し、1億円を増額する補正が行われております。

次に、令和6年度事業の調査設計で、令和6年度熊本天草幹線道路測量設計業務の工期が延長されております。また、令和6年度熊本天草幹線道路測量（その7）業務及び令和6年度熊本天草幹線道路調査設計業務の契約締結がなされております。さらに、令和6年度熊本天草幹線道路軟弱地盤解析検討業務の入札に伴う公告が行われております。これら四つの業務は、先ほど熊本宇土道路及び宇土道路で御報告したものと同様です。

以上の報告を踏まえ、委員会で論議されました主な内容を御報告いたします。

まず、前回の委員会で、委員から「現在示されている宇土三角道路の網田側のルートは案となっているが、正式に決定する前に説明会を開催し、地元の意見を酌み取ってほしい。」との意見が出されていたため、執行部から「国土交通省に確認し、ルートが固まった後に変更することはできないので、それまでに地元から意見を聴き、可能なものはルートに反映させたいと回答があった。」との報告がありました。

次に、今回の委員会で、委員から「予算から見ると、あと数年で宇土道路は完成に向かう

と考えているが、城塚インターチェンジと網田インターチェンジ周辺の開発はどうなっているか。」との質疑があり、執行部から「市主導による土地開発の検討箇所の中に、その2か所は含まれているが、宇土道路だけ開通しても人の動きがないため、熊本宇土道路の完成の目途などがない状態では、優先順位は低いのが現状である。」との答弁がありました。それに対して、別の委員から「道路ができてからでは遅いので、市が先手を打ち、計画を立ててほしい。」との意見がありました。

最後になりますが、当委員会としましては、今後も執行部と共に、熊本天草幹線道路の一日も早い全線開通を目指して、取り組んでまいりたいと思います。

以上で、地域高規格道路促進等対策特別委員会の中間報告を終わります。

○議長（野口修一君） 地域高規格道路促進等対策特別委員長の中間報告は終わりました。

これより、ただいまの特別委員長の中間報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

以上で、地域高規格道路促進等対策特別委員長の中間報告を終了いたします。

-----○-----

日程第2 各常任委員長報告

○議長（野口修一君） 日程第2、去る3月6日の本会議において、各常任委員会に付託いたしました、市長提出議案第11号から議案第43号までの33件につき、審査の経過と結果についてそれぞれ報告がっておりますので、これを一括して議題といたします。

順次、各常任委員長の報告を求めます。

総務市民常任委員長、中口俊宏君

○総務市民常任委員長（中口俊宏君） おはようございます。

ただいまから、総務市民常任委員会に付託を受けました議案につきまして、去る3月11日、本委員会を開催し審査を行いましたので、その審査の経過及び結果について報告をいたします。

本委員会に付託されました案件は、条例関係9議案、予算関係6議案、その他1議案の合計16議案であります。

まず、議案第11号、宇土市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について。これは、国家公務員退職手当法施行令の改正に伴い、条例を改正するものであります。

次に、議案第12号、宇土市職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例を廃止する条例について。これは、当分の間の特例として制定された条例であり、制定から約50年を経過している状況を鑑み、条例を廃止するものであります。

次に、議案第13号、宇土市職員の育児休業等に関する条例及び宇土市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。これは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、条例を改正するものであります。

次に、議案第14号、宇土市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。これは、令和7年度から任期付指導主事を任用するに当たり、等級別基準職務表を見直す必要があるため、条例を改正するものであります。

次に、議案第15号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。これは、附属機関の委員の報酬額に関し、要件を見直す必要があるため、条例を改正するものであります。

次に、議案第16号、宇土市網津防災センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。これは、宇土市網津防災センターの市外居住者の使用料を規定するため、条例を改正するものであります。

次に、議案第17号、宇土市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例について。これは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、条例を改正するものであります。

次に、議案第18号、宇土市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例について。これは、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の改正に伴い、条例を改正するものであります。

次に、議案第19号、宇土市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。これは、国民健康保険事業の円滑な財政運営を確保するため、条例を改正するものであります。

次に、議案第27号、辺地総合整備計画の変更について。これは、辺地に係る総合整備計画を変更するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条の規定により、議会の議決を必要とするものであります。

次に、議案第29号、令和6年度宇土市一般会計補正予算（第7号）について。当委員会所管の主なものを申し上げます。

まず、議会費では、議会一般経費として121万9千円を減額するものであります。

次に、総務費では、熊本県物価高騰対応生活者支援事業（LPガス使用世帯支援）（追加分）として5,861万8千円を増額し、網田コミュニティセンター建設事業として2,524万9千円を減額するものであります。

次に、民生費では、国保会計繰出金経費として2,865万6千円を減額するものであり

ます。

次に、衛生費では、浄化槽設置事業経費として2,167万1千円を減額するものであります。

次に、消防費では、消防団補償費等経費として600万円を減額するものであります。

次に、公債費では、公債費利子として1,740万円を減額するものであります。

また、第2別館改修事業など三つの事業については、年度内の事業完了が困難であることから、繰越明許費の設定を行っております。

そのほか、必要な財源措置といたしまして、地方債の補正を行っております。

次に、議案第30号、令和6年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について。補正額は4,007万6千円を減額するもので、補正後の総額は45億2,248万9千円であります。これは、国県支出金過年度返還金の増額及び事業の実績見込みによる減額補正となっております。

次に、議案第32号、令和6年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について。補正額は1,425万5千円を減額するもので、補正後の総額は6億1,440万7千円であります。これは、事業の実績見込みによる減額補正となっております。

次に、議案第36号、令和7年度宇土市一般会計予算について。当委員会所管の主なものを申し上げます。

まず、議会費では、議員経費1億3,163万7千円

次に、総務費では、防災広場整備事業1億3,254万7千円、地方バス路線維持対策事業経費4,169万7千円、DX推進事業1億2,153万円、自治活動支援経費5,063万6千円、結婚支援事業3,521万9千円、定住・移住促進事業3,240万7千円、網田支所解体事業4,902万円

次に、民生費では、国民健康保険特別会計繰出金3億3,635万円、後期高齢者医療広域連合負担金5億5,867万円、後期高齢者医療特別会計繰出金1億9,399万5千円

次に、衛生費では、清掃収集業務経費1億3,350万5千円、廃棄物減量化対策経費9,455万2千円、宇城広域連合負担金（宇城クリーンセンター費）1億8,808万4千円、宇城広域連合負担金（環境再生センター費）1億2,576万1千円

次に、消防費では、宇城広域連合負担金（常備消防費）5億3,490万1千円、消防団経費6,042万5千円等であります。

また、市長選挙費については、年度内の完了が困難であることから、繰越明許費の設定を行い、第7次総合計画策定に要する経費など10事業については、債務負担行為の設定を行っております。

次に、議案第37号、令和7年度宇土市国民健康保険特別会計予算について。歳入歳出総

額は44億6,767万8千円となっており、対前年度比で9,254万2千円の減額となっております。

次に、議案第40号、令和7年度宇土市後期高齢者医療特別会計予算について。歳入歳出総額は6億5,302万円となっており、対前年度比で2,435万8千円の増額となっております。

以上が、総務市民常任委員会に付託を受けました議案の概要であります。議案の審査の経過におきまして論議されました主なものを御報告申し上げます。

まず、議案第19号、宇土市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。委員から「保険税の増額改正ということだが、現在の出生数がピークであった団塊の世代の3分の1以下に減っている中で、運営が厳しくなるのは当然である。国民健康保険制度自体に問題があると思えるが、国はどのように考えているのか。」との質疑があり、執行部から「全国的に被保険者数が減っている上、一人当たりの医療費が上がっている。このような状況から国は、市町村単位の運営から都道府県単位の運営に規模を大きくする取組を進めている。」との答弁がありました。それに対して、別の委員から「昔は70歳以上の老人医療費が無料のときもあった。その頃から人口が減っていくことが分かっていたのだから、今の被保険者に負担を強いるのではなく国が支援する必要があると思う。」との意見があり、執行部から「市長会などを通して、引き続き国へ要望を行っていく。」との答弁がありました。また、別の委員から「市民に増額を理解してもらえるよう説明と周知をしっかりと行ってほしい。」との意見がありました。

次に、議案第29号、令和6年度宇土市一般会計補正予算（第7号）について。まず、防犯カメラ設置補助金について、委員から「補助割合と申請実績は。」との質疑があり、執行部から「補助率は4分の3、上限額が10万円で、申請実績は令和6年度が1件、令和5年度が4件であった。令和7年度では、これまで設置された費用を踏まえ、上限額を15万円に引き上げたいと考えている。」との答弁がありました。それに対して、別の委員から「この補助金について区長の皆さんは御存じなのか。」との質疑があり、執行部から「お知らせはしているが、次年度予算が決定すれば改めて周知しようと考えている。」との答弁がありました。

次に、第2別館改修事業について、委員から「繰越事業で旧教育委員会を改修するための設計業務ということだが、どのように活用しようと考えているのか。」との質疑があり、執行部から「具体的な活用方法についてはまだ決定しておらず、まずは和式トイレや傷んだ壁・床などを改修し、最低限使えるようにしたいと考えている。現在、調査設計を行っているところであり、必要となる耐震補強などの改修費用を含め見通しが立っていない状況である。調査設計の完了を待って判断することになると思う。」との答弁がありました。それに

対して、委員から「改修したところで何十年持つかも分からない。解体費用も高いとは思いますが更地にする考えはないのか。」との質疑があり、執行部から「調査設計の結果次第では、その点についても考えていく必要があると思う。」との答弁がありました。

次に、議案第36号、令和7年度宇土市一般会計予算について。まず、AEDの入替えについて、委員から「1台55万円もする高額な機器を5年ごとに本体全部を更新するということが、市の施設に何台設置してあり、使用実績はどのくらいあるか。また、設置が義務づけられているのか。」との質疑があり、執行部から「法的な設置義務はないが、市内には庁舎や小中学校などに42台設置してある。また、庁舎に設置している機器においては使用実績はない。」との答弁がありました。それに対して、委員から「5年ごとに総額2,300万円ほどの費用が必要となるので、バッテリー交換ができるものやリースなどにすべきではないか。」との意見がありました。

次に、女性活躍推進事業について、委員から「女性リーダーの育成は、女性リーダーの歴史を学ぶ現地研修や他地域リーダーとの交流などを組み込んで、1年かけて行う必要があると思う。活躍する女性が増えていくような仕組みをつくってほしい。」との意見がありました。執行部から「この新たな事業を計画するに当たり、地域の方と意見交換を行った。今後、様々な意見を聞きながら進めていきたい。」との答弁がありました。

次に、議案以外で、第3期宇土市まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）について。委員から「具体的な取組の一つに宇土高校魅力化支援とあるが、何を行うのか。また、予算を必要とするのか。」との質疑がありました。執行部から「地域住民に関心を持ってもらうため、宇土高校の様々なすばらしい取組について情報発信するもので、予算を伴うものではない。高校の魅力化が国の地方創生の一つのテーマになっているため、新たに盛り込むものである。」との答弁がありました。それに対して、別の委員から「宇土市内に1校しかない高校であり、定員割れが続いているため、宇土高校に特化した取組の必要性は理解できるが、他校に通う市内在住の高校生がいることも考えておくべきである。」との意見がありました。

このほか、本委員会では、決算認定を後年度の予算審議に役立てる意義があることから、昨年行われました令和5年度決算審査における指摘事項について、令和7年度の予算編成に生かされる努力がなされているかの確認も行いましたので、主なものを申し上げます。

まず、総務部におきましては、男女共同参画の推進を図るため、先ほど述べました女性活躍推進事業として新たに99万8千円の予算が計上されております。また、避難所設備の強化につきまして、施設管理者への調査や関係課との連携により、轟・緑川地区の二つの公民館の窓ガラスの飛散防止対策が取られることになっております。

次に、企画財政部におきましては、増え続けている地方バス路線維持費補助金の中でも、乗客が少ない三角・宇土間のバス路線について、バス事業者及び宇城市との協議が進められ

ており、便数の精査等により補助金を減額した予算となっております。

当委員会所管の各部においては、決算審査の指摘事項を前向きに捉え、令和7年度予算に反映するなど改善に取り組んでおりました。

以上が、論議された主な内容であります。本委員会に付託を受けました議案については、全会一致で全て原案のとおり可決いたしました。

なお、本委員会所管事務の継続事件につきましては、議席に配布のとおり決定しておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、総務市民常任委員会の報告を終わります。

○議長（野口修一君） 総務市民常任委員長の報告は終わりました。

次に、経済建設常任委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員長、佐美三洋君

○経済建設常任委員長（佐美三 洋君） おはようございます。

ただいまから、経済建設常任委員会に付託を受けました議案につきまして、去る3月7日、本委員会を開催し審査を行いましたので、その審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、条例関係3議案、予算関係7議案、その他1議案の合計11議案であります。

まず、議案第22号、宇土市農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例について。これは、市組織の見直しに伴い、条例を改正するものであります。

次に、議案第23号、宇土市下水道条例の一部を改正する条例について。これは、下水道法施行令の改正に伴い、条例を改正するものであります。

次に、議案第24号、宇土市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について。これは、水道法施行令及び水道法施行規則の改正に伴い、条例を改正するものであります。

次に、議案第28号、指定管理者の指定について。これは、指定管理者を指定する必要があるので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

対象となる施設は宇土マリーナで、指定管理候補者は株式会社グッドスタッフ、指定の期間は令和7年4月1日から令和12年3月31日までであります。

次に、議案第29号、令和6年度宇土市一般会計補正予算（第7号）について。当委員会所管の主なものを申し上げます。

まず、農林水産業費では、県営水利施設整備事業として4,971万7千円、船場川湛水防除事業として1億8,653万7千円を減額するものであります。

次に、商工費では、ふるさと宇土応援基金経費として４億４,８５８万８千円を減額するものであります。

次に、土木費では、社会資本整備総合交付金事業（改築）（国補正分）として６,２１１万８千円、都市計画道路整備事業（国補正分）として１億５,８００万２千円を増額し、社会資本整備総合交付金事業（改築）として１億１,４９７万２千円、避難道路等整備事業経費として５,１８８万８千円を減額するものであります。

また、水利施設等保全高度化事業などの１２事業については、年度内の事業完了が困難であることから、繰越明許費の設定を行っております。

そのほか、必要な財源措置としまして、地方債の補正を行っております。

次に、議案第３４号、令和６年度宇土市水道事業会計補正予算（第４号）について。補正額は、収益的支出について２,１５４万５千円を減額するもので、補正後の総額は６億８,１５３万１千円であります。これは、事業の実績見込みによる減額補正となっております。

また、資本的支出の補正額は４００万円を減額するもので、補正後の総額は３億２,２６８万７千円であります。これは、事業の実績見込みによる減額補正であります。

次に、議案第３５号、令和６年度宇土市下水道事業会計補正予算（第４号）について。補正額は、収益的支出について２,０５１万７千円を減額するもので、補正後の総額は１０億４,９０６万２千円であります。これは、消費税及び地方消費税の増額及び事業の実績見込みによる減額補正であります。

また、資本的支出の補正額は７,５４２万８千円を減額するもので、補正後の総額は５億７,２９５万２千円であります。これは、事業の実績見込みによる減額補正であります。

また、必要な財源措置としまして、地方債の補正を行っております。

次に、議案第３６号、令和７年度宇土市一般会計予算について。当委員会所管の主なものを申し上げます。

まず、衛生費では、水道事業経営支援補助金２,６６８万５千円

次に、農林水産業費では、つつじヶ丘農村公園トイレ改修事業６,１６５万円、船場川湛水防除事業２億９,２５０万円、住吉地区埋立整備事業１億１,９５３万４千円、干潟景勝地戸口駐車場整備事業１億２,１３８万８千円

次に、商工費では、企業立地奨励２億円、干潟景勝地展望広場整備事業２億６,４４５万１千円、ふるさと宇土応援基金経費７億１０万円

次に、土木費では、社会資本整備総合交付金事業（改築）１億２,１７３万１千円。緊急自然災害防止対策事業（河川）６億８,１７７万円。社会資本整備総合交付金事業（公営住宅ストック総合改善事業通常分）１億８３４万１千円。下水道事業経営支援補助金（基準内）１億７,１２２万３千円です。

以上が、主なものであります。

また、緊急自然災害防止対策事業（河川）については、年度内の事業完了が困難であることから、繰越明許費の設定を行い、J R 土地賃借料に要する経費など3事業については、債務負担行為の設定を行っております。

次に、議案第38号、令和7年度宇土市北段原土地区画整理事業特別会計予算について。歳入歳出総額は1千円となっており、前年度と同額であります。

次に、議案第42号、令和7年度宇土市水道事業会計予算について。収益的支出額は7億5,024万8千円、資本的支出額は4億6,817万3千円となっております。

次に、議案第43号、令和7年度宇土市下水道事業会計予算について。収益的支出額は10億5,277万8千円、資本的支出額は8億4,504万5千円となっております。

以上が、経済建設常任委員会に付託を受けました議案の概要であります。議案の審査の経過において論議されました主なものを御報告申し上げます。

まず、議案第29号、令和6年度宇土市一般会計補正予算（第7号）について。住宅管理費の減額補正について、委員から「資材費などが高騰する中、工事請負費を減額する理由は何か。」との質疑があり、執行部から「市営住宅の給湯設備設置等に係る国補助金の交付決定額が少なかったため、併せて減額を行っている。」との答弁がありました。また、別の委員から「老朽危険空家等除去促進事業補助金についても、申請が少なかったという理由で減額されているが、こういった空き家が対象となるのか。」との質疑があり、執行部から「道路沿いなどの立地条件に加えて、柱など主要構造物の破損度など、様々なパターンを点数化し、該当した空き家が対象となる。」との答弁がありました。

次に、議案第36号、令和7年度宇土市一般会計予算について。まず、市外から転入し、宇土市特定公共賃貸住宅に入居を希望する子育て世帯への移住促進助成金事業について、委員から「助成額は幾らか。また、助成を受けるための条件は。」との質疑があり、執行部から「助成額は月額2万円で助成期間を2年間としている。対象は、中学生以下の子どもを含む家族全員が市外からの転入者であることや、宇土市内に3年以上住む意思があることなどを条件としている。」との答弁がありました。それに対して、別の委員から「3年以内に市外に転出した場合はどうなるのか。」との質疑があり、執行部から「その場合は、交付要綱に基づき返還請求を行う。」との答弁がありました。

次に、つつじヶ丘農村公園トイレ改修事業について、委員から「来年度は、既存のトイレの改修に加えて、遊具近くにトイレを新設することだが、利用者のことを考えると、新設のトイレよりも遊具の整備を優先すべきではないか。」との質疑があり、執行部から「遊具の整備までを念頭に置いて計画しているが、財源として有利な緊急防災・減災事業債が来年度までであるため、この起債を活用できるトイレの整備を先に行うこととしている。」と

の答弁がありました。

次に、本市産の農産物を活用した6次産業化支援事業について、委員から「補助金額はどのように設定したのか。」との質疑があり、執行部から「この事業は、加工用施設等整備や商品開発など四つの事業に対して、経費の2分の1、10万円から50万円を上限に補助するものだが、先進的に取り組む他自治体を参考に設定している。」との答弁がありました。それに対して、委員から「農業者が6次産業化に取り組む場合、初期費用に加えてランニングコストも必要となる。この補助金額で十分なのか。」との質疑があり、執行部から「6次産業化に少しでも興味がある農業者を対象として、申請のハードルを低くしている。本格的に大規模な参入を考える場合、国や県の事業を活用してほしい。」との答弁がありました。

次に、議案以外について。住吉海岸公園と長部田港に架かる老朽化した橋梁について、委員から「海苔を積んだ車両の通行が危険であるとの声が挙がっているが、補強の予定はあるか。」との質疑があり、執行部から「漁港施設の機能保全計画を策定しており、今後、更新整備を予定している。」との答弁がありました。それに対して、委員から「現状では、海苔を積んだ車両は老朽化した橋を通らず、住吉海岸公園駐車場側から国道に出ており、観光客との接触の危険性があるため、早めの対応をお願いしたい。」との意見がありました。

以上が、論議された主な内容であります。本委員会に付託を受けました議案については、議案第28号及び議案第36号については賛成多数、その他の議案は全会一致で原案のとおり可決いたしました。

なお、本委員会所管事務の継続事件につきましては、配布のとおり決定しておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、経済建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（野口修一君） 経済建設常任委員長の報告は終わりました。

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長、園田茂君

○文教厚生常任委員長（園田 茂君） ただいまから、文教厚生常任委員会に付託を受けました議案につきまして、去る3月10日、本委員会を開催し審査を行いましたので、その審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、条例関係4議案、予算関係8議案の合計12議案であります。

まず、議案第20号、宇土市放課後児童クラブ施設条例の一部を改正する条例について。これは、宇土東小学校敷地内に新たに宇土東小学校第2児童クラブ施設を創設するため、条例を改正するものであります。

次に、議案第21号、宇土市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

の一部を改正する条例について。これは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、条例を改正するものであります。

次に、議案第25号、宇土市網田焼の里資料館条例の一部を改正する条例について。これは、宇土市網田焼の里資料館に指定管理者制度を導入するため、条例を改正するものであります。

次に、議案第26号、宇土市地域コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について。これは、花園コミュニティセンター及び網田コミュニティセンターの市外居住者の使用料を規定するため、条例を改正するものであります。

次に、議案第29号、令和6年度宇土市一般会計補正予算（第7号）について。当委員会所管の主なものについて申し上げます。

まず、民生費では、障害者福祉サービス事業経費として4,960万円、子どものための教育・保育給付事業として1億6,853万5千円を増額するものであります。

次に、衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種事業として5,643万3千円を減額するものであります。

次に、教育費では、轟貝塚保存活用事業として675万2千円を減額するものであります。また、物価高騰対策事業（保育所分）については、年度内の事業完了が困難であることから、繰越明許費の設定を行っております。

そのほか、必要な財源措置につきまして、地方債の補正を行っております。

次に、議案第30号、令和6年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について。当委員会所管の主なものとしましては、事業の実績見込みにより、特定健康診査等事業費を745万円減額するものであります。

次に、議案第31号、令和6年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第4号）について。補正額は5,539万1千円を増額するもので、補正後の総額は40億2,810万4千円であります。これは、介護保険基金積立金の増額及び事業の実績見込みによる減額補正であります。

次に、議案第33号、令和6年度宇土市入学準備祝金給付基金特別会計補正予算（第1号）について。補正額は69万5千円を減額するもので、補正後の総額は61万7千円であります。これは、入学準備祝金給付基金積立金の増額及び事業の実績見込みによる減額補正であります。

次に、議案第36号、令和7年度宇土市一般会計予算について。当委員会所管の主なものを申し上げます。

民生費では、障害者福祉サービス事業経費10億6,813万3千円、障害児施設給付サービス事業経費5億6,302万9千円、子どものための教育・保育給付事業17億2,65

9万6千円、児童手当費9億5,721万9千円、生活保護扶助費7億2,650万1千円

次に、衛生費では、乳幼児学童定期予防接種事業1億953万1千円、妊婦のための支援給付事業3,590万6千円、保健センター施設改修事業6,563万5千円、がん検診等各種健診事業4,451万3千円

次に、教育費では、学校一般経費（ICT関連経費）3億970万2千円、特別支援教育事業（幼・小・中）1億5,219万5千円、バリアフリー改修事業（小・中）1億7,571万6千円、子どもサードプレイス事業1億2,461万6千円、学校給食調理経費2億9,117万4千円等であります。

また、市民会館施設改修事業については、年度内の事業完了が困難であることから、繰越明許費の設定を行っており、学童クラブ運営に要する経費など2事業に要する経費については、債務負担行為の設定を行っております。

次に、議案第37号、令和7年度宇土市国民健康保険特別会計予算について。当委員会所管の主なものを申し上げます。

特定健康診査等事業費4,969万8千円、人間ドック委託料215万円等であります。

次に、議案第39号、令和7年度宇土市介護保険特別会計予算について。歳入歳出総額は40億2,958万2千円となっており、対前年度比で1億1,576万9千円の増額となっております。

次に、議案第41号、令和7年度宇土市入学準備祝金給付基金特別会計予算について。歳入歳出総額は133万8千円となっており、対前年度比で2万6千円の増額となっております。

以上が、文教厚生常任委員会に付託を受けました議案の概要であります。議案の審査の過程において論議されました主なものを御報告します。

議案第29号、令和6年度宇土市一般会計補正予算（第7号）について。中学校部活動の地域移行について、委員から「具体的にどのように移行していくのか。」との質疑があり、執行部から「令和8年夏に三つの中学校の部活動を廃止し、中学校クラブという一つのクラブに集約する。事務局は市教育委員会に置き、管理運営していく予定だが、会費や指導者の謝金の額など、現在検討している最中である。」との答弁がありました。これに対して、委員から「一つのクラブにすることで活動場所への移動手段がなく、練習に参加できないといった地域格差が生まれないようにお願いしたい。」との意見がありました。さらに、別の委員から「市は西部地区への移住・定住に力を入れている。しかし、子どもがやりたいスポーツのために、西部地区から家族で転居・転出をしている実態がある。これを踏まえて、西部地区に住む保護者の負担が減るよう、全庁的にこの問題を議論してほしい。」との意見がありました。

次に、議案第39号、令和7年度宇土市一般会計予算について。まず、災害に強い公民館について、委員から「轟、走潟、緑川の3地区の公民館は、建設から相当な年月が経っている。修繕は必要だが、防災の観点から建て替えの予定はないのか。」との質疑があり、執行部から「財源の課題があるため、市としては施設の長寿命化を進めていきたいと考えている。」との答弁がありました。

次に、子ども食堂活動について、委員から「昨年、奈良県の子ども食堂で食中毒が発生したが、本市では衛生面をチェックする体制はあるか。」との質疑があり、執行部から「現時点では実施していない。子ども食堂の実施団体の集まりの際に、まずは状況の把握に努めたい。」との答弁がありました。これに対して、委員から「こういった食中毒などの事案で、経営できなくなる子ども食堂がないよう、市のほうでしっかりバックアップしてほしい。」との意見がありました。

次に、議案第39号、令和7年度宇土市介護保険特別会計予算について。介護用品給付事業について、委員から「事業の内容は。」との質疑があり、執行部から「要介護4及び要介護5の方を在宅で介護している方に、年額2万円分の紙おむつや尿取りパットなどの現物支給を行っている。」との答弁がありました。それに対して、委員から「物価高騰で生活が困難な方がいると思う。対象者の範囲を広げることを検討してほしい。」との意見がありました。

次に、議案以外で、スケートボードの施設整備について、委員から「駐車場などでスケートボードを練習している子どもたちを最近見かけるようになったが、施設整備の検討は行っているか。」との質疑があり、執行部から「スケートボードに特化した施設整備の話はないが、市のスポーツ施設を検討する審議会委員の方からも、同じような意見があったため、今後協議していきたい。」との答弁がありました。それに対して、別の委員から「他市にスケートボードパークがあるようなので、情報を収集してみてはどうか。」との意見がありました。

以上が、論議された主な内容であります。本委員会に付託を受けました議案については、全会一致で全て原案のとおり可決いたしました。

なお、本委員会所管事務の継続事件につきましては、議席に配布のとおり決定しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（野口修一君） 文教厚生常任委員長の報告は終わりました。

以上で、各常任委員長の報告は全部終了いたしました。

これから、各常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

18番、福田慧一君

○18番（福田慧一君） 提案されている議案の中で6議案に反対をいたします。

議案第19号、宇土市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。この条例改正は、国民健康保険税を引き上げるためのものであります。改正では、65歳から74歳までの高齢者二世帯で、所得200万円でこれまでの税額25万7,300円が27万8,700円に、2万1,400円、8.3%引き上げるもので、所得に対して13.9%の負担になっております。また40歳から64歳までの夫婦に子ども2人の4人世帯の所得200万円で、34万1,100円から39万4,100円に5万3千円、15.5%引き上げるもので、所得に対して19.7%の負担となり、子育て世代には大きな引上げになっております。国保加入者は、年金生活者や非正規で働く収入の少ない人が多く、年間所得200万円以下が80%を占めています。所得が少ないのに、同じ公的医療保険である中小企業で働く労働者が加入している協会けんぽより2倍程度の保険税の負担になっております。こうした国保加入者に、これ以上の負担をかけるべきではありません。一般会計の財政調整基金は、令和5年度末で36億5,000万円あり、この中から引上げに必要な5,800万円を取り崩し、基準外繰入れを行い、値上げをすべきでないとの立場から反対をいたします。

次に、議案第28号、指定管理者の指定についてであります。これは宇土マリーナを株式会社グッドスタッフに指定するものでありますが、株式会社は利益を出すことを目的としており、そのため従業員の給料も安くなっており、こうした株式会社を指定管理者にすべきではないとの立場から反対をいたします。

議案第36号、令和7年度宇土市一般会計予算についてであります。市の業務は、介護保険制度や後期高齢者医療制度など新たに導入され、大規模災害も発生するなど、業務量は増えているのに正職員は削減され、正職員がしていた仕事を非常勤職員が行っております。そのために、非常勤職員は大幅に増えております。非常勤職員は、会計年度任用職員になり、手当も出るようになり賃金も上がっておりますが、正職員よりも大幅に安くなっております。会計年度任用職員の70%は女性で、安い賃金で市の業務を支えております。正職員を増やし、有給休暇を適切に取れるようにし、会計年度任用職員の賃金引上げと継続雇用を保障するなど、処遇改善を求める立場から反対をいたします。

次に、議案第37号、令和7年度宇土市国民健康保険特別会計予算についてであります。国民健康保険税の値上げに反対の条例改正の中でも述べたように、国民健康保険加入者は、年金生活者や非正規で働く加入者が増えており、年間所得200万円以下の世帯が80%を占めております。所得が少ないのに中小企業の労働者が加入している協会けんぽに比べ、2

倍程度の保険税の負担となっております。同じ公的保険での格差は問題であり、改善が必要です。また、全く収入のない子どもにも均等割が課税され、子どもが多い世帯ほど負担が重くなっております。均等割は廃止すべきであります。高い国保税に対し、全国知事会は国に対し1兆円程度の財政支援を行い、協会けんぽ並みの保険税にすべきと国に要望しております。国の財政支援を増やし、加入者負担軽減を図るべきとの立場から反対をいたします。

次に、議案第39号、令和7年度宇土市介護保険特別会計予算についてであります。令和6年4月から、第9期の介護事業計画が始まりましたが、訪問介護事業所への報酬切下げが行われ、その結果、全国でこれまでの最高の172事業所が倒産し、多くの事業所が厳しい経営状況にあり、これを放置すれば、訪問介護サービスが受けられない深刻な事態が出てくるおそれがあります。本市の介護財政は8億円以上の介護基金があり、早急に訪問介護事業所への支援をお願いします。国に対して介護保険料や利用料金の負担軽減を行うよう要望し、介護を必要とする人が、在宅でも施設でも安心してサービスが受けられるようにすべきとの立場から反対をいたします。

次に、議案第40号、令和7年度宇土市後期高齢者医療特別会計予算についてであります。75歳になれば、これまで加入していた医療保険から強制的に切り離され、後期高齢者医療保険に加入しなければなりません。一人一人が高い保険料を年金から天引きされ、負担しなければなりません。高齢者を医療の面でも、保険料の面でも差別するような医療制度は廃止をし、元の制度に戻し、国の財政支援を増やし、高齢者が安心して医療を受けられるようにすべきとの立場から反対をし、討論を終わります。

○議長（野口修一君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

お諮りいたします。

議案第11号から議案第18号までの8件について、一括して採決したいと思います。

ただいまの総務市民常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第11号から議案第18号までの8件については、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第19号、宇土市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について採決したいと思います。

採決は、電子表決によって行います。

ただいまの総務市民常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

(電子表決)

○議長(野口修一君) ボタンの押し忘れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(野口修一君) ボタンの使用を終了します。

賛成議員多数です。

よって、議案第19号については、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第20号から議案第27号までの8件について、一括して採決したいと思います。

ただいまの各常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。各常任委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(野口修一君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第20号から議案第27号までの8件については、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第28号、指定管理者の指定について採決したいと思います。

採決は、電子表決によって行います。

ただいまの経済建設常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。常任委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

(電子表決)

○議長(野口修一君) ボタンの押し忘れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(野口修一君) ボタンの使用を終了します。

賛成議員多数です。

よって、議案第28号については、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第29号から議案第35号までの7件について、一括して採決したいと思います。

ただいまの各常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。各常任委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第29号から議案第35号までの7件については、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第36号、令和7年度宇土市一般会計予算について採決したいと思います。

採決は、電子表決によって行います。

ただいまの各常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。各常任委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

（電子表決）

○議長（野口修一君） ボタンの押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） ボタンの使用を終了します。

賛成議員多数です。

よって、議案第36号については、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第37号、令和7年度宇土市国民健康保険特別会計予算について採決したいと思います。

採決は、電子表決によって行います。

ただいまの各常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。各常任委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

（電子表決）

○議長（野口修一君） ボタンの押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） ボタンの使用を終了します。

賛成議員多数です。

よって、議案第37号については、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第38号、令和7年度宇土市北段原土地区画整理事業特別会計予算について採決したいと思います。

ただいまの経済建設常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり

り可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第３８号については、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第３９号、令和７年度宇土市介護保険特別会計予算について採決したいと思います。

採決は、電子表決によって行います。

ただいまの文教厚生常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

（電子表決）

○議長（野口修一君） ボタンの押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） ボタンの使用を終了します。

賛成議員多数です。

よって、議案第３９号については、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第４０号、令和７年度宇土市後期高齢者医療特別会計予算について採決したいと思います。

採決は、電子表決によって行います。

ただいまの総務市民常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

（電子表決）

○議長（野口修一君） ボタンの押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） ボタンの使用を終了します。

賛成議員多数です。

よって、議案第４０号については、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第４１号から議案第４３号までの３件について、一括して採決したいと思います。

ただいまの各常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。各常任委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第４１号から議案第４３号までの３件については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第３ 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（野口修一君） 日程第３、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長から、現在、委員会において審査中の事件及び所管事務調査について会議規則第１１１条の規定により、配布しております閉会中の継続審査及び調査の申出がっております。

お諮りいたします。

各常任委員長、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） 御異議なしと認めます。

よって、各常任委員長、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

次に、日程についてお諮りいたします。

本日、市長より議案第４４号及び議案第４５号の２件並びに議員提出として発議第１号から発議第４号までの４件、以上６件が新たに追加上程をされております。

この際、本日の日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） 御異議なしと認めます。

よって、日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

—————○—————

日程第４ 議案第４４号 令和６年度宇土市一般会計補正予算（第８号）について

○議長（野口修一君） 日程第４、議案第４４号、令和６年度宇土市一般会計補正予算（第８号）についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君） 追加提出しております議案について、御説明を申し上げます。

議案第４４号、令和６年度宇土市一般会計補正予算（第８号）について。補正額は５３７万９千円を増額するもので、補正後の総額は２３５億３，８０４万１千円です。

補正予算の主なものについて御説明申し上げます。

歳入につきましては、財政調整基金繰入金による予算の調製を行っております。

歳出につきましては、総務費で、職員給の増額等を行っております。

どうか、十分に御審議の上、適切な御決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（野口修一君） 市長の提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第44号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、直ちに審議したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの議案第44号につきましては、委員会付託を省略し、直ちに審議することに決定いたしました。

これより、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決は、電子表決によって行います。

お諮りいたします。

議案第44号、令和6年度宇土市一般会計補正予算（第8号）について、原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

（電子表決）

○議長（野口修一君） ボタンの押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） ボタンの使用を終了します。

賛成議員多数です。

よって、議案第44号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

—————○—————

日程第5 議案第45号 宇土市副市長の選任について

○議長（野口修一君） 日程第5、議案第45号、宇土市副市長の選任についてを議題といたします。

光井正吾君は、暫時退場をお願いいたします。

(光井正吾君 退場)

○議長（野口修一君） 市長の提案理由の説明を求めます。

市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君） 御説明を申し上げます。

議案第４５号、宇土市副市長の選任について。これは、宇土市副市長の谷崎淳一さんが本年３月３１日で辞職することに伴い、新たに副市長を選任するため、地方自治法第１６２条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

後任の副市長には、光井正吾さんを選任したいので、何とぞ、御同意いただきますようお願いいたします。

○議長（野口修一君） 市長の提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第４５号については、会議規則第３７条第３項の規定により委員会付託を省略し、直ちに審議したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○議長（野口修一君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの議案第４５号につきましては、委員会付託を省略し、直ちに審議することに決定いたしました。

これより、質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○議長（野口修一君） どなたもないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありますか。

１４番、中口俊宏君

○１４番（中口俊宏君） 提案されております議案第４５号、宇土市副市長の選任について、賛成の立場から討論をいたします。

私、議員として約１５年になります。これまで多数の職員の方と出会い、仕事を一緒にしてまいりました。その職員の中でこの人はよく仕事ができるなど、あるいは優秀で将来は宇土市のこの市役所を背負って立つ人物だなという人が何人かおりました。その中の一人が今提案されております光井正吾さんです。光井さんとはいろんな思いで出会い、仕事も一緒にやりましたけれども、特に私が記憶にありますのが、２０１３年４月、船場橋のたもとに交流館蔵屋敷がオープンいたしました。今ではなくて前の蔵屋敷、白壁とか古い情緒ある蔵屋敷でした。それがオープンをして祝賀会がありました。その際、宇土市の伝統文化であります獅子舞の舞がありました。当時の会長さんが、「今、獅子舞が舞っておりますけれども、中におるのは誰か分かりますか。」と言われましたので、当然「見当が付きませんね。」と

というようなことでした。会長さんは「市役所の職員ですよ。休みの日に来てもらっておる。」と、「交流館蔵屋敷のオープンまでいろいろな課題がありましたけれども、これも一つ一つ解決した人ですよ。」と、「よか職員ですよ。」とそう言って褒められておられました。その後、獅子舞の面を脱いで顔を出したのが、何と光井正吾さんでした。鮮明に記憶をしております。この宇土市の伝統芸能の獅子舞、こういった保存会にも関わっていることを知りましたし、また別のことですけれども、市役所が休みの日や仕事が終わった後に、少女テニスのコーチをしていることも知りました。子どもさんの指導をしていることも知りました。地域の方のために、宇土市のためによく頑張っているなと感心をいたしました。まさに地域に根差した、宇土市のために、宇土市民のために活動していることを改めて知ることができました。

私は、この光井正吾さんは副市長に適任であるということが何点かありますけれども、3点に絞って簡単に申し上げたいと思います。

1点目が、真面目で誠実です。また先見性や行動力、馬力がある。何事にも一生懸命、そして情熱を持って仕事をしているということでもあります。一つの事例ですけれども、ふるさと宇土応援寄附金が始まったのが平成20年度からです。一番最初の件数が9件ありました。金額にして125万円の寄附をいただきました。そして、光井さんが平成28年度から担当部署に配置になって、課長としていろんなリーダーシップを取って返礼品を増やす、返礼品もただ増やすではなくて、やはりその会社に行って、あるいは事業所に行って、商店に行って交渉して、そして了解をいただいて、本当に多数の返礼品が揃いました。そういった返礼品が多いほど、やはりいろんな全国の方々からそういった寄附金に来るんじゃないかと思っています。その前年の平成27年度、これは件数が161件です。金額にして約500万円です。光井さんが返礼品とかいろんなそのリーダーとして、そのチームで頑張ったおかげで、その平成28年度は件数は1万4,326件です。金額にして2億5,700万円余りの寄附金が全国の方々からいただいております。平成27年度が161件、光井さんがリーダーとしてその課で皆さんで頑張ってやったおかげで、その翌年度は1万4,326件も寄附金 comes 来ております。寄附の件数です。金額が2億5,700万円ぐらい。件数では約100倍です。金額にして50倍ぐらい、前よりも上がっているわけですね。このふるさと宇土応援寄附金については、皆さんも御案内のとおり、それからだんだん右肩上がりに寄附金が多くなっております。この基礎をつくったのは、光井正吾さんというふうに私は思っております。このリーダーとして本人が頑張ったおかげだというふうに私は認識しているところです。

二つ目は、光井さんは宇土市に対する愛情といいますか、宇土愛、本当に宇土が好きだなと、私もそうですけれども、皆さんもそうですけれども、宇土に対する宇土愛を本当に感じ取れます。また、人望があり、多くの方から慕われているということは、これはもう実感してお

ります。少女テニスの保護者の方はもちろんです。いろんな仕事で携わった人、市役所の職員の方々も光井さんに対する人望があると思いますし、光井さんの悪いことは全く聞きませんし、逆に、いろんなことでよく頑張っているなというような声は聞きます。本当にそういったことで私も実感しているところであります。

3点目は、議会对応、議員対応についてであります。光井さんには個人的にいろんな要望もいたしました。有志議員数人で要望をしたこともあります。光井さんは、よく聞いてくれます。真剣に聞いてくれます。我々議員の立場になって、あるいは市民の立場になってよく聞いてくれます。そういったことで、光井さんに相談すればどうかなるかなということも多々ありましたけども、本当にやはり真剣に聞いてくれる。そしてその要望等につきまして、途中経過とか中間報告ではありませんけれども、今、こういうふうになっていますと、今、こういうふうにしていますとか、もうそういった途中の報告、連絡もいただいて、またそれを相談者に話すこともありますけれども、その方たちもありがとうございますと、そがんしてもらいよるなら助かりますというような声がよくありました。その点、光井さんにはよく感謝もいたしましたし、そういったことも何回もありました。議会对応につきましても、皆さん御案内のとおり、答弁もはきはきとして誠実さが出ております。誠実に対応していると感じております。3点申し上げました。

最後になりますけども、今年度末で谷崎副市長が勇退されます。宇土市のために御尽力いただき本当に感謝申し上げます。いろんな面で、まだまだ谷崎副市長から御指導、御教示をお願いしたいと思っておりましたが、残念に思っております。私はこの谷崎副市長の後は、光井正吾さんしかいないというふうに思っております。光井さんは優秀な人材で、将来性があり、まさに元松市長の補佐役としてその手腕を発揮されることを期待しておりますし、また、市長に対して意見具申ができる人物ということを確認しております。宇土市の副市長として光井正吾さんは適任者であります。

以上で、賛成討論といたします。ありがとうございました。

○議長（野口修一君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） どなたもないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決は、電子表決によって行います。

お諮りいたします。

議案第45号、宇土市副市長の選任について、原案のとおり同意することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

（電子表決）

○議長（野口修一君） ボタンの押し忘れはありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） ボタンの使用を終了します。

賛成議員多数です。

よって、議案第45号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

光井正吾君の入場を求めます。

（光井正吾君 入場）

-----○-----

日程第6 発議第1号 宇土市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（野口修一君） 日程第6、発議第1号、宇土市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

まず、議案を事務局長に朗読させます。

事務局長、田尻清孝君

○事務局長（田尻清孝君） 発議第1号、宇土市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について。地方自治法第112条及び宇土市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり議案を提出する。令和7年3月19日提出。提出者、宇土市議会議員、今中真之助、佐美三洋、山村保夫、藤井慶峰、檜崎政治、小崎憲一。宇土市議会議長、野口修一様

以下、議案書につきましては、配布しておりますので御覧願います。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 事務局長の朗読は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第1号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、直ちに審議したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの発議第1号については、委員会付託を省略し、直ちに審議することに決定をいたしました。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(野口修一君) どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決は、電子表決によって行います。

お諮りいたします。

発議第1号、宇土市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について、
原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押して
ください。

(電子表決)

○議長(野口修一君) ボタンの押し忘れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(野口修一君) ボタンの使用を終了します。

賛成議員多数です。

よって、発議第1号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

—————○—————

日程第7 発議第2号 宇土市議会委員会条例の一部を改正する条例について

○議長(野口修一君) 日程第7、発議第2号、宇土市議会委員会条例の一部を改正する条例
についてを議題といたします。

まず、議案を事務局長に朗読させます。

事務局長、田尻清孝君

○事務局長(田尻清孝君) 発議第2号、宇土市議会委員会条例の一部を改正する条例につい
て。地方自治法第112条及び宇土市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり議
案を提出する。令和7年3月19日提出。提出者、宇土市議会議員、今中真之助、佐美三洋、
山村保夫、藤井慶峰、檜崎政治、小崎憲一。宇土市議会議長、野口修一様

以下、議案書につきましては、配布しておりますので御覧願います。

以上でございます。

○議長(野口修一君) 事務局長の朗読は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第2号については、会議規則第37条第3項の規定に
より委員会付託を省略し、直ちに審議したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(野口修一君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの発議第2号については、委員会付託を省略し、直ちに審議することに

決定をいたしました。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(野口修一君) どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(野口修一君) どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決は、電子表決によって行います。

お諮りいたします。

発議第2号、宇土市議会委員会条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

(電子表決)

○議長(野口修一君) ボタンの押し忘れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(野口修一君) ボタンの使用を終了します。

賛成議員多数です。

よって、発議第2号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第8 発議第3号 宇土市議会会議規則の一部を改正する規則について

○議長(野口修一君) 日程第8、発議第3号、宇土市議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

まず、議案を事務局長に朗読させます。

事務局長、田尻清孝君

○事務局長(田尻清孝君) 発議第3号、宇土市議会会議規則の一部を改正する規則について。

地方自治法第112条及び宇土市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり議案を提出する。令和7年3月19日提出。提出者、宇土市議会議員、今中真之助、佐美三洋、山村保夫、藤井慶峰、檜崎政治、小崎憲一。宇土市議会議長、野口修一様

以下、議案書につきましては、配布しておりますので御覧願います。

以上でございます。

○議長(野口修一君) 事務局長の朗読は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第3号については、会議規則第37条第3項の規定に

より委員会付託を省略し、直ちに審議したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(野口修一君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの発議第3号については、委員会付託を省略し、直ちに審議することに決定をいたしました。

これより、質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(野口修一君) どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(野口修一君) どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決は、電子表決によって行います。

お諮りいたします。

発議第3号、宇土市議会会議規則の一部を改正する規則について、原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

(電子表決)

○議長(野口修一君) ボタンの押し忘れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(野口修一君) ボタンの使用を終了します。

賛成議員多数です。

よって、発議第3号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第9 発議第4号 小中学校の学校給食の無償化を求める意見書

○議長(野口修一君) 日程第9、発議第4号、小中学校の学校給食の無償化を求める意見書についてを議題といたします。

まず、議案を事務局長に朗読させます。

事務局長、田尻清孝君

○事務局長(田尻清孝君) 発議第4号、小中学校の学校給食の無償化を求める意見書。地方自治法第112条及び宇土市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり議案を提出する。令和7年3月19日提出。提出者、宇土市議会議員、中口俊宏、藤井慶峰、園田茂、西田和徳、今中真之助、小崎憲一、佐美三洋、杉本寛。宇土市議会議長、野口修一様

以下、議案書につきましては、配布しておりますので御覧願います。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 事務局長の朗読は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第４号については、会議規則第３７条第３項の規定により委員会付託を省略し、直ちに審議したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの発議第４号については、委員会付託を省略し、直ちに審議することに決定をいたしました。

これより、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決は、電子表決によって行います。

お諮りいたします。

発議第４号、小中学校の学校給食の無償化を求める意見書について、原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

（電子表決）

○議長（野口修一君） ボタンの押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） ボタンの使用を終了します。

賛成議員多数です。

よって、発議第４号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、今定例会の日程は全部終了いたしました。

これをもって、令和７年３月宇土市議会定例会を閉会いたします。

—————○—————

午後０時５０分閉会

○議長（野口修一君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

去る２月２８日に招集されました今定例会は、議員各位及び執行部の皆様の御協力によりまして、本日ここに無事閉会の運びとなりましたことに厚く御礼を申し上げます。

次に、閉会に当たりまして、市長から御挨拶がございます。

市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君） 閉会に当たりまして、御礼を申し上げます。

今定例会におきましては、令和7年度予算案をはじめ、多数の重要案件を提案しましたところ、慎重な御審議により、全て原案どおりに御決定をいただき、御礼を申し上げます。

会期中に議員の皆様からいただきました御意見、御要望につきましては、十分にこれを尊重し、可能なものは直ちに措置を講じるとともに、できる限り今後の市政運営に反映してまいる所存でございます。

初めに、職員の懲戒処分について、市民の皆様、議員の皆様にご報告とお詫びを申し上げます。

今回、不適切な事務処理を行った職員に対し、減給10分の1（3か月）の懲戒処分を行い、また、併せまして管理監督責任として、上司であった5名に指導上の措置を行っております。

今回の懲戒処分等により、市民の皆様、議員の皆様の信頼を著しく失墜させてしまうことになり、大変申し訳なく思うところでございます。

今後は、このようなことを繰り返さないよう、徹底した再発防止策を実施するなど、職員一丸となって市政に対する信頼回復に向けて全力で取り組んでまいります。本当に申し訳ございませんでした。

続きまして、台湾の台南市と宇城地域、宇土市、宇城市、美里町の2市1町との友好交流協定締結のため、先週12日から14日までの日程で台南市を訪問しましたので御報告させていただきます。

1年前、台湾の台南市を訪問し、本市にルーツを持つ湯徳章氏、日本名で坂井徳章氏でございますが、その命日に当たる3月13日に、例年行われております「正義と勇気の記念日」の式典に参加した後、台南市長を表敬訪問し、台南市と宇城地域との交流についての思いを伝えてまいったところでございます。

その後も、台南市との協議を続け、今回、議員の皆様の御同席のもと、台南市と宇城地域との友好交流協定が実現しましたことを大変うれしく思います。

昨年 of 台南市への訪問から始まり、議員の皆様、商工会など関係団体の皆様、宇城市、美里町の首長及び議員の皆様並びに県の宇城地域振興局と関係者の皆様には、大変お世話になりました。

今後は、今回実を結んだ台南市との交流協定が発展するように、観光、経済、文化、教育など幅広い分野で、宇城地域が一体となり、官民連携し努力してまいりますので、引き続き、議員の皆様の御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、本市では、今年度定住移住推進係を新設し、地域おこし協力隊と共に、定住・移住の促進に向けた取組を強化してまいりました。地域おこし協力隊は、情報発信や空き家所有者へのアプローチ、利用希望者への物件案内や相談対応など、精力的に活動を展開しており、移住希望者と地域とを結びつける重要な役割を担っております。

その結果、地域おこし協力隊着任の令和5年11月当初と比較しますと、熊本県空き家バンクプラットフォームというものがございますが、この中の宇土市の閲覧数が約50倍に達しております。また、宇土市ホームページ閲覧数が約5倍となっております。

空き家バンク掲載物件数に関しましても、着任当時の令和5年11月に3件だったものから、現在ではその約10倍に増えております。令和6年度における成約数も7件と、過去最高の数字が出ているところでございます。

これらの成果は、協力隊の努力だけでなく、地域の皆様や関係者の皆様が一体となって、本市の課題解決に向けて御協力くださったおかげであります。改めまして、心より御礼を申し上げます。

今後も、地域の皆様とともに、更なる地域活性化を目指してまいります。

結びに、このところ、冷え込みが幾分か和らいでおり、暖かい季節も間近と思われます。今暫くの間、議員の皆様におかれましては、寒暖定まらぬ時期でございますので、体調管理に留意され、ますますお元気で御活躍されますことを御祈念申し上げ、閉会に当たっての挨拶といたします。

ありがとうございました。

○議長（野口修一君） 議員皆様は御承知かと思いますが、6年の長きにわたり副市長を務められました谷崎副市長が、3月末をもって退職されます。せっかくの機会でございますので、ここで御挨拶をいただきたいと思います。議員の皆様方、御協力のほど、よろしく願いたします。

副市長、谷崎淳一君

○副市長（谷崎淳一君） 閉会日でお疲れのところ、お時間をいただきまして誠にありがとうございます。お許しをいただきまして御挨拶をさせていただきます。

平成31年から6年間にわたりまして、副市長として務めさせていただきました。誠にありがとうございます。ただ、任期途中の退任ということで大変心苦しく、心からお詫びを申し上げます。この6年間、市長を補佐し、宇土市政に関われたこと、そして市議会の皆様から毎議会、視点鋭いいろいろな御意見や御提案をいただきましたこと、そして議会の皆様と親交を結べたことは、私にとって生涯忘れることのできないことでありました。この間、充実した時間を共有させていただいたことに深く感謝を申し上げます。今回のことで、改めて健康のありがたさを痛感いたしました。そんな私が言うのも僭越ではございますが、市議

会の皆様方をはじめ、ここにおいでの皆様方にはどうか御自愛いただきますようお願いしております。

結びに、宇土市議会のますますの御発展と議員の皆様の御多幸、御活躍を御祈念申し上げまして、意を尽くせませんが御礼の言葉とさせていただきます。長い間お世話になりまして、誠にありがとうございました。

(拍手)

○議長（野口修一君） 谷崎副市長におかれましては、長い間御苦勞様でございました。豊富な行政経験をお持ちでございますので、退職されても我々市議会に対しまして、御意見、御指導を今後ともよろしくお願い申し上げます。また、健康には十分留意され、穏やかに過ごされますことを御祈念申し上げます。ありがとうございました。

次に、3月末日で役職定年を迎えられる職員の方が、お二人議場にいらっしゃいます。せっかくの機会でございますので、このお二人にも御挨拶をいただきたいと思います。議員の皆様方、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

最初に、市民環境部長、小山郁郎君

○市民環境部長（小山郁郎君） 役職定年を迎えるに当たり、市議会閉会後の貴重な時間に挨拶の機会をいただき、野口議長をはじめ、議員皆様に心から御礼を申し上げます。

まずは、3月31日をもって退任されます谷崎副市長に御礼の言葉を述べさせていただきます。谷崎副市長におかれましては、6年間、宇土市の発展に御尽力いただきましたことに心から感謝申し上げます。また、私ども職員に対して的確な助言や御指導をいただき、とても心強く感じておりました。重ねて御礼を申し上げます。

退任後も引き続き、宇土市の発展に御支援、御協力いただきますようお願い申し上げます。大変お世話になりました。ありがとうございました。

さて、私は、平成元年に入庁いたしまして、市民課を皮切りに教育委員会、総務課、税務課、議会事務局など7課を勤務し、たくさんの経験を積ませていただきました。そして令和元年度から部長として、市民環境部長を4年間、経済部長を2年間、通算6年間勤務いたしました。在職中、熊本地震、コロナ感染症、台風大雨災害などが発災し、戸惑いを感じながらも、市民の皆様が安心・安全な生活が送れるよう、懸命に仕事を進めていたことを思い出します。特に、コロナ感染症は、経済部長として、地域経済の疲弊、活気の低迷を目の当たりにいたしました。商品券発行など当時の部下職員と共に協力し支援策が打てたことは、市民の皆様の生活の一助になれたのではないかと考えております。

また、市民環境部長としては、住民サービスの向上、市税等の未収金対策、CO2削減など環境対策、防犯・交通安全対策、それに網田コミュニティセンター建設事業などにも職員と共に取り組んでまいりました。

私が本日、この日を迎えることができましたのは、これまで私に関わっていただきました議員の皆様、また、市長をはじめ、副市長、教育長、それから先輩職員の方々、後輩職員の方々からの温かい御指導、御支援、御協力のおかげであると考えております。心から感謝申し上げます。この場をお借りしまして御礼を申し上げます。誠にありがとうございます。

また、至らない点多々あったことと思いますが、どうか御容赦いただきますようお願い申し上げます。

今回、定年延長に伴います役職定年制度がスタートいたしました。宇土市での本制度の適用は私たちが最初の職員となります。３月３１日をもって役職定年を迎えますが、まずは定年退職までは、これまで培ってまいりました経験を生かし、微力ではありますが、宇土市のために役立ちたいと考えております。また、本制度の最初の職員として、良い前例となるよう努めてまいりたいと考えております。

引き続き、皆様の御指導、ごべんたつのほどよろしくお願い申し上げます。

最後に、「九州のどまんなか宇土市」、人も、経済も、人気も九州のどまんなかになりますよう、宇土市と宇土市議会の更なる発展と議員皆様のますますの御健勝と御活躍を祈念申し上げます。役職定年に当たっての感謝と御礼の挨拶とさせていただきます。

大変お世話になりました。ありがとうございました。

(拍手)

○議長（野口修一君）　ありがとうございました。

次に、健康福祉部長、岡田郁子さん

○健康福祉部長（岡田郁子さん）　閉会後の貴重なお時間に御挨拶の機会をいただき、野口議長はじめ、議員の皆様には感謝申し上げます。

私は、昭和６２年５月に保健師として採用され、当時の生活健康課を皮切りに健康福祉部内の各部署を経て、平成３１年４月に健康福祉部長を拝命し、６年間部長職を務めさせていただきました。この間は、市議会での一般質問や常任委員会の委員の皆様にご同行しました行政視察など、多くのことを学ばせていただき大変お世話になりました。また、このたび御勇退されます谷崎副市長の任期とちょうど重なり、薫陶を賜うることができましたことも大変幸運であるとともに、非常に心強く感じておりました。ありがとうございました。

さて、私が採用された昭和時代は、この宇土市でも、現在では考えられないほど男女の職員で役割が異なり、女性職員が管理職に登用されることは珍しいことでした。若い頃は、まさか自分が部長職を務めることになるなど思っていなかったのですが、現在は女性管理職が増え、責任ある立場に就いておりますので、後に続く職員も臆さず、遠慮せず、幅広く活躍してほしいと考えております。

勤務しました３８年の間には、時代の流れとともに、市の事業や制度には多くの変化があ

りました。健康福祉部の所管する業務では、医療保険の制度改正や介護保険制度の開始、保育園や学童クラブのニーズ増大、熊本地震の被災地としての業務、新型コロナウイルス感染症への対応など、前例のない事案に取り組むこともしばしばございました。このような状況を、ときにはお叱りを受けながら、何とか乗り越えることができましたのも、議員の皆様方や市長はじめ、多くの職員の皆様方の御支援、御協力いただきましたおかげであると、深く感謝を申し上げます。

定年延長で、あと2年間は勤務を続けることにしておりますので、これまでの知識や経験を後輩職員に伝え、初心に返って、微力ながら宇土市や市民の皆様のために業務に励む所存でございます。今後とも議員の皆様方には御指導、御助言いただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

結びに、宇土市と宇土市議会の更なる発展と、議員の皆様方のますますの御健勝と御活躍を祈念申し上げまして、お礼の御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

(拍手)

○議長（野口修一君） ありがとうございました。本当に長い間御苦勞様でございました。お二方の長年の御功績に改めて敬意を表し、心からお礼申し上げます。

今後も、健康には十分留意され、ますますの御活躍を御祈念申し上げます。

本日は、これをもって終了いたします。ありがとうございました。

-----○-----

午後1時07分終了

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

宇土市議会議長 野 口 修 一

宇土市議会議員 園 田 茂

宇土市議会議員 宮 原 雄 一